

一 高等學校ノ卒業生

二 尋常師範學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ノ教員免許狀ヲ有スル者

第十一條 高等師範學校女子高等師範學校卒業生ノ第一次ノ檢定ハ當該學校長ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

他ノ文部省直轄學校卒業生ノ第一次ノ檢定ハ前項ノ例ニ準スルコトアルヘシ第六條第四款ニ該當スル者ノ第一次ノ檢定ハ北海道廳長官府縣知事ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

第十三條 第二次ノ檢定ハ二等免許狀ヲ有シ一箇年以上教員ノ職ニ在リタル者ニ就キ其勤務ノ經歷及學力等ヲ調査スルモノトス

第十五條 檢定ハ文部大臣檢定委員又ハ高等師範學校若クハ女子高等師範學校ヲシテ之ヲ施行セシム第一次ノ甲種檢定及第二次ノ檢定ハ隨時之ヲ行ヒ第一次ノ乙種檢定ハ豫メ期日ヲ定メテ之ヲ行フ

第十七條 免許狀ノ書式ハ左ノ如シ但甲號ハ高等師範學校女子高等師範學校卒業生乙號ハ其他ノ者ニ與フルモノトス

甲 號

乙 號

尋常師範學校教員何等免許狀

高等師範學校何學科卒業生
族籍
氏 名
生 年 月
(女子高等師範學校卒業生)

尋常師範學校教員何等免許狀

何類何種
族籍
氏 名
何科目何科目何科目
生 年 月

右ハ尋常師範學校(女生徒ノ)教員タル
コトヲ免許ス

年 月 日

文部大臣位勳爵 氏 名 印

割印 番 號

右ハ前記ノ科目ニ就キ檢定シ尋常師範
學校(女生徒ノ)教員タルコトヲ免許ス

年 月 日

文部大臣位勳爵 氏 名 印

割印 番 號

甲號乙號トモ一等免許狀ノ輪廓ハ綠色トシ二等免許狀ノ輪廓ハ紅色トス

第二十三條 此規則ニ依ラスシテ授與シタル尋常師範學校教員免許狀又ハ之ト同一ノ效力ヲ有スル免許狀及卒業證書ハ仍其效力ヲ有スルモノトス

第二十四條 此規則ニ牴觸スル從前ノ成規ハ此規則施行ノ時期ヨリ之ヲ廢止ス

其の後二十七年三月五日文部省令第八號を以て新に高等女學校を加へ尋常師範學校、尋常中學校及高等女學校教員免許規則を設け從來の規則を改めたる處多く本規程尋常師範學校教員免許規則は廢止同様になつた。

七、生徒定員、募集規則

尋常師範學校生徒定員 明治十九年五月發布した尋常師範學校生徒募集規則中にはじめて各府縣の員數を定めた即ち其の第九條に掲げたるものは左の如し

尋常師範學校生徒員數表

府縣名	生徒定員	府縣名	生徒定員	府縣名	生徒定員
東京	一〇〇	栃木	一〇〇	青森	一二〇
京都	一五〇	三重	一五〇	山形	一五〇
大阪	二四〇	愛知	二〇〇	秋田	一五〇
神奈川	一二〇	靜岡	一五〇	福井	一四〇
兵庫	二〇〇	山梨	一〇〇	石川	一五〇
長崎	一二〇	滋賀	一二〇	富山	一四〇
新潟	二四〇	岐阜	一四〇	鳥取	一〇〇
埼玉	一五〇	長野	二〇〇	島根	一四〇
群馬	一四〇	宮城	一二〇	岡山	一八〇
				徳島	一四〇
				和歌山	一四〇
				愛媛	二〇〇
				高知	一五〇
				福岡	一五〇
				大分	一四〇
				佐賀	一〇〇
				熊本	一五〇
				宮崎	一〇〇

千葉	一五〇	福島	一八〇	廣島	一八〇
茨城	一四〇	岩手	一五〇	山口	一五〇
				鹿兒島	一五〇

北海道及沖繩縣ハ追テ之ヲ定ムヘシ

右生徒員數表中二十年文部省令第十三號を以て大阪の二四〇を一八〇に減じ、栃木縣の次に奈良縣の一〇〇を加へ同二十二年一月十日省令第一號を以て徳島縣の次に香川縣を置き一二〇とし、愛媛縣を一四〇に減ず、同年八月十日省令第六號を以て福岡縣を二〇〇に増加した。更に同二十五年七月十一日文部省令第九號を以て同十九年五月定めたる生徒の定員を改正し、二十六年四月一日より實施した。左の通り

第一條 尋常師範學校生徒ノ定員ハ左表ノ如シ但北海道及沖繩縣ニ關シテハ北海道廳長官沖繩縣知事ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

尋常師範學校生徒定員表

府縣名	生徒定員	府縣名	生徒定員
東京	一四〇	奈良	一〇〇
京都	一五〇	三重	一五〇
		山形	一五〇
		秋田	一五〇
		香川	一二〇
		愛媛	一四〇

大 阪	一八〇	愛 知	二〇〇	福 井	一四〇	高 知	一五〇
神 奈 川	一二〇	靜 岡	一五〇	石 川	一五〇	福 岡	二〇〇
兵 庫	二〇〇	山 梨	一〇〇	富 山	一四〇	大 分	一四〇
長 崎	一二〇	滋 賀	一二〇	鳥 取	一〇〇	佐 賀	一二〇
新 潟	二四〇	岐 阜	一四〇	鳥 根	一四〇	熊 本	一五〇
埼 玉	一五〇	長 野	二〇〇	岡 山	一八〇	宮 崎	一〇〇
群 馬	一四〇	宮 城	一二〇	廣 島	一八〇	鹿 兒 島	一五〇
千 葉	一五〇	福 島	一八〇	山 口	一五〇		
茨 城	一四〇	岩 手	一二〇	和 歌 山	一四〇		
栃 木	一二〇	青 森	一二〇	德 島	一四〇		

第二條 男女生徒員數ノ割合ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定メ文部大臣ニ開申スヘシ

第三條 土地ノ情況ニ依リ女生徒ヲ置カサルコトヲ得此場合ニ於テハ男生徒ノミヲ以テ定員ヲ滿スヘシ

第四條 小學校教員需要供給上ノ關係又ハ其他特別ノ事情アルトキハ第一條ノ定員ニ超過シタル生徒ヲ募集スルコトヲ得

トヲ得

第五條 第三條及第四條ノ場合ニハ北海道廳長官府縣知事ニ於テ其事由ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
生徒募集規則 明治十九年五月二十八日文部省令第十號を以て發布した。この規則に據れば

業以上の學力を有し年齢十七年以上二十年以下の者にて其の府縣下に在籍する者より募集し應
募者は郡區長の選舉に係る者と直に學校へ願出づる者との二種に分ち初め試験生として一箇月
以上三箇月以内假に入學せしめ其の間に資性品行等を査察し適當と認めたる者に限り本入學を
許すこととした。生徒の員數は府縣により差等を設け其の府縣内の學齡兒童學校の多寡土地の廣
狭によつて定められたもので多きは二百四十人少きも百人を下らなかつた。本縣は百五十名でこ
の内男子を百二十人女子を三十人としたものである。同二十五年七月十一日更にこれ等の規則を
改めて入學資格を高め尋常小學校の本科准教員たるべき免許狀を有し若くはこれと同等以上の
學力を有する者より男子は年齢十七年以上二十年未滿女子は十五年以上二十年未滿の者特別の
事情あるときは二十年以上二十五年未滿の者より入學せしめ各學級に缺員あるときは補缺の途
を開き二學年程度以上の學級に補缺すへき者は小學校教員免許狀を有し教職に従事したる經歷
を有する者に限る試験生として四箇月以内の假入學をなさしむることとした。左に十九年五月二
十八日文部省令第十號を抄録す。

尋常師範學校生徒募集規則
第一條 尋常師範學校ノ生徒ハ左ノ資格ヲ有スルモノヨリ募集スベシ

第五章 師範教育

- 一 身體強健ニシテ師範學校令第一條但書ノ目的ヲ達シ得ベキト認ムルモノ
- 一 高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スルモノ
- 一 年齢十七年以上二十年以下ノモノ但第二條第一種ノモノハ此限ニ非ス
- 一 其府縣下在籍ノモノ

第二條 尋常師範學校ノ生徒ハ左ノ二種ヨリ募集スヘシ

第一種 郡區長ノ撰舉ニ係ルモノ

第二種 直ニ師範學校ニ願出タルモノ

第三條 尋常師範學校ニ於テハ入學志願者ノ身體學力等ヲ檢定シテ之ヲ撰ムヘシ

身體ノ檢定ハ府縣立病院或ハ他ノ適當ナル醫員ヲシテ施行セシメ學力ノ檢定ハ高等小學校ノ學科程度ニ依テ之ヲ施行スヘシ（以下省略）

本縣では文部省の尋常師範學校生徒募集規則第十條第十一條に據り二十一年一月縣令第十號を以て尋常師範學校生徒薦舉方法並其の員數を定めた。これに據れば郡長薦舉に係る生徒は一郡役所ことに男生徒毎年二名女生徒は隔年一名を入學せしむ。後に隔年を毎年と改めた當時一年の募集人員は總員男生徒三十人女生徒十五人であつたのでこの内郡長薦舉の者男生徒二十人女生徒十人其餘は二種生と稱し直接學校に出願する者定員男生徒十人女生徒五人であつた。

右生徒薦舉方法並員數を定めて發布すると共に船越本縣知事は郡役所に對し生徒薦舉方法に關し左の通り内訓した。

今般縣令第十號ヲ以テ千葉縣尋常師範學校生徒薦舉方法並ニ其員數相違候處右生徒之儀ハ毎回男生徒ハ五名女生徒

ハ三名以内ヲ目的トシ志願者中ヨリ可成優等ナルモノ薦舉可致尤入學許可之儀ハ同縣令第二條ニ據リ男生徒二名女生徒一名ニ限り候儀ニハ候得共彼此相比較シ優等者多數ナリト認ムルトキハ定員外ノ入學ヲ許可シ若クハ第二種即チ通常志願者ニ組入レ入學差許候儀モ可有之將又郡長薦舉ニ係ル生徒ニシテ定員ニ充タサルトキハ通常志願者ノ合格セル者ニ就キ豫メ郡名ヲ指定シ補充致候儀モ可有之候條薦舉ノ際精々注意可致殊ニ從前師範學校卒業生若クハ小學校教員等實地經驗アル者ニシテ入學ヲ志願スル者ハ其資性品行等ヲ取調可成薦舉候樣可致尤右等ノ向ハ年齢三十年迄ハ薦舉スルモ不苦儀ト心得ヘシ

同年九月生徒中退學處分を受けたる者あるを以て生徒選抜方につき特に注意を要すと郡長に内訓した。

尋常師範學校生徒志願者ノ儀ハ明治十九年文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則ニ依リ郡長ノ薦舉ニ係ルモノト直ニ該校ヘ願出タルモノトノ二種ヨリ選抜致候儀ニハ候得共文部大臣ノ主旨タル時機ノ熟スルヲ待チ悉皆郡長ヨリ推薦セントセシメラル、ハ會テ交付致置候大臣ノ演述書ニ徴シ明瞭ナル儀ニ候得ハ當局者ニ於テ豫メ此意ヲ體シ管內各小學校ノ生徒等ニ就キ平素人物ノ如何ニ注目シ期ニ臨ミ適應ノ人物ヲ出タスニ容易ナル樣準備致サレ度將又該薦學生卒業ノ後郡長ニ於テ之カ進退ヲ指揮監督スヘキハ勿論ニ候得共在學中校規ニ觸ル、等ノ故ヲ以テ退學申付ラレタルモノ有之トキハ殊ニ其退學後ノ舉動並ニ悔悟謹慎ノ實効如何等ヲ視察シ他日本官ノ參考ニ供スルタメ時々報告又ハ本官ヨリ垂問ノ際速ニ答申有之樣常ニ注意セラレタシ

又郡區長の選舉に係る生徒に本入學を許さんとするとき及一旦本入學を許したる後之を退學せしめんとするときは該學校長より其の理由を具し道廳長官府縣知事の認可を請はしむべしと二十一年九月八日文部大臣より北海道廳府縣へ内訓した。又郡區長の薦舉したる生徒は郡區長に

於て豫め篤と其人物學力を檢定して薦學せしめ師範學校に於ては入學試験を用ひず直に十九年文部省令第十號第五條に據り假入學を許し試験生中に其人物學力を檢定して本入學を許すべしと同年十月四日同じく地方廳へ内訓した。これに基き本縣知事は各郡長へ左の通り内訓した。郡長薦學ニ係ル尋常師範學校生徒ハ自今該學校ニ於テハ入學試験ヲ用キス直ニ明治十九年文部省令第十號第五條ニ據リ假入學ヲ許シ試験生中ニ其人物學力ヲ檢定シ本入學ヲ許否スヘキ筈ニ付本縣令第四百十號ヲ以テ該生徒薦學方法追加改正相成候條便宜方法ヲ設ケ確實詳密ニ其人物學力及身體ヲ檢定シ適當ノ者ヲ薦學スヘシ此旨内訓ス但學力檢定ハ本人ノ望ニ依リ英語農業ヲモ併セ試ムヘク身體檢査ハ別紙標準ニ據ルヘシ

明治二十二年十月六日

知事

各郡長宛

尋常師範學校薦學生身體檢査標準

體質	體重	體長	血行器	呼吸器	肺活量	消化器	視力	姓名
完全ノ者	年齢相當ノ者	同上	健全ノ者	健全ノ者	百二十五以上	健全ノ者	健全ノ者	
完全ノ者	年齢相當者	同上	健全ノ者	健全ノ者	百二十以上	健全ノ者	健全ノ者	

二十五年の改正 次で二十五年七月改正したるものは左の通り

尋常師範學校生徒募集規則

- 第一條 尋常學校生徒ノ募集ハ毎學年ノ始ニ於テス
- 第二條 尋常師範學校ノ生徒ハ左ノ資格ヲ有スル者ヨリ募集ス其身體品行學力等ヲ檢定シテ之ヲ選フヘシ
 - 一 身體健全品行方正ニシテ小學校教員タルニ適當ナリト認ムル者
 - 二 尋常小學校ノ本科准教員タルヘキ免許狀ヲ有シ若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者
 - 三 男子ハ年齢十七年以上二十年未満女子ハ年齢十五年以上二十年未満ノ者但特別ノ事情アルトキハ二十年以上二十五年以下ノ者ヲ入學セシムルコトヲ得

第三條 尋常師範學校ノ各學級ニ缺員アルトキハ前條第一款ノ資格ヲ有シ學力年齢トモ該學級ニ相當スル者ヲ以テ補缺スルコトヲ得

但第二學年程度以上ノ學級ニ補缺スヘキ者ハ小學校教員免許狀ヲ有シテ教員ノ職ニ從事シタル經歷アル者ニ限ル
二十七年三月但書削除

第四條 尋常師範學校ノ生徒ハ左ノ二種ヨリ募集スヘシ

- 第一種 郡長市長ノ薦學ニ係ル者
- 第二種 直ニ尋常師範學校ニ願出ツル者

前項ノ郡長市長ノ職務ハ東京市京都市大阪市ニ於テハ區長之ヲ行ヒ郡長市長ヲ置カサル地方ニ於テハ島司區長又ハ之ニ準ズヘキ者之ヲ行フヘシ

第五條 入學ヲ許可セントスルトキハ初メ試験生トシテ四箇月以内假ニ入學セシメ其資性品行等ヲ審察シ適當ト認ムル者ニ限り本入學ヲ許可スヘシ但尋常師範學校ノ豫備科卒業生ヲ入學セシムル場合ニ於テハ本文ニ依ルノ限ニ在ラス

第六條 此規則ニ關スル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ
 生徒募集細則 同上生徒募集規則第六條に依り本縣にては其の細則を定めて二十六年三月十八日縣令第十四號を以て發布した。即ち

尋常師範學校生徒募集細則(抄)

第一條 尋常師範學校生徒ハ尋常師範學校生徒募集規則第二條ノ資格ヲ有シ在學中家事ニ係累ナキ本縣下在籍ノ者ヨリ募集ス

第二條 入學志願者ノ學力試験ハ尋常小學校本科准教員ノ試験科目及其程度ニ依ル

但從來ノ經歷等ニ依リ認定シ學力試験ヲ施行セサルコトアルヘシ

第四條 入學志願者ノ身體検査ハ左ノ各項ニ就キ適當ノ醫員ヲシテ施行セシムルモノトス

- 一 體格 體質 一 體長 胸圍 體重 一 視力 辨色力 聽器 一 其他各部構造 一 痘

第五條 第一種生徒ノ定員ハ左表ニ依リ男生徒ハ毎年女生徒ハ募集ノ年本年ハ募集シ明年ハ募集セス其後ハ二年連續シテ募集シ一年ハ募集セサル順序トスニ之ヲ募集ス

但時宜ニ依リ増減スルコトアルヘシ

郡名	男生徒	女生徒	郡名	男生徒	女生徒
千葉市原	四	三	東葛飾	三	二
印旛下埴生南相馬	三	二	長柄上埴生	二	一
山邊武射	三	一	香取	三	二
海上匝瑳	三	一	望陀周准天羽	三	一
夷隅	二	一	安房、平、朝夷、長狭	四	二
計	三〇	一五			

第七條 第一種生徒ハ郡長ニ於テ身體検査ヲ了シ且尋常師範學校選定ノ問題ニ依リ其學力ヲ試験シ同校ノ調査ヲ經タル上適當ト認メタル者ヲ薦學スルモノトス (以下省略)

八、卒業生の服務其他

卒業生服務規則 明治十九年五月二十八日文部省令第十一號を以て尋常師範學校卒業生服務規則を發布し服務年限を十箇年とし其の間教職に従事する義務を有するものとし最初の五箇年間は府知事、縣令の指定する學校に奉職せしむ、但し郡區長の推薦に係る者は其の郡區長指定の小學校に奉職すべきものとした。同二十二年十月二十五日服務年限十箇年を男子十箇年、女子五箇

年に改め最初の五箇年間に男子五箇年、女子二箇年に改正した。同二十五年七月十一日、この規則を改正し、北海道廳長官、府縣知事の指定した小學校教員の職に従事すべき義務年限を終りたる者は、服務年限中小學校にあらざる官立公立學校教員若しくは學務に關する他の公職を以て小學校教員の職に代へることを得せしめ、特別の事情ある者は北海道廳長官、府縣知事の許可を受け、他の道府縣に於て就職することを得るものとした。

卒業生の服務年限は最初男子女子共に同一であつたので、女子には最も困難を感ずるので、本縣知事は文部大臣に其の旨を上申し、其の結果女子の義務年限は短縮せられた。即ち

尋常師範學校女子卒業生服務年限ノ儀ニ付上申

御省令第十一號ヲ以テ尋常師範學校卒業生服務規則御發布相成度候處、右卒業生ニハ男女ノ區別無之均シク十年間教職ニ従事シ五年間ハ府縣知事指定ノ學校ニ奉職可致答ニ有之候へ共、女子ノ儀ハ男子ト異リ、桃夭ノ期モ有之モノニ候へハ、男子ト均シク十年間教職ニ従事セシメ候テハ、實際差支ノ場合モ可有之ト懸念罷在候間、御省令第十九號ヲ以テ高等師範學校卒業生服務規則御發布相成男女年限ヲ區別セラレ、女子ハ五ヶ年教職ニ従事シ二ヶ年指定ノ場所ニ奉職可致旨御制定相成候ニ付テハ、本縣尋常師範學校女子卒業生ノ服務年限モ右高等師範學校卒業生ノ服務規則ニ則リ、男女其年限ヲ區別致シ不苦候哉至急何分ノ義務指揮相成度此段上申仕候也

明治十九年十月十九日

千葉縣知事 船越 衛

文部大臣 森 有禮 殿

右上申書返戻ニ付通牒

客年十月十九日付ヲ以テ尋常師範學校女子卒業生服務年限ノ義ニ付上申相成候處、右ハ同年十二月十六日及御通牒置

次第モ有之ニ付テハ、更ニ御考案モ可有之ト存候ニ付別紙上申書一應及御返戻候也

明治二十年一月二十九日

普通學務局長代理

文部省參事官 折田彦市

知事 宛

(參考) 師範學校女生徒服務ノ儀ニ付通知 十九年十二月十六日 文部省普通學務局

文部省令第十一號第三條ノ事故ハ、女子ニ就テハ結婚出產等ノ場合ヲモ含蓄候儀ニ付、其旨趣ヲ以テ御處分相成可然、文部大臣ノ指示ニ依リ、此段及御通知候也

二十五年の改正

同二十五年七月十一日、文部省令第十一號を以て、同十九年五月文部省令第

十一號尋常師範學校卒業生服務規則を改正し、二十六年四月一日より施行した。左の通り

尋常師範學校卒業生服務規則

第一條 尋常師範學校卒業生ハ左ノ服務年限間、其道府縣内ニ於テ小學校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有ス

第二條 尋常師範學校卒業生ニシテ第一種タリシ者ハ其薦舉セラレタル郡市内(東京市、京都市、大阪市ニ於テハ其区内)又ハ其道府縣内(郡市區内ニ適當ノ位置ナキトキニ限ル)ニ於テ第二種タリシ者ハ其道府縣内ニ於テ左ノ年限間、北海道廳長官、府縣知事ノ指定スル小學校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有ス

一 男子卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ五ヶ年

一 女子卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ二ヶ年

第三條 第一條第二條ノ義務ヲ卒リタル者ハ其經歷書ヲ具シテ北海道廳長官、府縣知事ニ届出ツヘシ

但第二條ノ義務ヲ卒リタル者ハ小學校ニアラサル官立公立學校教員ノ職若クハ學務ニ關スル他ノ公職ヲ以テ本文

ノ職ニ代フルコトヲ得

- 一 男子卒業生ノ服務年限ハ卒業證書受得ノ日より十ヶ年トス
- 二 女子卒業生ノ服務年限ハ卒業證書受得ノ日より五ヶ年トス

第二條ノ義務ヲ卒リタル者ニシテ特別ノ事情アルトキハ北海道廳長官府縣知事ノ許可ヲ受ケ他ノ道府縣内ニ於テ就職スルコトヲ得

第四條 第一條第二條ノ義務ヲ盡ス能ハサルノ事故アル者ハ其理由ヲ具シテ北海道廳官府縣知事ノ指揮ヲ請フヘシ
北海道廳長官府縣知事ハ第一條第二項ニ依リ他ノ道府縣内ニ於テ就職スルコトヲ許可スル者又ハ前項ニ依リ義務ヲ免除スル者ニ就キ其情狀ニ依リ在學中給與シタル學資ノ全部若クハ幾部ヲ償還セシムルコトヲ得

第五條 尋常師範學校卒業生ハ其服務年限中毎年服務ノ情況ヲ當該尋常師範學校ニ報告スヘシ又服務ヲ卒リタル後ト雖モ其身分職業等ニ異動ヲ生シタルトキハ其都度報告スヘシ

第六條 尋常師範學校卒業生服務中ノ者ニシテ左ニ掲クル者アルトキハ其情狀ニヨリ北海道廳長官府縣知事ハ在學中給與シタル學資ノ全部若クハ幾部ヲ償還セシムヘシ

- 一 謂レナク第一條第二條ノ義務ヲ盡サ、ル者
- 二 免許狀滅奪ノ處分ヲ受ケタル者

第七條 此規則ニ關スル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

師範學校生徒は從來府縣費を以て養成するを本體となしたるを以て卒業の後は其の府縣に奉職すべきは言ふを俟たさればこれまで服務義務に付ては嚴密なる制裁なく遂に學制第四十五章に「師範學校ニ於テ教授ヲ受ケタル教員ハ他ノ職務ヲ兼ネ及他ニ轉スヘカラサルヲ法トス」あ

りたる外其の年限奉職地に關しては何等の規定なく十二年教育令發布後に至りても服務義務に就ては法令上明文はなかつた。唯、本縣では公費を受ける者は其の年月間縣内小學校に奉職する義務あるものとした。尋常師範學校となりてより生徒は悉く公費となりたるを以て特にこの規程を見るに至つた。
野田義夫著明治教育史に據る所多し

卒業生服務狀況報告 師範學校卒業生で教職に在る者は六箇月毎に其の服務の狀況を該學校に報告せしむべしと十九年四月二日文部省令第六號を以て相達した。即ち

師範學校ノ卒業者ニシテ教職ニ従事スル者ハ自今毎六箇月其服務ノ狀況ヲ該學校ニ報告セシムヘシ

但既廢ニ係ル官立師範學校ノ卒業者ハ東京師範學校ニ同府縣立師範學校ノ卒業者ハ其學校ノ在リシ地方ノ所屬府縣立師範學校ニ報告セシムヘシ

本縣はこれと同文を以て郡役所及戸長役場に達した。又尋常師範學校生徒中不都合の所爲ありて退學を命せられたる者は在學中給與した學資を償還すべしと二十二年十月文部省訓令を以て府縣に達した。

卒業生服務細則 本縣では二十五年七月文部省尋常師範學校卒業生服務規則第七條に依り其の細則を定め二十七年四月縣令第三十一號を以て發布した。次の通り

尋常師範學校卒業生服務細則

第一條 尋常師範學校卒業生服務規則第一條第二項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其事由ヲ詳具シ郡長ノ證明書ヲ添へ申出ツヘシ

第二條 尋常師範學校卒業生服務規則第三條ノ届書ハ同規則第一條又ハ第二條ノ義務ヲ卒リタル日より一ヶ月以内

ニ差出スヘシ

第三條 尋常師範學校卒業生服務規則第四條第一項ノ指揮ヲ請フ者ハ其事由ヲ詳具シ郡長ノ證明書ヲ添ヘ申出ツヘシ但疾病ニ由ル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第四條 第一條第三條ノ場合ニ於テ尋常師範學校卒業生服務規則第四條第二項ニ依リ學資ヲ償還セシムル場合ニ於テハ更ニ其方法ヲ申出シメタル上處分スルコトアルヘシ

第五條 尋常師範學校卒業生服務規則第四條第二項第六條ニ依リ學資ヲ償還セシムルトキハ本人ノ情狀ト服務ノ年月數トヲ酌量シ其金額ヲ定ム

第六條 尋常師範學校卒業生服務規則第五條ノ服務情況報告書ニハ左ノ事項ヲ掲クヘシ

- 一 進退賞罰職名月俸其他身分ニ關スル事項
- 二 在勤學校ノ設備學級ノ編制及受持生徒ノ種類員數
- 三 訓育教授等ニ關スル成績及新案
- 四 研究中ノ事項
- 五 右ノ外職務ニ對スル重要ノ事項

第七條 尋常師範學校卒業生ハ服務年限中左ノ事項ニ當ルトキハ其都度尋常師範學校ニ報告スヘシ

- 一 就職退職休職轉任等職務ノ異動
- 二 本籍及姓名ノ變換

第八條 尋常師範學校卒業生死亡シタルトキハ父兄若クハ親戚ヨリ尋常師範學校ニ報告スヘシ

卒業生ノ文官任用取扱 師範學校卒業生は二十六年勅令第百八十三號文官任用令第二條第

三に依り官立公立尋常中學校と同等以上と認められ判任文官の資格を有することゝなる左の如し

文部省告示第六號 (明治二十九年六月二十五日)

明治二十六年勅令第百八十三號文官任用令第二條第三ニ依り官立公立尋常中學校ト同等以上ト認めタル官立公立學校左ノ如シ(抄録)

- 一 元官立師範學校
- 一 元府縣立師範學校高等師範學科但明治十四年八月文部省達師範學校教則大綱に據リタルモノ
- 一 府縣立尋常師範學校

(參照)

勅令第百八十三號文官任用令(明治二十六年十月三十一日官報)抄録

第二條 判任文官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノ、外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

三 官立公立尋常中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認めタル官立公立學校ノ卒業證書ヲ有スル者

九、學 資

男生徒の學資給與規程

十九年六月四日森文部大臣は勅令第十三號師範學校令第九條尋常

師範學校男生徒の學資は左の要項に據り支給すべしと府縣に訓令した文部省訓令第四號

- 第一項 生徒ノ學資ハ左ノ五種目ヲ支辨スルモノトス
- 一 食物
- 一 被服
- 一 日用品
- 一 修理及湯浴
- 一 一週間手當

第二項 食物ハ主ハラ衛生上ニ注意シテ之ヲ賄フヘシ

第三項 被服ハ左ノ九種トシ一定ノ時期ニ於テ之ヲ給シ若所定ノ期限内ニ於テ之ヲ損傷シ更ニ交付スルヲ要スルト

キハ其費用ハ本人ヨリ徴收スヘシ

一 冬衣袴 一 夏衣袴 一 冬シャツ袴下 一 夏シャツ袴下 以上四種ハ入學ノ初年各二組ヲ給シ

次年ヨリ各一組ヲ給ス

一 外套 在學中一枚ヲ給ス

一 靴 一 脚絆 以上二種ハ一ケ年各二足ヲ給ス

一 帽子 師ノ字ノ徽章ヲ付ス在學中二個ヲ給ス

一 靴下 一ケ月二足ヲ給ス

第四項 日用品ハ左ノ六種トシ時ノ需用ニ應シテ適宜之ヲ給スヘシ

一 墨、墨汁 一 紙(半紙、洋紙、畫學用紙等) 一 筆、ペン、ペン軸、石筆 一 鉛筆(常用畫

學用) 一 石油 一 炭

第五項 修理ハ被服ノ洗濯及靴ノ修履トス湯浴ハ寄宿舎構内ニ其場ヲ設クヘシ

第六項 一週間手當ハ毎土曜日ニ於テ其日在學ノ生徒一人ニ付金拾錢ヲ給スヘシ

第七項 給與シタル被服及日用品ハ卒業シテ退學スルモノニ在テハ之ヲ返納セシムルヲ要セスト雖モ半途退學ヲ命

シタルモノハ其現存品ヲ悉皆返納セシムヘシ

第八項 夏期休業中ハ生徒ニ食費及一週間手當ヲ給シ歸郷セシムヘシ

第九項 發病ノ生徒ニ療養ヲ命シタルトキハ其費用ヲ給スヘシ

給與規則 文部省の訓令に基き十九年十月千葉縣尋常師範學校規則を制定し縣令第二十九號を以て發布したるが便宜のため其の中より給與規則だけを分離して左に掲ぐることにした。

第四章 給與規則

第一條 本校生徒ニ左ノ五種目ヲ給與ス

但シ女生徒ノ被服ハ自辨タルヘシ

一 食糧 一 被服 一 日用品 一 修理及湯浴 一 手當

第二條 被服ハ左ノ九種トシ現品ヲ給與ス

一 冬衣袴 一 夏衣袴 一 冬シャツ袴下 一 夏シャツ袴下 一 外套 一 靴 一 脚絆

一 帽子 師ノ字ノ徽章ヲ付ス 一 靴下

第三條 前條被服ノ給與並ニ保存期限ハ左表ニ依ル

生徒壹人在學中支給高

品目	給與期限		第一		第二		第三		第四		計
	保存	期限	年	月	年	月	年	月	年	月	
冬衣袴	一箇	一年	九	五	九	五	九	五	九	五	五
夏衣袴	同	同	九	五	九	五	九	五	九	五	五
冬袴下	同	同	九	五	九	五	九	五	九	五	五
夏袴下	同	同	九	五	九	五	九	五	九	五	五

靴	下	半ヶ月	一四	一〇	一四	一〇	一四	一〇	一四	一〇	一四	一〇	九六
	脚	袴	六ヶ月	二	一	一	一	一	一	一	一	一	八
短	靴	六ヶ月	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
日	帽子	共並	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
頭	外	巾	共並	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
夏	シャツ	同	同	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五
冬	シャツ	同	同	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五
夏	袴	下	同	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五

第四條 日用品ハ左ノ四種トシ現品ヲ給與ス

一 墨、墨汁 一 半紙、洋紙、畫學用紙 一 筆、ペン、ペン軸、石筆 一 常用並畫學用紙、鉛筆

第五條 前條日用品ノ給與ハ左表ニ據ル

生徒一人一ヶ月支給高

品	目	個	數	品	目	個	數
---	---	---	---	---	---	---	---

半	紙	五	帖	黑色	インキ	半	瓶
駿	河	半	紙	筆	水	眞	書
畫	學	用	紙	習	字	筆	一
罫	引	西	洋	畫	學	用	鉛
墨	筆	サ	キ	鉛	筆	三	本
ペン	サ	キ	二	石	筆	二	本

表中墨墨汁ハ隔月ニ給與スルヲ以テ其ノ半數ヲ掲ク

第六條 修理ハ一ケ年間夏服二回冬服一回靴一回トシ湯浴ハ校内ニ於テ入浴セシム

但被服等修理ノ手續ハ校長之ヲ定ム

第七條 手當ハ生徒一人ニ付一週日間金拾錢トシ毎土曜日ニ於テ給與シ内金貳錢ヲ積置カシム

第八條 被服等保存期限内ニ於テ損傷若クハ遺失シ更ニ交付ヲ要スルコトアルトキハ現品ヲ給與シ其原價ヲ辨償セシムヘシ

第九條 被服等保存期限ヲ終リタルトキハ返納セシムヘシ

但シ時宜ニ依リ「シャツ」袴下等ハ其返納ヲ猶豫スルコトアルヘシ

第十條 生徒卒業ノ際ハ被服等返納ニ及ハサルモノトナス

但退校ヲ命シタルトキハ總テ之ヲ返納セシムヘシ

第十一條 夏季休業中ハ生徒ニ食糧及手當ヲ給シ歸郷セシム

第十二條 前條ノ外歸省中ノ者ハ食糧及手當ヲ給セス

第十三條 疾病ノ生徒ニ療養ヲ命シタルトキハ其ノ費用ヲ給ス

但四週間以後ニ涉ルモノハ其費用ヲ自辨セシムルコトアルヘシ(二十年六月四日但書追加)

學資給與方法府縣知事に一任

其の後學資給與に就ては全國畫一にする嫌があり地方の情況によりて便宜地方長官に於て規定すべきものなりとの見地の下に二十四年十一月大木喬任の文部大臣の時文部省訓令第七號を以て改正し同時に十九年六月發布の文部省訓令第四號を廢止した。左の通り

文部省訓令第七號 明治二十四年十一月十七日 北海道廳、府縣

明治十九年四月勅令第十三號 師範學校令第九號ニ依リ尋常師範學校ニ於テ支給スヘキ生徒ノ學費ハ食物、被服及

雜費ノ三種目トシ其支給方法ハ府縣知事ニ於テ之ヲ定メ本大臣ノ認可ヲ經ヘシ但明治二十五年年度ニ在リテハ其經費

豫算ノ決定シタルモノハ本文ニ依ルノ限ニ在ラス

明治十九年六月文部省訓令第四號ハ之ヲ廢止ス

發布の當時其の説明を見るに尋常師範學校生徒學費支給に關する明治十九年文部省訓令第四號は其の要項の規程畫一にして且頗る緻密なるを以て地方の情況に應じて取捨するの便を缺くこと尠からず今や師範學校令の改正に伴ふて之を改め學費の目を食物、被服、雜費の三種目とし地

方の情況に應じ便宜規定することを得せしめんとす、抑此の三種目中食物被服の如きは生徒養成上必ず缺くことを得されとも其の被服の品質數量の取捨増減をなすが如き實際支障なき限りは府縣の適宜たるへし又雜費は即ち従前の日用品修理及湯浴一週間手當等を概括したるの旨趣なれば従前の如く悉く支給するも又は其幾分を支給するも是亦實際差支なき限りは府縣の適宜たるへきなり、尤湯浴場の如きは校費を寄宿舎内に設けること必要なるへし、又生徒の修學旅行は勿論疾病により療養を命したるときは如きも校費を以て其の實費を支辨するを要すと雖も夏季休業中は修學旅行等の外成るべく歸郷せしめ其の間學費は支給せずして可なり、之を要するに本訓令の改正は畢竟府縣をして地方の情況に應じ其の運爲を自在ならしめんとするに外ならず故に之が爲に師範學校の規模を縮少し生徒の品位を降下するが如き結果を生ぜざる様注意すへきこと緊要なりとす、而して二十五年度經費豫算の確定したるものと雖も實際の必要に依りては之を改むるも妨げあることなし又従前の規程は男生徒に限りたれとも本訓令は男女生徒に通して適用すへきは勿論なりとす。

越えて二十六年三月文部大臣井上毅の時に至り益々寛大となり従來府縣知事が定めて文部大臣の認可を經たるものを更に認可を受くるを要せず處分後報告すべしとした。即ち

文部省訓令第二號(明治二十六年三月二十九日 北海道廳、府縣)

明治二十四年文部省訓令第七號中學資ノ支給法ハ自今文部大臣ノ認可ヲ受クルヲ要セス處分ノ後報告スヘシ

これより學資の支給方法は全然地方長官に一任することになり漸次其の支給額を減ずるに至つた。

本縣尋常師範學校學資支給方法 從來學資給與規則は本校規則中に設けられてあつたが文部省訓令に基き二十六年三月縣令第十六號を以てこれを改正して學資支給方法を定めこれを發布した。左の通り

千葉縣尋常師範學校學資支給方法

第一條 生徒ニ支給スヘキ學資ハ左ノ三種トス

但女生徒ニハ被服ヲ給セス

一 食物 一 被服 一 雜費

第二條 食物ハ學校ニ於テ之ヲ賄ヒ又ハ食費トシテ之ヲ賄ハシム

第三條 歸郷又ハ旅行ヲ命シタルトキハ食費ヲ給シ願ニ依リ歸郷スル者ニハ之ヲ給セス

第四條 被服ハ左表ニ依リ現品ヲ給ス

但試験生ニハ之ヲ給セス

品目	初年	第二年	第三年	第四年	保存期限
冬衣袴	二組	一組	一組	一組	豫一備組 四年
冬シャツ袴下	同	同	同	同	同同
夏衣袴	同	同	同	同	同同

夏シャツ袴下	同	同	同	同	同同
外套(頭巾付)	一枚				四年
帽子(日覆並師ノ字徽章付)	一個		一個		二年
短靴	二足	二足	二足	二足	一年
脚絆	同	一足	一足	一足	豫一備 四年
靴下	毎月二足	毎月二足	毎月二足	毎月二足	一月

第五條 被服ノ給與ハ一定ノ時期ニ於テシ若シ保存期限内ニ於テ故意怠慢ニ由リ遺失若クハ損傷シ更ニ交付ヲ要スルトキハ其費用ヲ本人ヨリ辨償セシム

第六條 被服ハ左ノ三種ニ限リ學校ニ於テ修理セシム

冬衣袴 一年一回 夏衣袴 一年一回 短靴 一年一回

第七條 雜費ハ日用品、療養、湯浴及修學旅行ニ關スル費用トス

第八條 日用品ハ墨、墨汁、紙類、筆類、ペン先、ペン軸、石筆、鉛筆、繪具、木炭、靴墨、石鹼、石油、洋燈心

マツチ、蠟燭、焚炭トシ本校定ムル所ノ制限内ニ於テ需用ニ應シ現品ヲ支給ス

第九條 療養費ハ療養ヲ命シタル生徒ニ之ヲ支給シ入院又ハ轉地療養ヲ命シタル生徒ニハ別ニ食費ヲ給ス

但學校長ノ見込ニ依リ給費ヲ止メ自辨療養セシムルコトアルヘシ

第十條 湯浴ハ學校内ニ於テ之ヲ爲サシム

第十一條 修學旅行費ハ旅行日數ニ應シ之ヲ給ス

第十二條 前各條中食費、療養費及修學旅行費ノ支給額ハ本校定ムル所ニ依ル

第十三條 學業不進身體羸弱ノ爲退學ヲ命シタル者ハ保存期間中ノ被服ヲ返納セシメ不都合ノ行爲アリ退學ノ罰ニ處シタル者ニハ在學中ノ學費(日用品中ノ石油、洋燈心、マツチ、蠟燭、焚炭等共用ニ係ルモノ及湯浴費ヲ除ク)ヲ辨償セシム

第二節 千葉縣尋常師範學校

一、學校令改正當時の狀況

本縣では從來師範學校の校地校舎は千葉中學校と共通で宛然兩校併置の姿であつたが、師範學校令實施と共に校地も狹隘を告げ、これまで樓上を寄宿舎とし樓下を教室に充てしが、これを樓上の日向きよき所を自習室になし其の他を教室教員室待賓室に充て樓下を以て寢室、器械室、理化學教室、事務室、校長室等に配置したので中學校は舊女子師範學校々舎に移され、師範學校女學部は別に同部寄宿舎の側に新築することになつた。此等の建築並に校舎模様替工事、其の他生徒貸與品、備品等はすべて十九年の夏季休業中に準備し休暇明け即ち九月初旬より新規則實施の見込で着手しこれに要する經費は臨時急施の取扱を以て常置委員會今の縣參事會に付議し十九年度教育費中に四

千三百九十四圓を増加しこれを作給需用費、修繕費、建築費に充當し、建築費は女學部教室及同通用門の新築費で千五百圓を割當てた。但し生徒の學資給與費は本年度は其の支給方を見合せ翌年度即二十年度より實施することゝなした。十月に至り漸く内外の改革を完了したので生徒を收容中時休業とした。しこれより名稱を千葉縣尋常師範學校と改めた。

生徒はこれまで半年進級であつたので在學生中體格品行學業等更に檢定の上、男子は從來の四期以上在學二年以上の者を三年生に三期二期生在學一年以上より二年生に二期一期生在學六ヶ月以上より一年生に編成し三年生を除き二年生以下人員の不足を生じたる場合補缺募集をなしこの撰抜に漏れたる從來の五期生其の他は舊規則に學修せしめ所定の期限内に高等師範學科又は中等師範學科を修了し同二十年七月までに悉皆卒業せしむることゝした。女子は男子と趣を異にし其の學力に於ても差違あるを以て在學四期以上より二年生を三、二期生中より一年生を編成し其の餘の生徒は附屬小學校高等科に特に女子部の豫備科を設けて收容することにし二箇年修業の上女子部に入ることにした。新規則實施上從來の生徒處分法に就きては縣と文書を以て屢往復したるものゝ如く左に其の一端を抄録する。

尋常師範學校男子部生徒募集並在學生徒處分方法ニ付伺

先般發布相成候尋常師範學校生徒募集規則ニ適應スル生徒ハ來年度ヲ待テ募集可致筈ノ處右ニテハ附屬小學校受持師範生徒ノ一時缺員ヲ生シ且在學生徒ノ處分方法其他學年等ニ關シ不都合不尠候就テハ當時在學生徒中ニ付今般其體格品行學業等更ニ檢定ノ上從來ノ四期生以上ヨリ尋常師範學校三年生ニ三期二期生ヨリ同二年生二期一期生ヨリ同一年生ヲ編成シ尙人員不足ノ節ハ之ヲ縣内ニ相募候ハ、充分良生徒ヲ得ラルヘク被存候尤三年生ハ在學年限僅少

ニ付若シ定員充タサル義有之候共缺員ノ儘ニ編成致置候見込ニ候又此撰抜ニ漏レタル從來ノ五期生ハ從前ノ規則ニ依テ高等師範學科六期生トナシ四期生並ニ三期生ハ中等師範學科第四期生トナシ共ニ來ル九月ヨリ實地授業練習ノ上從來ノ五期生並ニ三期生ハ二十年二月ヲ限リ從來ノ四期生ハ本年十二月ヲ限リ卒業セシメ二期生ハ中等師範學科第三期生トナシ來九月ヨリ二十年二月マテ從前ノ學科課程ニ依テ教授シ同年三月ヨリ實地授業練習ノ上同年七月ヲ限リ卒業セシメ一期生ハ特別ヲ以テ初等科教員免許狀ヲ授與シ此際退學相命候様致度候ヘバ來ル九月ヨリ正格生徒八十名内外變則生徒三十名ニ相成候得共變則生ハ二十年七月ヲ以テ悉皆出校シ尋常師範學校一年生ハ同年九月更ニ募集候次第二付同月以降ハ正格生徒第四年生ニ缺員有之候而已ニテ其ノ他ハ總テ滿員相成且附屬小學校受持師範生徒ノ一時缺乏ヲ告クル憂モ無之旁以テ好都合ト被存候間右様編成處分致度此段相伺候也

但本文ノ通尋常師範學校生徒編成候トモ學資給與ノ義ハ來年度ヲ待テ施行候次第二付本年度内ハ從來ノ仰費生ヲ除クノ外總テ自費在學爲致候筈ニ有之候乍去寢室並ニ自修室用諸器具ハ生徒ノ種類ヲ問ハス來ル九月一日ヨリ貸附不致候ニ於テハ管理上甚不都合ニテ新規則實行モ其效ヲ奏セサル場合可有之哉ニ被存候就テハ右器具ハ悉皆貸附致スヘキ見込有之候此段添テ申上置也

明治十九年七月一日

千葉師範學校長心得

手島春治

千葉縣令 船越 衛殿

右指令

書面伺之趣聞届候事

明治十九年七月二十八日

師範學校女子部現時在學生徒處分方並尋常師範學校女學部生徒募集方ニ付伺

知事

女學部ニ於テハ隔年級編成ノ見込ニ候ヘ共該部生徒ハ元來中等師範學科履修ノ者ニ付假令學期名ハ男生徒同様ナルモ其學力ニ至テハ大ニ遲延致居候間男生徒ニ倣ヒ現時在學生徒四期以上ヨリ尋常師範學校第三年生ヲ編成候義ハ出來兼候就テハ此際ニ限リ第二年生第一年生ヲ編成致置明治二十二年ニ至テ更ニ第一年生ヲ募集シ爾後純然タル隔年級ト相成候様致度候依テ現時在學生徒ノ處分方ハ四期五期中ヨリ二年生四三二期中ヨリ一年生ヲ編成シ自餘ノ生徒ハ本校附屬小學校高等科ニ女子部ヲ設ケ之ニ編入致度候右様處分候テ可然哉此段相伺候也

明治十九年七月一日

千葉師範學校長心得

手島春治

千葉縣知事 船越 衛殿

右指令

書面伺ノ通

明治十九年七月二十八日

知事

男女生徒ノ割合及學級編成法ニ付伺

文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則第九條ニ依レハ本縣ニ於テ養成スヘキ生徒員數百五拾名ニ有之候就テハ此定員中百貳拾名ヲ男生徒三十名ヲ女生徒トシ又男生徒ハ一學級ヲ三拾名トシ毎年之ヲ募集シ女生徒ハ一學級ヲ拾五名トシ隔年募集之見込ニテ諸般ノ準備計畫致シ可然哉此段相伺候也

明治十九年七月一日

千葉師範學校長心得

手島春治

千葉縣知事 船越 衛殿

右指令

書面伺之通

明治十九年七月二十八日

知

三九八 事

校 學 範 師	名 校 學		現 員	教 則 改 正	寄 宿 舍 改 正	教 員 ノ 數	幹 事 ノ 數	舍 監 ノ 數	書 記 ノ 數	訓 導 ノ 數	備 書 記 數	經 費
	日 月 年	日 月 年										
名 八 十 四 百	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	級 二 女 級 四 男	數	數	數	數	數	數	數	數	十 九 年 度
室 八 九 四 十	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	室 八 九 四 十	數	數	數	數	數	數	數	數	二 十 年 度
隊 小 四 十	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	隊 小 四 十	數	數	數	數	數	數	數	數	
名 一 長 校 外 名 八	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	名 一 長 校 外 名 八	數	數	數	數	數	數	數	數	
シ 名 一 一 一 二 二 二 二 二 四 三	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	シ 名 一 一 一 二 二 二 二 二 四 三	數	數	數	數	數	數	數	數	
外 九、三七四、〇〇〇	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	外 九、三七四、〇〇〇	數	數	數	數	數	數	數	數	
右 四、〇〇〇	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	右 四、〇〇〇	數	數	數	數	數	數	數	數	
右 恩賜費	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	右 恩賜費	數	數	數	數	數	數	數	數	
外 一八、八四〇、六一〇	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	外 一八、八四〇、六一〇	數	數	數	數	數	數	數	數	
右 四、〇〇〇	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	右 四、〇〇〇	數	數	數	數	數	數	數	數	
右 恩賜費	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	右 恩賜費	數	數	數	數	數	數	數	數	
外 四八、〇〇〇	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	外 四八、〇〇〇	數	數	數	數	數	數	數	數	
右 恩賜費	日 一 十 月 十 年 九 十	日 一 十 月 十 年 九 十	右 恩賜費	數	數	數	數	數	數	數	數	

備考 本表ハ明治十九年尋常師範學校ニ組織變更ノ際ノ調査ナリ

教員十四名内一名ハ校長心得。舍監ハ未タ之ヲ置カズ令中監事ノ名義ヲ以テ教員ヨリ其職ヲ兼ヌルモノ二名アリ

備四名ノ内一名ハ女生徒寄宿舎取締ヲ掌ル

男生徒現員百四十八名内四十名ハ舊規則履修ノ者二十年七月マデニハ悉皆卒業ノ見込

臨時急施ニ要スル費用ハ室内模様替女生徒教室新築自習室用並ニ寢室用器具新調及教員俸給額増加等ノ爲ナリ

本表ニハ女生徒ノ數及女子ノ寄宿舎數ハ載セス

改革後學校の内部は全く一變し寄宿舎及生徒の服装等男子部にあつては範を陸軍の兵營に則

り就寢起床より物品の整頓銃器の手入、入浴、食餐の瑣事に至るまで坐作進退すべて之に倣はしめ且軍隊の訓練を勵行し紀律を嚴肅になし以て順良、信愛、威重の三氣質養成の目的を達成せしむる方便となしこれより生徒の氣風頓に一變するに至つた。女生徒に在りては外出門限等の時限を確守せしむる外別に舉止動作に檢束することはなかつた。

二、本校の規則

船越本縣知事は師範學校令に基き尋常師範學校規則並寄宿舎規則を制定しこれを實施するに先だち職員生徒に對し左の通り訓告する所があつた。

生徒に訓告 今般縣令第二十九號ヲ以テ師範學校ノ組織ヲ改正シタルヲ以テ生徒ニ對シ別紙ノ通り訓告セリ宜シク躬親カラ率先シテ之ヲ提攜スヘシ依テ自今教員諸子ハ校則改正ノ主旨ヲ了得シ生徒ヲ遇スル主ハラ深切ヲ旨トシ授業並ニ管理方等厚ク注意アラントヲ望ム

明治十九年十月十一日

千葉縣知事 船越 衛

尋常師範學校生徒訓告

我カ尋常師範學校ノ諸規則ヲ實施スルニ當リ生徒諸子ニ告ル所アラントス今回師範學校全局ノ組織ヲ變更シタルモノハ勅令第十三號師範學校令ニ基キ完全ナル師範生徒ヲ養成セント欲スルニ在リ然而其第一條但書ニ示サレタル順良、信愛、威重ノ三者ハ生徒養成ノ基礎ニシテ生徒タル者ハ賴テ以テ氣質ヲ鍛鍊セサルヘカラス抑順良ハ上ニ向テ抗悖ノ風ナク下ニ對シテ凌侮ノ氣ナキ所以ニシテ一舉一動粗放ニ失スルナク主ハラ溫和ノ精神ヲ發作スルニ在リ信愛ハ人ヲ愛スル已ヲ愛スル如ク、詭誕浮薄ナラサル所以ニシテ敦厚忠實相互ニ切瑳ノ誠ヲ盡シ責善忠告ノ重スルニ在リ

威重ハ言語動作森嚴端正ナル所以ニシテ苟モ戲言惰容ヲ慎ミ心内ニ正ク貌外ニ直ク整然トシテ威儀ヲ備フルニ在リ然レトモ之ヲ躬行實踐セントスルニハ宜シク正確一定ノ紀律ナカルヘカラス是故ニ文部大臣夙ニ此ニ留意セラレ斯三氣質養成ノ目的ヲ達スルニハ教場内外一切ノ事業ヲ以テ鍛鍊ノ資ニ供シ其待遇ヲシテ粗キ兵營ト同シカラシメ生徒ヲシテ伍ヲ組ミ隊ヲ編シ嚴肅ノ紀律ヲ設ケテ之ヲ訓練スヘキ旨ヲ示サル於是生徒ノ訓練法ハ渾テ兵營ノ組織ニ依テ制定シタルカ爲メ自今師範學校費ハ從前ニ倍蓰スルノ地方稅ヲ要スルニモ拘ラス如此改正スル所以ノモノハ他ナシ普通教育ヲ振張セントスルニハ完全ナル師範生徒ヲ養成セサルヘカラサルヲ以テナリ故ニ生徒タル者ハ深ク此意ヲ體シ業成ルノ日ニ於テハ管下教育ノ爲メニ充分盡力スヘキ精神ヲ揮擢シ切々偲々一意校規命令ヲ遵奉シ黽勉怠ルトコロナクンハ庶幾クハ上ハ勅令ノ御主意ニ副ヒ下ハ本校全局ノ組織ヲ變更シタル目的ヲ達スルヲ得ヘシ若夫諸子ニシテ此規律ノ嚴肅ナルニ堪ヘスト思料スル如キアラハ宜シク速カニ此校ヲ退クヘキ也然レトモ新規則熟讀ノ餘裕ヲ與ヘ五日間ヲ限り寛假スヘキヲ以テ反覆讀了改正規則ノ精神ヲ愆ラサルヲ努ムヘシ依テ茲ニ通告スルコト爾リ

明治十九年十月十一日

千葉縣知事 船越 衛

第二十九號

勅令第十三號師範學校令ニ基キ本縣々立千葉師範學校ヲ千葉縣尋常師範學校ト改稱シ該規則並寄宿舎規則別冊之通相定メ本月十一日ヨリ施行ス

明治十九年十月九日

千葉縣知事 船越 衛

(別冊)

千葉縣尋常師範學校規則

- 第一章 總 則
- 第二章 教場規則
- 第三章 試業規則
- 第四章 給與規則

- 第五章 書器規則
- 第六章 書籍閱覽場規則
- 第七章 賞 罰
- 第八章 罰 則
- 第九章 附屬小學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ勅令第十三號師範學校令ニ基キ公立小學校教員ヲ養成スル所トス

第二條 修業年限學級學科及其程度ハ文部省令第九號ニ據ル

第三條 各學科課程ハ別表ニ據ル

第四條 入學ハ文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則ニ據ル

但三箇月間ハ試驗生トス

第八條 生徒定員中百二十名ヲ男生徒トシ三十名ヲ女生徒トス

第九條 男生徒ハ四學級ニ分チ一學級ノ定員ヲ三十名トシ女生徒ハ隔年ノ一學級ニ分チ一學級ノ定員ヲ十五名トス

第十條 生徒ハ總テ校内ニ寄宿セシム

但寄宿舎規則ハ別ニ之ヲ定ム(中略)

第三章 試業規則

第一條 試業ヲ分ツテ小試業大試業トス

第二條 小試業ハ一學年ノ課程ヲ分ツテ二回乃至四回トシ各學科授業時間ノ多少ニ從ヒ臨時之ヲ行ヒ其優劣ヲ判別ス

第三條 大試業ハ各學年ノ終ニ於テ其學年中授業セシ各學科ノ全體ヲ試驗シ其成績ニ依リテ等級ヲ定メ又ハ卒業證書ヲ授與ス

第四條 試業ノ評點ハ各學科一百ヲ定點トス

第五條 各學科試問ノ題數左ノ如シ

一 小 試 業 五題乃至七題

一 大 試 業 七題乃至十題

但作文ハ一乃至二篇書ハ一葉畫ハ一葉乃至二葉體操ハ平時ノ優劣ニ依リテ檢定ス

第六條 試業得點調査方左ノ如シ

一 小試業ハ毎回一學科コトニ其得點ヲ調査シ一學年内最終ノ試業ニ於テ其點數ヲ通算シ回數ヲ以テ之ヲ除シ約點ノ多寡ヲ定ム

一 大試業ハ每學科ノ得點ニ各自前項ノ約點ヲ加ヘ之ヲ二除シテ得點ノ多寡ヲ定メ更ニ各學科ノ得點ヲ合計シ科目ノ數ヲ以テ之ヲ除シ以テ總得點ノ多寡ヲ定ム

第七條 大試業ニ於テ第六條ノ調査書ニ依リ各學科ノ得點六十以上ナルモノヲ及第トス

但全學科中六十未滿二十五以上ノモノ一學科若クハ六十未滿四十以上ノモノ二學科若クハ六十未滿五十以上ノ三學科アルモ總得點ノ約數六十以上ナルトキハ及第セシム

第八條 全科卒業ノ者ニハ左ノ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書

校 印	族 籍	姓 名
		何 年 何 月

右ハ尋常師範學科ヲ履修シ成規ノ試験ヲ完了シ正ニ其業ヲ卒レリ茲ニ之ヲ證ス

年 月 日

千葉縣尋常師範學校長何某印

番 號

第九條 本校卒業生ニシテ品行不正ノ證據アル者ハ其卒業證書ヲ沒收ス

第七章 賞 罰

第一條 賞ヲ分テ左ノ四種トス

一 外 出 一 賞 狀 一 胸 章 一 腕 章

第二條 外出ハ一小隊ヲ擧ケテ四週間中品行端正ニシテ學業勉勵ナル者ヲ賞スルモノトシ日曜日又ハ大祭令節ニ於テ其總人員ヲシテ終日外出セシム

第三條 賞狀ハ組長以下職員ノ任期中精勤ナル者ニ附與スルモノトス其式左ノ如シ

職 姓 名

任期中能ク其職ヲ盡セリ依テ茲ニ之ヲ賞ス

年 月 日

第五章 師範教育

第四條 胸章ハ生徒ノ一學年中品行端正ニシテ學業勉勵ナル者ニ附與スルモノトス其章形左ノ如シ(別紙圖形)

千葉縣尋常師範學校長 何 某印



甲 色緋 質毛組絲 丈一 寸一 寸二分 以下之ニ倣フ



乙

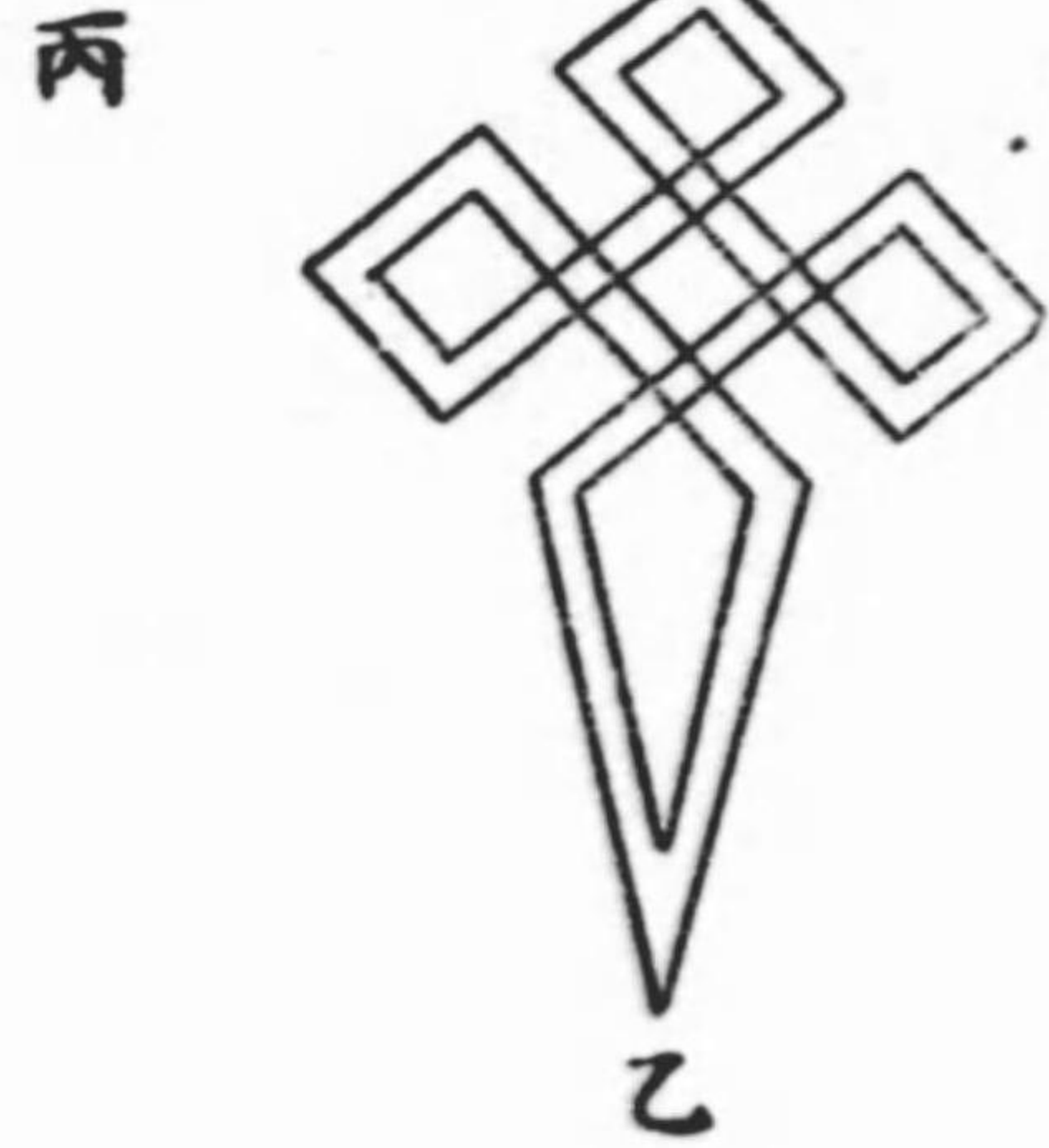
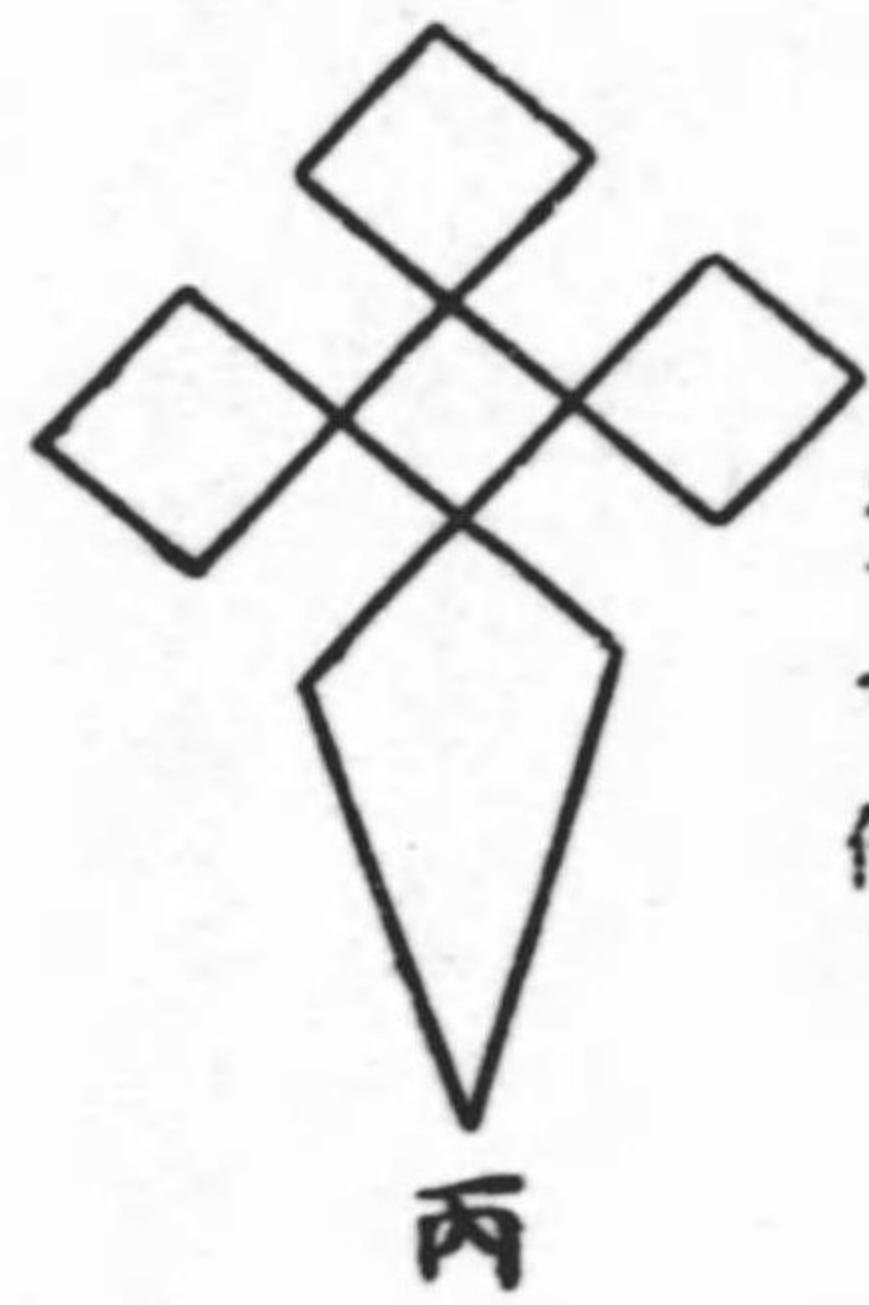


丙

第五條 腕章ハ大試業ノ際優等點ヲ得タル生徒ニ附與スルモノトス其章形左ノ如シ 但優等點ハ別ニ之ヲ定ム



甲 色緋 質毛組絲 丈一 寸五分 巾一 寸 以下之ニ倣フ



乙

第六條 第四條第五條ノ賞ニ該當スルコト一學年以上ナルトキハ條數一條ヲ加ヘ三學年以上ナルトキハ二條ヲ加フ
第七條 胸章佩帶ノ生徒ニシテ謹慎三日以上ノ罰ニ處セラル、トキハ之ヲ返納セシムヘシ
第八條 腕章佩帶ノ生徒ニシテ謹慎六日以上ノ罰ニ處セラル、トキハ之ヲ返納セシムヘシ
第九條 生徒退校ノ罰ニ處セラル、トキハ其所有ノ賞狀胸章腕章ハ總テ之ヲ返納セシムヘシ

第八章 罰 則

第一條 本則ハ生徒ノ校則ニ觸ル、者ヲ處罰スルモノトス
第二條 罰ヲ分ツテ左ノ三種トス

- 一 戒 飭 一 謹 慎 一 退 校

第三條 戒飭ハ生徒ヲ譴責シ後來ヲ戒飭スルモノトス

第四條 謹慎ハ課業及上岡等ノ外謹慎室ニ閉居セシムルモノトス

第五條 退校ハ本校生徒ノ籍ヲ除クモノトス

但本條ニ據リ處分セシ者ハ本縣々立學校若クハ全國文部省直轄官立公立並ニ私立學校ニ入學スルヲ禁止セラル、コトアルヘシ

第六條 凡處罰ハ事實ヲ記シ處罰ノ期日中校内ニ揭示スルモノトス

第七條 左ノ諸件ニ該ル者ハ戒飭ノ罰ニ處ス

- 一 物品裝置式ニ違フ者
- 一 禮節式ニ違フ者
- 一 服裝法ニ違フ者
- 一 鹽嗽入浴等所定ノ時限ヲ誤ル者
- 一 事故ナクシテ教場出席ノ時限ニ後ル、者
- 一 受業中教員ノ許可ナクシテ座席ヲ離ル、者

- 一 正課時間中不行儀若クハ授業ノ妨トナル所爲アル者
- 一 就寢後高聲ニ談話スル者
- 一 言語起居動作ノ喧噪粗暴ニ渉ル者
- 一 一定所外ニ於テ吸烟スル者
- 第八條 左ノ諸件ニ該ル者ハ一日以上十日以下謹慎ノ罰ニ處ス
 - 一 屢戒飭ノ罰ニ觸レ若クハ同伴ヲ再犯スル者
 - 一 犯則者アルヲ知テ之ヲ曲庇スル者
 - 一 許可ヲ得スシテ闕課スル者
 - 一 門限検査起臥食事入浴等總テ所定ノ時限ヲ守ラサル者
 - 一 他生ヲ容辱スル者
 - 一 舍中ノ掃除ヲ怠リ物品ヲ錯亂スル者
 - 一 窓戸壁机腰掛其他ノ器具ヲ毀傷汚漬スル者
 - 一 室内又ハ廊下ニ於テ痰ヲ吐キ或ハ塵埃ヲ抛棄スル者
 - 一 無益ノ遊戲ヲ爲シ若クハ吟歌スル者
 - 一 室内ニ於テ飲食スル者
- 一 自習時間内又ハ夜中他室ニ往來スル者
- 一 夜中許可ナクシテ音讀スル者
- 一 校舎内ニ於テ疾走スル者
- 一 門鑑授受ヲ誤ル者
- 一 命令ヲ誤リ傳フル者
- 一 役員ノ權限ヲ犯シ若クハ其職務ヲ盡サ、ル者
- 一 言語行爲ノ詐僞アル者
- 一 怠惰不勉強若クハ他ノ勉學ヲ妨クル者
- 一 命令ヲ遵守セズ若クハ所定ノ法式ヲ守ラサル者
- 一 抗言執拗從順ノ道ヲ失フ者
- 一 許可ヲ得スシテ教場裝置ノ器具ヲ使用スル者
- 一 貸與及支給ノ物品ヲ毀傷遺失若クハ汚損スル者
- 一 窓戸ヨリ流動物其他ノ諸物品ヲ抛棄スル者
- 一 校内ノ樹木ヲ折リ或ハ瓦石等ヲ抛ツ者
- 一 塙壁ニ攀チ或ハ柵外ニ出ル者
- 一 許可ナクシテ教科外ノ書籍ヲ讀ミ若クハ禁止ノ物件ヲ校内ニ持來ル者

- 一 火ヲ粗略ニ取扱フ者
- 一 金錢物品等ヲ貸借スル者
- 一 歸校ノ日限ニ違フ者
- 第九條 左ノ諸件ニ該ル者ハ退校ノ罰ニ處ス
 - 一 屢謹慎ノ罰ニ觸ル、者
 - 一 甚シキ暴行アル者
 - 一 他生ヲ教唆シテ校規ヲ紊亂シ若クハ職員ニ抗スル者
 - 一 生徒ノ體面ニ關スル汚行アル者
- 第十條 前條中明文ナシト雖モ總テ生徒ノ爲スヘカラサル所業ハ事ノ輕重ニ由テ相當ノ罰ニ處スルモノトス
- 第十一條 凡處罰ハ所犯ノ情狀ニ據リ職員會議ノ上輕減若クハ加重スルコトアルヘシ(以下省略)

學科課程表

學科	倫理	教育	國語	學科			
				每週時數	第一	第二	第三
	一		三	第一	第二	第三	第四
	一人倫道德ノ要旨		講讀、文法、作文	同上	同上	同上	同上
	二	二	一				
	總論知德體三育ノ大略及學校管理法ノ	總論知德體三育ノ大略	講讀				
	八	八					
	知德體三育ノ理及學校ノ設置編制管理ノ方法及授業術	知德體三育ノ理及學校ノ設置編制管理ノ方法及授業術	作文				
	四	四					
	本邦及外國ノ教育史實地授業練習	本邦及外國ノ教育史實地授業練習					
	二八	二八					

合	計	三四	三四	三四	二八
---	---	----	----	----	----

手工ハ教場ノ整フヲ待テ之レヲ課シ唱歌ハ當分女生徒ノミニ課スルヲ以テ該時間ハ當分國語漢文英語數學ニ配當ス

學年の始期終期改正 從來本校並附屬小學校の學年の始期及終期が半年進級の當時より九月に始まり翌年八月に終る制規なりしを以て會計年度と一致せず又縣内小學校の學年の始期終期と異なるを以て不便少からざるのみならず學年末試験が恰も炎暑の候に當り生徒が試験準備中往々疾病主として脚氣病に罹りて受験し得ざる者あり又徵兵令中學年の抵觸する所を生じて生徒募集上適當と認めたる人物もこれが爲往々採用し得ざることあるなど種々の不都合あるにより平山學校長はこれが改正方を知事に上申し知事も亦これを適當と認め翌二十一年三月本校規則を改正し漸く實現することゝなつた其の上申書は左の通り

本校並ニ附屬小學校學年ハ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル成規ナルニヨリ學年末試業施行ノ際時期炎熱ニシテ勉學ニ適セサルヲ以テ生徒試業ノ準備中往々疾病ニ罹リ試業ヲ受ケ得サルモノ有之右ハ生徒各自ノ不幸ノミナラス學校管理上多少ノ差支アリ又學年會計年度ト同一ナラサルヨリ生徒諸給與品等取扱方精算上幾分之不便宜有之且又管内小學校ノ學年ハ四月ニ始リ三月ニ終ルコトニ御改正相成候處本校附屬小學校ハ之ト相反シ居候元來附屬小學校ハ師範生徒實地授業法研究ノ爲メ設ケラレ候儀ニ有之候へ共今日ノ有様間接ニ一般小學校模範ノ姿ヲナシ居候ニ付諸事町立小學校ト一致セサレハ模範ヲ附屬小學校ニ取ル管内小學校ノ爲メ不利益不少加之客年徵兵令御改正之爲メ生徒ヲ募集スルニ當リ檢定上適當ト認ムル人物モ徵兵令中學年ニ抵觸スル廉相生シ之ヲ採用スル能ハサルコトアリ生徒人物ノ適當ハ大ニ本校得喪ノ關スル所學年ノ爲撰舉區域ヲ狭少ニシテ其人ヲ失フカ如キ事情アリテハ政

府ノ師範學校ヲ改良シ良教員ヲ造出セントスル御趣旨モ貫徹スル能ハス遺憾ニ堪ヘサル次第ニ候就テハ學年會計年度ト同一ニセシムレハ前舉ノ不便ハ都テ相除キ可申候右ノ理由ニ候條本校規則第十一條ヲ改正シ學年ハ四月一日ニ始メ翌年三月三十一日ニ終リ候様相成度此段及上申候也

明治二十年八月二十五日

千葉縣尋常師範學校長 平山 晋

千葉縣知事 船 越 衛 殿

書面上申之趣間屆候事

知 事

明治二十年十一月二十一日

二十一年の改正 二十一年三月縣令第四七號尋常師範學校規則を改正した。改正の主なるものは第二章教場規則第五章書器規則第六章書籍閱覽場規則を削除し次に第一章總則第十一條學年はこれまで九月一日に始り翌年八月三十一日に終るとありしを四月一日に始り翌年三月三十一日に終ると改めた。次に第二章試業規則第一條試業を分つて小試業大試業とすとあるを臨時定時の二種とすとし同章中すべて臨時定時に改め同第六條に優等を認め卒業の際其の證明することゝし同第八條に生徒平素の操行を調査し卒業の際優等尋常の二種とし證書を附與することゝした。第九條同十一條に年級證書全科卒業證書並操行證書の書式を定めた即ち

全科卒業證書式

番號

優等 (尋常) 校印

族籍

姓名

年 齡

當校ノ教科ヲ履修シ成規ノ試験ヲ
經テ尋常師範學科ヲ卒業ス

年月日

千葉縣尋常師範學校教頭 姓名 印

右申告ヲ領シ茲ニ之ヲ證ス

千葉縣尋常師範學校長 尋名 印

裏面書式

- 一 本校卒業生ノ服務年限ハ卒業證書受領ノ日ヨリ向十ヶ年トシ其間教職ニ從事スル義務ヲ有スルモノトス
- 一 本校卒業生ハ卒業證書受領ノ日ヨリ向五ヶ年間千葉縣知事指定ノ學校ニ奉職スルノ義務ヲ有スルモノトス
- 一 但郡長ノ薦舉ニ係ル生徒ハ卒業證書受領ノ日ヨリ向五ヶ年間郡長指定ノ小學校ニ奉職スル義務ヲ有スルモノトス
- 一 前項ノ義務ヲ盡ス能ハサルノ事故アル者ハ其理由ヲ具シテ千葉縣知事ノ指揮ヲ乞フヘシ
- 一 前項ノ義務ヲ終ヘタル者ハ其經歷ヲ具シテ千葉縣ニ届出ツヘシ
- 一 不慮ノ災害ニ罹リ此證書ヲ紛失シ又籍ヲ轉シ又ハ姓名ヲ改メタル時速ニ事由ヲ具シ本校ニ書換ヲ請フヘシ

年級修業證書式

番號

校印

族籍

姓名

年 齡

尋常師範學科第 年ノ修業ヲ

證ス

年月日

千葉縣尋常師範學校

操行證書式

番號

校印

族籍

姓名

年 齡

在學中ノ操行ヲ査定シ優等 (尋常)トス

年月日

千葉縣尋常師範學校教頭 姓名 印

千葉縣尋常師範學校幹事 姓名 印

右査定ノ適當ナルヲ認メ茲ニ之ヲ證ス

千葉縣尋常師範學校長 姓名 印

人物學力の證明

明治十九年の師範學校令の改正で師範教育の根本精神として力説したる

は將來國民教育の重寄に膺るべき師範生徒の品性陶冶であつた。即ち師範學校令第一條但書に順良、信愛、威重の三氣質を備へしむるを眼目とすべく掲げられてある。而してこの趣旨を貫徹せしむべく明治二十年八月六日文部大臣は北海道廳、府縣に左の訓令(第十一號)を發して居る。

凡ソ學校ニ於テハ普ニ其生徒ノ學力ノミナラス兼テ人物ノ如何ニ注目シテ學力ト人物トヲ査定シ各尋常優等ノ一等トシ卒業ノトキニ至リ之ヲ證明スル證書ヲ授與セシムヘシ就中尋常師範學校生徒卒業ノ上高等小學校長ニ任シ若クハ高等師範學校生徒ニ選舉スルモノ、如キハ先ツ其人物ノ優等ナルモノヨリ之ヲ選拔スヘシ

この訓令によりて本校規則を改正し第一回の卒業生より實施した第一回には學業優等者のみに授け第二回は操行及學業の優等者にそれ〴〵與へ第三回は學校騒動の爲これを受くる者なく其の後間もなく文部省は操行査定に關する訓令第十一號を廢して操行證書を與へることを取止めた即ち

文部省訓令第七號 (明治二十三年八月十四日 北海道廳、府縣)

明治二十年八月文部省訓令第十一號ヲ廢ス

縣では凡そ學校に於ては曩に學力の教授のみに止まらず其の品性の陶冶に努むべきは勿論に付縱令該規則は廢止に屬するも従前の精神を以て訓育上適切な注意を加ふべしと諭示する所があつた。是に於て森文部大臣の學校教育の精神として最も力説したる人物養成は形式上取除かるゝに至つた。

二十六年の改正 二十五年七月文部省は再び學科及其の程度を改正したるを以て本縣もこれに基き二十六年四月縣令第四十九號を以て三十一年發布の規程を全部改正した。左に抄録す

千葉縣尋常師範學校規則(抄)

第一章 總 則

第一條 千葉縣尋常師範學校ニ男子部女子部ヲ置キ別ニ小學校教員講習科ヲ置ク
但小學校教員講習科ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 生徒定員中百二十人ヲ男生徒トシ三十人ヲ女生徒トス
但時宜ニ依リ男女ノ員數ヲ増減スルコトアルヘシ

第三條 男生徒ニ課スヘキ學科課程ハ第一號表ニ女生徒ニ課スヘキ學科課程ハ第二號表ニ依ル(中略)

第二章 試 業

第一條 試業ヲ分チテ日課及學期ノ二種トス

第二條 日課試業ハ一學期內ノ授業時間ニ於ケル成績ヲ通算シテ其優劣ヲ判ス

第三條 學期試業ハ男生徒第一第二第三學年及女生徒第一第二學年ニ於テハ學期末一回男生徒第四學年及女生徒第三學年ニ於テハ學年回二回トシ其施行ノ時期ハ豫メ之ヲ定ム

但農業、手工、家事、習字、圖畫、音楽、體操、作文ノ學期試業ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

第四條 凡テ各學科ノ試業及實地授業ノ成績ハ點數ヲ以テ表シ十點ヲ以テ定點トシ五點以上ノモノヲ合格トス

第五條 每學年修業ノ成績ハ各學科日課試業及學期試業ノ評點ヲ合算シ試業ノ數ヲ以テ除シタル點數ヲ以テ最終學年ニ於テハ實地授業ノ評點ヲ併セテ之ヲ判決ス

但五點未滿ノ科アルモノト雖モ學校長ノ見込ニ依リテハ其科ニ限り再試驗スルコトアルヘシ

第六條 學期試業ニ缺席シタル者アルトキハ事情ニ依リ補缺試業ヲ行フコトアルヘシ

第七條 最終學年ノ學科試業合格ニシテ實地授業不合格ナルカ若クハ實地授業合格ニシテ學科試業不合格ナル者ハ
 學校長ノ見込ニ依リ特ニ六ヶ月以内修業セシメ臨時卒業セシムルコトアルヘシ
 第八條 卒業生ノ序次ハ各學年諸學科通約點ニ實地授業評點ヲ加ヘ男生徒ニ於テハ之ヲ五除シ女生徒ニ於テハ之ヲ
 四除シタル成績ニ基キ在學中ノ行狀ヲ參シテ之ヲ定ム
 第九條 卒業生ニハ左式ノ證書ヲ授與ス
 卒業證書式 (用紙島ノ子)

卒業證書

校印

氏名

生年月

年月日

千葉縣尋常師範學校長位勳氏名印

卒業證書式 (用紙島ノ子)

修業學科

一何々

一何々

以上

男生徒學科課程表

學科目	學年		修身	教 育	國 語	漢 文	歷 史
	週數	每時					
第一學年	二	二	二	二	四		二
第二學年	二	二	二	二	二	二	二
第三學年	二	三	二	三	二	二	二
第四學年	二	一五	二	二	一	二	二
合計	八	二四	八	二四	八	六	六

音	圖	習	博	物	數	地
樂	畫	字	物	理	學	理
一	二	二	三	二	四	二
單	用	楷	動	物	幾	日
音	自		植	理	算	總
唱	器				術	本
歌	在	書	物		何	地
	畫		物		術	理
一	二	二	二	二	四	二
單	用	行	動	化	幾	外
獨	自	楷	植	物	簿	國
唱	器			理	算	地
歌	在	書	物	學	術	理
	畫	書	物	理	何	
二	二	一	二	三	三	一
教	教	假	教	教	教	教
樂	自	名	饋	化	幾	地
複	授	、	人	物	代	地
單	在	教	身	授	授	授
器	法	授	生	法	法	法
音	畫	法	理	學	何	文
用		書	法	理	數	
唱		草	物	理		
歌		書	理	理		
法		法	法	法		
法		法	法	法		
二	一			二	二	
教	教			教	教	
樂	自			化	代	
複	授			授	授	
單	在			法	法	
器	法			學	數	
音	畫			法		
用						
唱						
歌						
法						
法						
六	七	五	七	九	一	五
				三		

計	手	農	英	體
	工	業	語	操
三四	二			六
	木、竹ノ細工	等農具、土壤、水利、肥料、耕、耘、栽培	習文讀 法方 會譯 字話解	兵普 式通 體體 操操
三四	三			六
	木、竹ノ細工	動物、漁具、水產、水產植物	習文讀 法方 會譯 字話解	兵普 式通 體體 操操
三四	三			六
	細工、木、竹普通金屬ノ	動物、漁具、水產、水產植物、水產製造法	修讀 辭方 作解 文譯	教兵普 授式通 法體體 操操
三四	三			三
	紙細工、粘土細工	水產動物、漁業、水產製造法	教修讀 授辭方 法作譯 文解	教兵普 授式通 法體體 操操
	二			二

一 英語、農業手工ハ生徒ノ所長ニ依リ其中ニ就キ一科目ヲ課スルモノトス
 一 教育中實地授業ノ每週教授時間ハ之ヲ前半年又ハ後半年ニ經メ三十時トシテ課スルコトアルヘシ
 此場合ニハ國語以下ノ學科目ハ第四學年ノ每週教授時間ヲ他ノ半年ニ經メテ教授ス

女生徒學科課程表

地理	歷史	漢文	國語	教育	修身	時數	每週
二	二	二	四	二	二	第一學年	第一學年
日本地理論	日本歷史	講讀	作文講讀	教育史	人倫道德ノ要領	二	每週
二	二	二	三	二	二	第二學年	第二學年
外國地理	日本歷史	講讀	作文講讀	教育ノ原理	人倫道德ノ要領	二	每週
一	二	二	三	四	二	第三學年	第三學年
日文授大要	外國歷史ノ大要	講讀	作文文學史ノ大要	教育ノ原理	人倫道德ノ要領	二	每週
				三〇 實地授業	二 學校管理法	二	每週
四、五	五	五	八、五	二二	六	合計	授間

計	體操	音樂	圖畫	習字	家事	理科	數學
三四	三	二		二	六	二	三
	遊普通體操	單音唱歌	自在畫	行楷書	裁項衣、食住ニ關スル事	動植物	算術
三四	三	二	二	二	六	三	三
	遊普通體操	樂複單器音唱	用自在畫	假名交リ草書	裁項衣、食住ニ關スル事	物化學	算術
	法戲操	法法歌	法畫	法書	法縫	學理	幾何ノ初步
三四	三	二	二	二	六	三	二
	教遊普通體操	教樂複單器音唱	教自在畫	教假名交リ草書	教育兒、簿記、裁縫	教人身生理	教幾何ノ初步
	法戲操	法法歌	法畫	法書	法縫	法理	法初步
三四							
	七、五	五	五	五	一五	六、五	七

三、教員講習科

小學校教員講習科 本縣では明治二十六年四月一日縣令第二十號を以て教員講習科規則を制定しこれを實施した。この規定に依れば講習員は定員三十人とし其の資格は小學校本科正教員若しくは本科准教員とし各別に募集す。其の修業期限は凡三ヶ月間とした。學科目は修身教育、國語、數學、理科、音樂、體操の七科目とし其の程度は尋常師範學校に準じ修業日數等に應じて斟酌することにした。講習員の學費は自辨とし修了の上は修業證書を授與し尙ほ本人の希望に依り修了後試験を行ひ成績佳良なる者に其の學科の證明書を交付することとした。次で同二十七年二月二十八日本規則の中第二條と第六條とを改正し第三條中教員ノ二字を講習員と改めた。即ち第二條講習員の種類を三に分ち一は本縣下小學校本科正教員若しくは其の資格ある者、二は同上本科准教員若しくは其の資格ある者、三は修業年限四箇年の高等小學校を卒業し年齢十七年以上にて教員志願の者とした。學科目は從來の學科目に漢文、簿記、地理、歴史、博物、物理、化學、習字、圖畫を加へた。これまでは相當資格ある者を募集して補習を主とせしが今後は教員不足の爲資格を得せしむるを目的とした。従つて年々定員を増加し最初三十人のを四十人に更に四十八人まで増加した。修業期限も三ヶ月を三ヶ月乃至五ヶ月に延長した。左に其の規則を抄録す

千葉縣尋常師範學校小學校教員講習科規則

- 第一條 小學校教員講習科講習員ノ定數ハ三十人トス
- 第二條 小學校教員講習科講習員ハ本縣下小學校本科正教員若クハ本科准教員ヨリ各別ニ募集ス

第三條 募集スヘキ教員ノ種類及募集期日ハ其都度學校長ヲシテ郡長ニ通知セシム

第四條 前條ノ通知アリタルトキハ郡長ハ第二條ノ資格ヲ有シ其郡内ニ於テ永ク就職スヘキ見込アル者三名ヲ選ビ其履歷書ヲ添ヘ學校長ニ通知スヘキモノトス

第五條 小學校教員講習科ノ修業期限ハ凡三ヶ月トシ其授業回數及毎週教授時數ハ尋常師範學科ニ準ス

第六條 講習ノ學科目ハ修身、教育、國語、數學、理科、音樂、體操ノ七科目トシ其程度ハ尋常師範學科ニ準シ修業日數等ニ應シテ之ヲ斟酌ス毎週教授時間ノ配當ハ左ノ如シ

- 一 修身 四時
- 一 教育 六時
- 一 國語 四時
- 一 數學 八時
- 一 理科 六時
- 一 音樂 三時
- 一 體操 三時

第七條 小學校教員講習科員ノ學費ハ自辨トス

但教科用圖書ハ之レヲ貸與ス(以下省略)

同二十七年二月本規則第三條中教員ノ二字を講習員と改め第二條第六條を左の通り改正した

第二條 小學校教員講習科講習員ハ左ニ掲クル者ヨリ募集ス

- 一 本縣下小學校本科正教員若クハ其資格アル者
- 二 同 本科准教員若クハ其資格アル者

三 四學年ノ高等小學校ヲ卒業シ年齢十七年以上ニシテ小學校教員志願ノ者

第六條 講習ノ學科ハ修身、教育、國語、漢文、數學、簿記、地理、歴史、博物、物理、化學、習字、圖畫、音樂、體操ノ内數科目トシ其程度ハ高等小學校ノ本科正教員又ハ准教員學力試験ノ程度ニ準シ修業日數等ニ應シテ之ヲ斟酌スルモノトス其學科目及程度ハ其ノ募集ノ都度學校長ヲシテ郡長ニ通知セシム

每週教授時間ノ配當ハ學校長之ヲ定ム

同二十八年二月同上規則第一條三十人ヲ四、十人第四條二名ヲ四名第五條凡三ヶ月ヲ三ヶ月乃至五ヶ月下改正シ第三條募集ノ期日ノ下并修業期限ノ五字ヲ挿入した。

四、教 科 書

教科用圖書

十九年四月師範學校令發布と共に文部大臣は其教科用圖書を撰定してこれを府縣に訓令し主として其の中より採定せしむることになした。教科用圖書は其の時代の學術文化の程度を示すものなれば繁瑣を厭はず茲に採録することにした。今其の教科用圖書として擧げたる書名を見るに當時の制度に副はざる感を抱かしむるもの間々見受けられた。森文部大臣は英斷を以て各種の制度を改革し殊に師範教育に關しては最も重點を置かれたるに拘らず其の教科用圖書は依然として翻譯書を用ゐることが多かつたのである。今學科の順序を追うていへば修身倫理は教育勅語發令前でもあつたので其の適從する所はない。論語、大學、中庸、孝經の如き儒教に由るかと思へば、佛國出版の翻譯書フランク修身原論を用ゐ、又英國のペインの道義學を翻譯したるものを使つた。このフランクの修身原論には開卷第一に靈魂不滅論を擧げ、次に正義の觀念、正當防衛などを論じてある。國民教育獎勵會編纂の教育五十年史湯本武比古の論文に據れば森子は日本の修身書に翻譯物はいけなと言つて福島師範學校校長能勢榮氏を呼んで中學校師範學校の倫理學教科書を書くことを命じた。やがて其れが出来ると私の處へも大臣から廻はしてよこしたのでこれを見ると君臣の關係といふ事が一つも書いてない、依てこれは如何なる仔細かといふ事を符

箋してやると、森子は成程自分もさう思つた然し能勢の言ふには、之れが普通の修身書ならば君臣の關係がなくてはならぬが、倫理學の教科書だからと言ふ、依て或る學者に聞くと能勢の言と一致して居つたから其の儘に差措いたと言ふので、私は其の時、それはいけない、名は倫理學でも實は修身書だから是非入れた方がよいと主張した結果、とうとう六行ばかり君臣の關係といふ事を書いて入れた事を覺えて居る、これを見ても大臣は修身の翻譯書に氣付いて居つたのであらうがこれに代るべき適當のものがないので止むを得ず置いたのであらう。

次に教育は有賀長雄の譯した米人ジョホノットの教育學が全國を風靡した。唯國語科がこの時始めて教科課程中に加へらるゝことゝなつた。前期までには國語としての科目はなく、讀書として主として漢文を教ふるに過ぎなかつた。然し教科書は中古文、擬古文を集めた和文讀本、和文軌範といふ類で、徒然草、土佐日記、源平盛衰記、方丈記などの拔萃であつた。文法は物集高見の初學、日本文典中根淑の日本文典などがあつたが用ゐられず、却つて詞の八衢、語彙別記や語彙活語指掌と云ふ古い物が使はれた。口語文などは當時はいまだ行れなかつた。漢文は文章軌範、唐宋八大家文、孟子等を讀ました。數學は田中矢徳の算術教科書、代數教科書、石川舜の譯した代數學、宮川保全譯幾何新論が用ゐられた。地理歴史は地理では大槻修二の日本地誌要略、山田行元編述の中地理書、富士谷孝雄譯藝氏地文學が行はれ、歴史は青山延子の皇朝史略、石村貞一編元明清史略、曾先之編十八史略、木村一歩、永田健助等の譯したテールルの萬國史、理科の方面ではいづれも譯書のみで、博物では文部省編輯局で譯述せしめた矢田部良吉譯植物通解、岩川友太郎、佐々木忠二郎共譯の動物通解、和田維四郎譯の金石學が一時最もよく行はれた。生理には前期の頃より評判の悪かつた坪井爲吉譯の弗氏生

理書が未だ用ゐられ、松山誠二纂述の人身生理學が漸くこれに代らんとした。物理化學では物理は川本清一譯の士都華氏物理學、宇田川準一譯の物理全誌が前期の遺物だが未だ其の跡を絶たない。化學は茂木春太譯羅斯珂氏化學、丹波敬三譯無機化學古くより持囃されておつた。農業では植物生理學といふ文部省編輯局から出た高山甚太郎磯部徳三郎共譯の老犬の譯書を用ゐしめた。以上述べた如く森大臣時代には未だ翻譯時代を脱せず重なる教科書は概ね翻譯書であつた。申にも數學、物理、化學、生理の如きは十數年來變らないものも珍らしくなかつた。

文部省訓令第七號（明治十九年七月七日 北海道廳 府縣）

勅令第十三號師範學校令第十二條尋常師範學校ノ教科書ハ當分左ノ圖書中ヨリ採用スヘシ

但本文ノ圖書ニ改撰シ難キ事由アルモノハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘシ（表中○印ハ本縣ニテ主トシテ採用シタルモノ）

倫理

圖書名	著譯者名	圖書名	著譯者名
○フランク修身原論	河津祐之譯	○道義學刊行中	ベイン著 富季譯
○論語	朱熹集註	○中庸	朱熹章句
○大經學	朱熹章句	○小學	朱熹編
孝經	安國傳		

教育

○教育學	伊澤修二著	○註釋教育學	高嶺秀夫譯
○小學教育新論	西村貞譯	○如氏教育學	有賀長雄譯
○學校管理論	箕作麟祥譯	○日本教育史	伊澤修二著
○學校管理法	外山正一譯	○大觀教育史	大觀通修著
○巴氏教育史刊行中	平山成信譯	○平民學校論	那珂通修著
○改正教授術	若林虎三編纂	○幼稚園略	關村信三譯

國語

○語彙別記	文部省編輯寮編纂	○語彙活語指掌	文部省編輯寮編纂
○詞の八箇	本居春庭著	○初學日本語	物集高見著
○日用文鑑	中根村清著	○和文教科書	稲垣千願著
○和文軌範	里見秋香著	○和文教科書	下田歌子編纂
○改正本朝文範	松岡太千願編纂	○土佐日記	紀田貫之著
○神皇正統記	源岡親房撰	○文藝類纂	柳原芳野編
○消息文範	松屋主人生著	○明治女子文例	小原燕著
○女子消息文範	小原燕著	○女子文例	岡野伊平編纂

○正文 文章軌範	謝枋 得批選	○唐宋 八大家 文讀本	沈德潛 評點	○春秋 左氏傳	杜預 集解	○孟 子	朱熹 集註	東條 胤編輯	石川 鴻齋 批撰	近世 名家 文粹	賴川 襄著	再版 日本文 章軌範
續文 章軌 範	史記	日本 外史	謝選 拾遺	通鑑 摩要	近世 名家 小品 文鈔	名世 小文 鈔	鄭守 監批 選	司馬 遷著	賴襄 著	賴襄 著	姚培 謙著	土屋 榮編

數學

○算術 教科書	田中 矢德編	○算術 摘書	神津 道太郎 譯	○代數 教科書	遠藤 利貞編	○代數 教科書 上一冊	田中 矢德編	○代數 教科書 下一冊	田中 矢德編	○幾何 學教授 書至六 卷七冊	幾何 學教授 書至六 卷七冊
商業 算術 第一 第二 冊	○新撰 珠算精 法一至 三冊	○新撰 小學應 功記一 一冊	明治 小學 一至四 冊	○幾何 學新論	宮川 保全 譯	石川 保全 譯	福野 政和 著	石川 保全 譯	福野 政和 著	宮川 保全 譯	石川 保全 譯

簿記

○簿記 學梯法	小森 林儀 秀譯	○簿記 學ノ 例題 法	福澤 諭吉 譯
------------	----------------	----------------------	---------------

地理歷史

○改正 日本地 誌要略	大槻 修二編	○藝文 地文學 刊行中	富士 谷孝 雄譯	○日本 文明史 略首卷 一冊	物集 高見 著	○新治 元明 清史略	石村 貞一 編次	○明治 元明 清史略	石村 貞一 編次	○新刻 萬國 史略	西村 茂樹 編輯
○撰中 地理 書	山田 行元 編述	○皇朝 史略	青木 村正 辭編	○十朝 史略	曾先 之編 次	○清史 略	增田 貢著	○低洛 萬國 史	健木 助一 海老 名普 田譯	○爾氏 萬國 史	健木 助一 海老 名普 田譯

博物

○植物 通解	矢田 部良 吉譯	○動物 通解	和山 維四 郎譯	○金 石學	岩田 友太 郎編	○植物 通解	佐川 友太 郎編	○動物 通解	坪井 爲春 譯	○植物 通解	吉野 義一 編	○動物 通解	松山 誠二 纂述
○普通 植物 學	丹波 敬三 高橋 同譯	○普通 動物 學	和山 維四 郎譯	○普通 植物 學	岩田 友太 郎編	○普通 植物 學	佐川 友太 郎編	○普通 動物 學	坪井 爲春 譯	○普通 植物 學	吉野 義一 編	○普通 動物 學	松山 誠二 纂述

物理化學

○士都華氏物理學
 ○物 理 學
 ○密氏化學書刊行中
 ○新式化學學
 ○無機化學學

川本 清一 譯
 飯波 敬三 柴田 桂 譯
 丹波 敬三 譯
 太田 雄三 譯
 磯野 德三 譯
 丹波 敬三 譯

改正 物理全誌
 羅斯珂氏化學
 化學教授法
 中學化學書

宇田川 準一 譯
 茂木 春太 譯
 秋山 政篤 譯
 久原 射三 譯
 磯野 德三 譯

農業手工

○農 理 學 初 步
 ○農 用 家 畜 論
 ○勸 業 理 財 學

久原 射三 譯
 大井 秀之 助 譯
 今井 是清 譯
 高橋 是清 譯

○植 物 生 育 論
 ○工 業 場 用 具 論
 刊 行 中

高山 甚太郎 譯
 磯野 德三 譯
 山田 要吉 譯

家事

○婦 女 家 事 要 調
 ○必 讀 家 事 經 濟 論
 ○家 事 經 濟 指 掌
 裁 縫 指 掌

前田 貞七 郎 編述
 藤田 久 道 編述
 近藤 壽 和 編著

○小 家 事 經 濟 訓 蒙
 ○普 通 裁 縫 教 授 書
 裁 縫 教 授 書

日下部 三之介 編纂
 渡邊 辰五 郎 編纂
 波邊 辰五 郎 編纂
 朴澤 三代 治 編纂

習字圖畫

○小 學 習 畫 帖
 ○小 學 幾 何 畫 法

文 部 省 編 輯 局 編
 山 田 昌 邦 譯

○用 器 畫 法 並 圖 式

平 瀬 作 五 郎 編譯

音樂

○小 學 唱 歌 集
 ○音 樂 問 答 集
 ○音 樂 指 南

文 部 省 音 樂 取 調 掛 編
 瀧 村 小 太 郎 譯
 內 田 彌 一 譯

○唱 歌 掛 圖
 ○音 樂 捷 徑

文 部 省 音 樂 取 調 掛 編
 神 津 元 譯
 內 田 彌 一 譯

體操

○新 撰 體 操 法
 ○步 兵 操 典
 ○射 的 教 程

文 部 省 體 操 傳 習 所 編
 陸 軍 省 編
 陸 軍 省 編

○體 操 教 範
 ○普 通 隊 列 運 動 法
 ○野 外 演 習 軌 典

陸 軍 省 編
 陸 軍 省 編
 陸 軍 省 編

府縣は本書目中に就きて慎重審査の上採定し文部省に経伺の後決定せしが翌三十年三月尋常師範学校の教科書は該學校教員會の議に付し選擇の上文部大臣の裁定を経べしと達した。又山梨縣より尋常師範學校教科用圖書として御省又は陸軍省體操書等編纂の圖書を撰用せんとする場合に於て右圖書は別段御省の御檢定を得るに及ばざる儀と心得然るべきやの伺に對し

檢定を得る手續をなすに及ばずと文部省學務局より回答した。明治二十年八月三十一日何
同 年九月二十四日回答

五、寄宿舎の訓育 修學旅行

寄宿舎及其の規則 森文部大臣の意見では將來世界の列強と伍するには軍備や産業も大切であるが最も大切であるは教育特に國民教育でなくてはならない。師範學校は實に此の國民教育の源泉であるから國家は大に力を用ゐて最も優良なる教員を養成せねばならない。彼の順良信愛威重といふ三氣質の涵養を師範教育の大精神として之が訓練の方法には軍隊に於ける教育法を採用するにあるといふ考から兵式體操や軍隊訓練の方式を採り入れ且生徒の學費の如きも一切公費を以て支辨する方法を取つたのであると思はれる。これが爲各府縣の師範學校は改正前に比ぶれば面目を一新し師範教育は一躍して學校教育の首腦となり大に雄飛するを得たので職員生徒の意氣頓に揚り驚くべき向上進展を見るに至つた。

本縣師範學校は明治十九年十月一日から尋常師範學校と改稱され諸般の準備は整つて生徒を收容した。當時の學校は都川に沿ひ現在の千葉警察署や日本赤十字社千葉支部の在る所から教育會館の在る所までの一帯の地であつた。寄宿舎は疊敷で自習室と寢室の區別はなかつたが、この改正で階上は南側の日當よき室を自習室、合監室となし、北側の室を教室、教員室、組長室として西北の隅に講堂があつた。階下は寢室と病室に充てた。外、校長室、事務室、合監寢室、理化博物の特別教室、應接室、小使室、食堂に充て、別に一室を縣學務課の室に與へた。明治二十年十二月より
明治二十二年七月まで後に學務課は縣廳に移り其の跡は事務室となり事務室は教員室に變つた。自習室には机一脚を二人掛とし二脚列べて中

央に書棚を置きて互に向き合はしめ一室の定員を六名乃至八名とした。寢室は一自習室の人員だけ收容し得る寢臺を用意し、側に銃架を具へて銃器を架け左右兩側の壁際には棚を二段に造り一人毎に適宜間隔を執りて上段に被服、外套、帽子、背囊等をよく整頓して載せ、服の疊み方にも一定の順序方法があるのみでなくその寸法までチャンと一定して居つた。下段には圖書其の他雜品を置き、靴革帶、銃劍、彈藥盒、脚胼手拭は棚の下の鈎に掛け置くものとす。寢臺には藁蒲團を載せ其の上に敷布を敷き、寝ぬる時赤毛布三枚にて身體を包み恰も狀袋の中に入るが如く其の上に白布蒲團を懸けて寝むのである。

女子の寄宿舎は前と別段變りがない隊伍も編制せず總員を八分して三名乃至四名の學友として之を八室に配置し部長二人室長八人を置き學友互に相幫助し以て師範學校令第一條但書の三氣質を鍛練し併せて貞婉美淑の徳を養成す。髪も或時は日本風の銀杏返しを復興し或時は束髮となつた。舍監は一人で監督し舍内は常に平和で家庭的に恵まれた。

男子は服制がきまつて冬は紺の小倉服、夏は白の小倉服、靴は赤皮の物を用ひこれに劍をつけ脚絆を穿き銃を肩にする所宛ら兵隊であつた。

寄宿舎は男子は全く軍隊式で起臥寢食一切喇叭の號音に依り、舍内の編制も軍隊的であつた。全舎を四部に分ちて四年生が組長となり室長は三年生で什長といふ、副室長は二年生で伍長といふ。た夜の人員點呼の如きは異様に感じた。先づ室長から週番部長へ人員の報告があると舍監が部長を隨へて提燈を下げて各室を廻るのである。室長は「氣ヲ付ケ」の號令で室員は一齊に机の前に起立して不動の姿勢をとる。室長が張切れる大聲で「何學部第何室在員何名臥床何名歸郷何名總員何名」

と淀みなく述べ立てるのであるが、これが各室毎に行はれて夜の静寂を破つて都川に反響し、今まで居眠りをして居た者も急に目が覚めるやうであつた。役員は組長四人、什長八人、伍長十六人であつてこれ等は一般學友と區別する爲に夫々右臂外方に地質羅紗で組長は上下納戸色、中紅色、什長は上納戸色、下紅色、伍長納戸色の山形(八)の徽章を付けた。

この寄宿舎生活には可なり無理が多く合理的でない。舎監に其の人を得ないで下士上りの軍人を重用した事である。此等の軍人は何等教育上の思想など有せなかりでなく、何等尊敬すべき人格の所有者でもなく、又何等學問上に造詣が深いものでもない。唯兵卒を取扱ふことに慣れて居るといふのみで兎角威張つて居るのみで、生徒との間に温情が缺けて居つた。されば軍隊教育の特長たる精神を執らずして徒らに其の末節形式に拘泥し、二から十まで規律詰で、事の大小輕重を問はず、少しでも規律に違ふものは悉く所罰されるといふ有様であつた。一ト口に言へば笑つて済むことを例へば自習室で腰掛を離れる際に其の腰掛を机の下に入れ置かずして其の儘出で行きしとて叱られたり、視箱の蓋をせずして席を離れたとか、机の上に本を出した儘外に立つたとて小言をいはれたり、又時間が嚴重で外出して所定の門限に二三分遅れると門衛は直に門札を舎監に届ける。すると必ず始末書をとられて所罰を受ける敬禮がまた中々厳しく、新入生の如き入學勿々學校の事情の分らざる間は、教室の出入や二階の昇降市街の途上等で上級生の七八人に相逢うものなら暫く直立不動の姿勢で立ち止らねばならぬ。時には小使にまでこの調子で敬禮したといふ珍談もある。上級生徒と下級生徒の間の關係は矢張兵營化して丁度古兵と新兵の間のそれと同様にますます悪化して仕舞つて一年生の如きは全く上級生の奴僕と同じに上級生の寢床をとつてや

つたり靴まで磨かせられ銃の手入をしたり入浴すれば脊中を洗はせられたりする。掃除は殆ど彼等の手によつてされ上級生は關しない風であつた。千葉縣師範學校沿革史平野 春江の寄宿舎生活に據る

こんなやうな嚴格な寄宿舎の生活であつたから生徒等は安息所を寄宿舎以外に求め其處へ行つて羽根を伸ばして寛ぐといふ風が行はれた多くの生徒は市内吾妻町現在豫審判事の官舎の住んで居る俗稱木根屋ぼねがやといふ瀟洒な隱居家のやうな家があつた。其處では何でも一品貳錢づゝてお茶を飲み菓子も食へる其處に行つて寝ころんで氣焰を吐いたり、天下の大勢を論じたり或は圍碁や將棋をして楽しく遊ぶといふ風で外に何等悪い事はしなかつた。こうして毎日停業後、土曜日は午後、日曜日は終日、二三十人は毎日この家に出入したもので、こゝが唯一の安息所であつたものだ。同上森本常吉の入學當時の思ひ出に據る

舎内の生活がこんなに嚴重であつたが、こゝに唯一つ寛大な事がある。それは舎内に喫煙室があつて誰でも自由に喫煙することが公然認められて居つたことである。當時は禁煙の法律もなかつたので生徒は十七八歳から二十四五歳であつたから入學前から喫煙したものもあつた。唯假入學中は大抵辛抱して吸はぬ振をなし便所や運動場の隅などでこつそり人に知れぬやう吸ふ者もあつたやうである。同上森本常吉の入學當時の思ひ出に據る

學校の訓育がかくの如く強壓的であつたから常に生徒の不平を招き反抗を買ふ素因となり兵式の舎監は終始怨嗟の的となつて茲に師範學校生徒の騒動が一つの流行のやうに各府縣に頻發し天下の耳目を聳動した。當時新聞紙上に顯はれたるもの頗る多かつた。埼玉縣師範學校の如きは森文部大臣が就任の當初親しく該校に臨み兵式體操や寄宿舎制度の優秀なるを目撃して全國の

師範學校をしてこれに則らしむべく激賞された程の模範學校であつたが間もなく同校の騒動は第一地方部の魁をなし續いて明治二十三年には茨城縣と本縣とにつきくに起つた。かくの如く森氏の師範學校教養の主義方針には頗る論議すべきものが多かつた。夫は師範教育の精神ではなく主として教育の實際的方面の批評でつまり師範教育が餘りに強硬的に行はれた結果すべてが劃一的に流れ何等其の間に個性の展開を許さないもので従つて青年教育者を無氣力者たらしめると同時に一方氣概ある青年には内心不平不満の心を起さしめ教育の仕事を咀ふやうに至らしめたといふ非難の聲であつた。これは制度其の物が悪いではなくこれを運用する適當の人を得なかつたことにも歸因するではなからうか。左に寄宿舍規則の概要を掲ぐ

千葉縣尋常師範學校寄宿舍規則 (抄)

第一章 男生徒寄宿舍規則

- 第一款 隊伍編制
- 第二款 役員職制
- 第三款 職務事務章程
- 第四款 職務服務心得
- 第五款 當直定則
- 第六款 生徒心得
- 第七款 敬禮定則
- 第八款 服從定則
- 第九款 起居定則
- 第十款 修業定則
- 第十一款 掃除定則
- 第十二款 服裝定則
- 第十三款 物品獎置定則
- 第十四款 檢査定則
- 第十五款 外出及歸省定則
- 第十六款 積金定則

第二章 女生徒寄宿舍規則

千葉縣尋常師範學校寄宿舍規則

本校生徒ヲシテ勅令第十三號師範學校令第一條但書ノ旨趣ヲ奉戴シ以テ人ノ師表トナルニ足ルヘキ氣質ヲ鍛鍊セシムルカ爲ニ伍ヲ組ミ隊ヲ編シ其職員ト改ムハ舍監副監ノ外舍監副監ヲ創リ總テ交番勤務セシメ以テ其名分ヲ明ニシ上班者ハ下班者ヲ監理シ以テ威重ノ術ヲ固シ下班者ハ上班者ノ指揮ニ服從シ以テ順良ノ道ヲ修メ儕輩ノ間互ニ相研磨勉學シ以テ信愛ノ情ヲ深クセシムルノ目的ヲ以テ其ノ寄宿舍ニ係ル諸規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 男生徒寄宿舍規則

第一款 隊伍編制

第一條 生徒ヲ編シテ一隊トシ之ヲ分テ四個ノ小隊トナシ小隊ヲ平分シテ二個ノ半小隊トナシ又之ヲ平分シテ二個ノ分隊トナシ一分隊ハ分隊長一名學友五名乃至六名ヲ以テ組織ス而シテ小隊ハ第一ヨリ第四、半小隊ハ第一ヨリ第八、分隊ハ第一ヨリ第十六ノ番號ヲ付ス

第二條 隊伍ニ左ノ役員ヲ置ク

組長 什長 伍長

第三條 隊伍付役員及學友ノ定員ハ左ノ如シ

隊伍編制表

組長 29	什長 14	伍長	伍長	學友 六人	學友 六人	學友 二人	學友 二人	學友 一人	學友 一人	學友 一人	學友 一人
四年生	三年生	二年生	一年生	四年生	三年生	二年生	一年生	四年生	三年生	二年生	一年生
			三十人	二十二人	十四人	二人	二人	一人	一人	一人	一人
			四年生	二年生	一年生	四年生	三年生	二年生	一年生	四年生	三年生
			二十二人	十四人	二人	二人	一人	一人	一人	一人	一人
			加フ								

合 監 120 副 監												
組 長 29	組 長 29				組 長 29				組 長 29			
	什 長 13		什 長 13		什 長 14		什 長 13		什 長 14		什 長 13	
伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	伍 長	
學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	學 友	
五 人	六 人	五 人	六 人	六 人	六 人	六 人	五 人	六 人	六 人	六 人	五 人	
二 年 生 一 人	二 年 生 二 人	四 年 生 一 人	二 年 生 一 人	二 年 生 二 人	二 年 生 二 人	二 年 生 一 人	四 年 生 二 人	二 年 生 一 人	二 年 生 二 人	二 年 生 二 人	二 年 生 一 人	
一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人	

(本表中副監ノ二字ヲ削除ス十九年十一月二十六日)

什 長 14		伍 長	伍 長	學 友	學 友	二 年 生 一 人	二 年 生 二 人	一 年 生 二 人	一 年 生 二 人
--------------	--	--------	--------	--------	--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

第四條 舍監、副監ハ本校教員中ヨリ校長之ヲ命シ其任期ハ無定期トス

同十九年十一月縣令第八十四號ヲ以テ本條ヲ削除ス

第五條 組長什長伍長ハ生徒中ヨリ舍監之ヲ指名シ組長ハ第四年生什長ハ第三年生伍長ハ第二年生ヨリ交番勤務セ

シメ其任期ハ四週日間トス

第二款 役員 職制

第一條 舍監ハ一人校長ノ指揮監督ニ屬シ一隊ノ長トナリ寄宿舎内ノ事務ヲ總括シ校規及命令ヲ執行シ組長以下職員及學友ノ取締ニ任ス

同上本條削除

第二條 副監ハ二人舍監ノ職務ヲ佐ケ舍監事故アルトキハ上席ノ副監其職務ヲ代理ス

同上本條削除

第三條 組長ハ四人舍監ノ指揮監督ヲ受ケ一小隊ノ長トナリ其部下ヲ教導シ校規及校長ノ命令ヲ遵奉セシムルコトヲ掌ル

第四條 什長ハ八人上班ノ指揮監督ヲ受ケ半小隊ノ長トナリ其部下ヲ嚮導シ校規及校長ノ命令ヲ遵奉セシムルコトヲ掌ル

第五條 伍長ハ十六人上班ノ指揮監督ヲ受ケ分隊ノ長トナリ部下學友ヲ率ヒテ校規及校長ノ命令ニ服從シ學業ヲ勉勵セシムルコトヲ掌ル

第三款 役員事務章程

第一條 舍監 同上本條削除

第二條 副監 同上

第三條 組長

一 部下役員及學友ノ勤惰行狀ヲ監視シ其情況ヲ舍監ニ申告スル事

一 部内ヲ巡視スル事

一 部下ノ諸願届書ヲ上進下達スル事

一 手當及諸物品ノ受渡ヲ爲ス事

一 部下ニ犯則者アルトキハ其事由ヲ糺シ舍監ニ申告スル事

一 起床検査ノ狀況ヲ舍監ニ申告スル事

一 清潔検査又ハ各種検査ノ準備ヲナス事

第四條 什長

一 部下伍長及學友ノ勤惰行狀ヲ監視シ其情況ヲ組長ニ申告スル事

一 部下ノ諸願届書ヲ上進下達スル事

一 手當及諸物品ノ受渡ヲ爲ス事

一 掃除定則ニ依リ當直ヲ定ムル事

一 部下ニ犯則者アルトキハ其事由ヲ糺シ組長ニ申告スル事

一 起床検査ノ狀況ヲ組長ニ申告スル事

一 就寢検査ノ手續ヲナス事

一 清潔検査又ハ各種検査ノ準備ヲナス事

第五條 伍長

一 部下學友ノ勤惰行狀ヲ監視シ其情況ヲ什長ニ申告スル事

一 部下ノ諸願届書ヲ上進下達スル事

一 部下ノ銃器及被服等ノ保存方ヲ監視シ其補修ヲナサシムル事

一 手當及諸物品受取ノ手續ヲナシ及之ヲ配布スル事

一 部下學友宛ノ書翰ヲ配布スル事

一 部下ニ犯則者アルキトハ其事由ヲ糺シ什長ニ申告スル事

一 部下ニ不時發病ノ者アルトキハ什長ニ申告シ其手當ヲナス事

一 部下ニ病者又ハ歸省等ノ者アルトキハ其銃器及物品等保護ノ手續ヲナス事

一 起床検査ヲ執行シ異同ノ有無ヲ什長ニ申告スル事

一 就寢検査ノ準備ヲナス事

一 清潔検査又ハ各種検査ノ準備ヲナス事

第四款 職務服務心得

第一條 削除

第二條 同上

第三條 組長ハ部下各室ノ取締ニ任シ什長伍長ヲ指揮監督スルモノナレハ常ニ容儀ヲ修メ言語ヲ慎ミ什長以下ヲシ

第五章 師範教育

テ自ら其善行ヲ反省セシムル様注意スヘシ

- 一 什長ヲシテ部下ニ對シ懇切ヲ旨トシ不公平ノ取扱ナカラシムル様常ニ教導スヘシ
- 一 時々部下各室ヲ巡視シ規則ノ行否ヲ視察シ務テ靜肅ナラシムル様注意スヘシ
- 一 什長ヨリ諸願届書ヲ差出ストキハ調査ノ上舍監ニ差出シ其指令等ハ速ニ什長ヘ下付スヘシ
- 一 手當及諸物品下付ノ期日ヲ達セラルトキハ直ニ什長ニ傳達シ期日ノ前一日部下一般ノ手帳ヲ取纏メ自己ノ手帳ト共ニ舍監ニ差出シ當日舍監ノ檢印ヲ受ケ事務所ニ至リテ現品ヲ領收シ什長ヲシテ配付ノ手續ヲナサシムヘシ

- 一 起床検査ノ異同ヲ什長ヨリ申出ルトキハ之ヲ舍監ニ報告スヘシ
- 一 就寢検査ハ什長ノ申告ニ依リ舍監立會ノ上之ヲ執行シ其異同ヲ人員表ニ記入スヘシ
- 一 清潔検査又ハ他ノ検査執行ノ節ハ其時刻ヲ什長ニ達シ諸準備ヲナサシメ實地見分ノ上舍監ニ報告シ校長若クハ検査員巡視ノ際ハ隨從スヘシ

第四條 什長ハ部下伍長ヲ指揮監督シ室内ノ取締ヲナスモノナレハ濃厚謹嚴身ヲ以テ之カ軌範トナリ各勤務ニ勉勵セシムル様注意スヘシ

- 一 伍長ヲ學友ニ對シ威儀ヲ失ハス狎昵ニ流レズ諸事懇篤ヲ旨トシ室内ノ靜肅ヲ保タシムル様常ニ教導スヘシ
- 一 伍長ヨリ諸願届書ヲ差出ストキハ其事由ヲ糺シ組長ニ傳達シ其指令等ハ直ニ伍長ヘ下付スヘシ
- 一 手當及諸物品下付ノ前日部下一般ノ手帳ヲ取纏メ自己ノ手帳ト共ニ組長ニ差出置キ當日現品ノ交付ヲ受クルトキハ直ニ伍長ヲシテ學友ニ配付セシメ且其場ニ監臨スヘシ
- 一 起床検査ノ異同ヲ伍長ヨリ申出ルトキハ之ヲ組長ニ報告スヘシ

- 一 就寢検査ノ節ハ伍長ヲシテ準備ヲナサシメ組長ニ申告シ検査員巡回シ來レハ部下ニ令(直レ)シ各自ニ番號ヲ唱ヘシメ且異同ノ有無ヲ報告スヘシ

一 清潔検査又ハ他ノ検査執行ノ節ハ其時刻ヲ伍長ニ傳達シ諸般準備ノ上組長ニ其見分ヲ受クヘシ

第五條 伍長ハ常ニ部下學友ト起居ヲ同フシ其指揮教導ヲナスノ責ニ任スルモノアレハ特ニ言語行狀ヲ慎ミ親愛懇切ヲ旨トシ百般ノ事身ヲ以テ之カ標準ト爲リ中心悅服セシムル様注意スヘシ

- 一 規則及校長ノ命令ハ直ニ之カ部下ニ達シ若シ理解シ難キ者アレハ懇ニ之ヲ説明シ苟モ偏頗ノ扱ヲナスヘカラス
- 一 學友ヨリ諸願届ヲ差出ストキハ其事由ヲ糺シ差支ナシト認ムルモノハ直ニ什長ニ傳達シ不都合ト認ムルトキハ教戒説諭スヘシ
- 一 學友ヲシテ銃器被服等ノ保護手入ヲナサシメ被服ノ汚漬セルモノハ直ニ之ヲ洗濯セシメ且時々諸物品裝置ノ整否ヲ検査シ特ニ校外運動ヲ行ヒ歸舍ノ節ハ破損紛失等ノ有無ヲ精密ニ検査スヘシ
- 一 武器被服ノ損傷及諸物品ノ紛失等ヲ學友ヨリ届出ルカ若クハ之ヲ發見スルトキハ詳ニ其原因ヲ取糺シ什長ニ申出テ修理若クハ交付方ヲ請フヘシ
- 一 學友ヲシテ日課及検査等總テ一定ノ時間アルモノハ之ヲ違ハシメサル様注意スヘシ
- 一 手當及諸物品下付ノ前日部下學友ノ手帳ヲ取纏メ自己ノ手帳ト共ニ什長ニ差出置キ當日現品ノ配付ヲ受クルトキハ什長立會ノ上番號ノ順序ニ從テ交付スヘシ
- 一 舍監ヨリ書翰ヲ受クルトキハ直ニ本人ヘ交付スヘシ
- 一 學友中不正ノ行爲アルトキハ直ニ之ヲ戒諭シ其規則命令ニ違反若クハ服從セサル者ハ什長ニ申告スヘシ但部

外ノ學友ト雖モ不正ノ事アリト認ムルトキハ戒諭ヲ加ヘ其趣ヲ該部伍長ヘ報告スヘシ
 病者又ハ歸省等ノ者ノ武器等ハ學友ヲシテ交番ニ其保護手入ヲナサシメ一週日間ヲ過クルトキハ什長ニ申出
 其處分ヲ請フヘシ

一 起床検査ハ起床ノ號音ニテ學友ヲ寢臺ノ前ニ起立セシメ各姓名ヲ呼ヒ人員ヲ検査シ異同及病者ノ有無ヲ什長
 ニ申告スヘシ

一 毎朝起床後學友ヲシテ寢臺及自習室ヲ掃除シ諸物品ヲ整頓セシメ特ニ毎土曜日ニハ一層掃除ニ注意シ硝子戸
 ノ内外ヲ清拭セシメ銃器等ノ手入ヲ爲シ検査ノ際不都合ナキ様豫メ準備セシムヘシ

一 就寢検査ノ節ハ其號音ニテ學友ヲ机前ニ正立セシメ異同ノ有無ヲ什長ニ申告スヘシ
 清潔検査又ハ他ノ検査執行ノ節ハ其時刻ヲ達シ時期ヲ失セサル様準備ヲ爲サシメ諸事整頓ノ上什長ニ報告ス
 ヘシ

一 總テ部下ノ爲ニ有益若クハ有害ト認ムルコトアルトキハ事由ヲ具シ什長ニ申告スヘシ
 第六條 前條役員滿期交代ノ節ハ在任中ノ報告書ヲ作り舍監ニ差出シ事務ハ書取リテ以テ後任者ニ引繼クヘシ

第二章 女生徒寄宿舎規則

(第五款以下省略)

第一條 女生徒ハ隊伍ヲ編制セス故ニ生徒中ニ役員ヲ設ケスト雖モ學友互ニ相幫助シ師範學校令第一條但書ノ氣質
 ヲ鍛鍊シ併セテ貞婉美淑ノ徳操ヲ養成スヘシ

第二條 女生徒總員ヲ八分シテ三名乃至四名ノ學友トシ之ヲ八室ニ配置ス

第三條 女生徒ノ取締ハ男生徒ニ準ス故ニ男生徒寄宿舎規則中諸定期(男生徒ニ限ルモノヲ除ク)ハ總テ之ヲ適用
 スルモノトス

修學旅行

尋常師範學校となつて兵式體操を課してより一日行程の行軍は千葉附近の郊外
 に出で、履行つた。又秋夜月澄み渡る夕武裝を整へて寒川、登戸海岸の邊を喇叭を合圖に足並揃へ
 て一巡するを常としたが、未だ修學旅行を兼ねたる行軍は行つたことはなかつた。二十一年七月八
 日はじめて男生徒六十餘名、一年生を除く(房總地方へ修學旅行を爲した。全員を二小隊に編制し舍
 監兼助教諭小林瀧藏之を引率し教諭齋藤桑四郎舍監兼教諭木村忠これに附添ひ、生徒は各背囊を
 脊負ひ劍を吊り、銃を擔ひ、喇叭手を先頭に立て市街地にかゝれば必ず列を正し喇叭に歩調を合せ
 て行進するといふ風であつた。宿舎係は先發隊と稱して四年生中より二名を選びて先づ本隊より
 先に出發せしめ豫め定めた宿泊地に至り其の地の役場吏員の助力を得て宿割、宿舎の疊敷等を調
 べ、小隊本部は何某方何小隊何分隊何人は何某方と定め、旅館の店頭に麗々しく紙に書いて貼つて
 待つて居たものである。八日千葉町を發して姉ヶ崎に泊し其里程約 四里半 九日姉ヶ崎を出發沿道隨意行
 進で木更津に至り宿泊した。十日早朝木更津より全隊は前衛前兵以上の隊形を爲し探索に關する
 勤務を爲しつゝ、南小安村に到り平時行軍の隊形に復して鹿野山に登り同所に留る木更津より 約四里 鹿野
 山は房總の名山で山頂に神野寺といふ名刹、喇叭館といへる豪莊なるホテル其の他大小の旅舎軒
 を並べ現在はホテルなく旅舎も一二所に過ぎず當時の面影なし 九十九谷十州一覽の勝地があり且動植物に富んで居る。此處に滯留
 すること三日其の間に毎日山谷を跋涉し動植物標本を採集す其の數植物凡六十種、動物三四十種
 を下らなかつた。十三日鹿野山を發し上總房州の堺なる木根峠の峻嶺を躡へ金東今大山村 に投宿
 した。この地は山間の一部落で宿泊には最も困難を感じた翌十四日金東の途上及び前原今鴨川 町前原に於

て斥候及び偵察勤務を爲し又夕刻には前哨を配付して夜戦勤務を執行した。十五日小湊今湊町に到り海草及び介類を採集する二日其の數約海草十二三種介類二十餘種を得た。十七日小湊を發し夷隅郡松野今總野に宿し、十八日大多喜に至り泊す。翌十九日全隊は前衛前兵以上の隊形を作りて探索に關する勤務を爲し途上時々發火して長南今長南に着いた。二十日市原郡潤井戸今潤津村に向ふ途上平原廣潤にして其の間に森林を交へ攻守に最も適地たるを以て假設敵の對抗運動に關する發火演習を施行して同所に投宿し翌二十一日無事歸校した。この日程通して二週間當時未だ鐵道の設なく沿道は行路難の所多きに拘らず一人の落伍者を出さずよく其の目的を達した。この旅行中宿泊地の各小學校を參觀する便宜を得て有益となり参考となつた。又四年生の一部教生は一行に加はるも始終隊外に在つたので沿道の學校は概ね參觀する機會を與へられ大に得る所があつた。明治二十一年七月二十七日縣報に據る。

六、御眞影の奉戴 三大節の祝賀式

御眞影の奉戴 本縣尋常師範學校尋常中學校に於ては紀元天長の兩節祝賀式を奉行し生徒をして恭しく龍顏を拜し以て天威に咫尺するの觀念を起し謹敬の念を厚からしめんが爲、船越本縣知事より、御眞影拜戴の義を宮内大臣に上申した。左の通り

天長紀元兩節ハ國家ノ大祝日ニシテ臣民一般之ヲ慶祝スヘキハ勿論ニ候へ共本縣尋常師範學校尋常中學校ニ於テハ殊ニ報本反始ノ旨ヲ體シ當日兩校職員生徒相會シ
天皇陛下ノ萬歲ヲ奉祝シ併テ忠君愛國ノ志氣ヲ振作シ益鴻恩ニ酬ユルノ願望ヲ堅固ナラシムル爲メ兩校講堂ノ上

位ニ 陛下ノ御眞影ヲ奉置シ祝賀式ニ一層ノ光榮ヲ加へ

天威咫尺ノ敬ヲ盡サシムル様仕度小官ノ冀望ニ御座候

本件ハ兩校生徒之氣質ノ養成上ニ於テ最も重要ニシテ且教育ノ上進ヲ助長スルノ益アル事ト確信仕候條
御眞影壹苑右兩校へ拜戴仕度此段及上申候也

明治二十一年四月二十八日

千葉縣知事

船越

衛

宮内大臣子爵 土方久元 殿

上申之趣聞届候事

明治二十一年五月四日

船越知事より右の如く、御眞影拜戴の義宮内省へ出願せしに速に御許可相成五月二十二日學務課員同省へ出頭、御眞影二葉拜戴せり明治二十一年五月二十一日縣報に依り載録。本縣の學校へ御眞影を拜戴したるは嚆矢である。

三大節祝賀式

新年紀元天長の三大節は國家の大祝日なるに拘はらず從來學校にては別段式典も行はれなかつたが明治二十一年十一月三日の天長節より各學校に於て舉行することになつた同日の祝賀式の模様が同月十六日の縣報に左の如く掲げられてあつた。

千葉縣尋常師範學校に於ては天長節祝賀式を舉行せり今其の概況を掲ぐに校内運動場に式場を設け西隅に假屋を建て更に豫て拜戴せし、御眞影を其の中央に奉掲し男生徒は武装を爲し女生徒及附屬小學校生徒に至るまで各其の場に整列し校長以下職員は南方に高等官以下本縣官吏は北方に列す、幹事式を行ふことを報ずるや校長生徒に諭告する所あり、了りて御簾を褰くると共に喇叭手、オーシアンを吹奏し本校生徒は捧銃の禮其の他は最敬禮を行ひ本校

女生徒及附屬小學校生徒は風琴「ヴァイオリン」の音調に従て文部省より送られたる天長節の歌及君が代の歌を唱奏し、次に生徒分列式を行ひ本校男生徒は喇叭、マウス女生徒及附屬小學校生徒は風琴進行の曲に従て 御眞影の前面を通過し舊位に復し一同敬禮、御簾を垂れ其式を終れり。

七、學校長 職員の服制

學校長 多年師範學校長として千葉中學校長として功勞尠からざる小杉恒太郎は尋常師範學校の組織變更と同時に文部省書記官に榮轉し其の後を襲ふて首席教諭手島春治學校長心得を命ぜられた。同氏は明治十一年一月就職以來殆十年其の間學校長を輔けて教務に執掌して功勞多し殊に十九年師範學校令發布なるや文部省の指示に基き鋭意其の改革に従事し校舎の修築教室の排置寄宿舎の整頓内外の設備に至るまで概ね完整し新學年の學級組織在學生徒の處分及選擇教員の精選等新學校令の實施準備に盡瘁する所多大なるものがあつたが二十年四月不幸疾を得て退職の止むなきに至つた。後任には多年縣會に在りて地方經濟に携はり名望家として地方の景仰淺からざる印旛郡選出縣會常置委員平山晋學校長に任ぜられた。森文部大臣の師範學校長採用の方針は成るべく地方の事情に精通せる名望家を選任し且學校長をして府縣學務課長を兼ね一縣教育行政の樞機に參與せしむるにあつた。平山校長は二十年五月より尋常師範學校初代の校長として新學校令の旨趣に基き其の實施に盡力し内は生徒の教養に努めて順良信愛威重の三氣質及身體の鍛鍊學業の精熟を勵し外は學務課長として縣内教育の統制を圖る等其の功績頗る大なるものがあつた。二十二年七月本官を免ぜられ學務課長專任となつた。同年九月教頭佐藤龜世學

校長に昇進した。然るに生徒中同氏に信服せざるものありて空前の學校騒動を惹起し遂に止むを得ず全校生徒一同を退學處分に行つた。これが爲め同年十一月十五日學校長も責任を負うて退官した。次で千葉尋常中學校長沼田悟郎に臨時學校長事務取扱兼動を命じたが間もなく同月二十九日岩手縣尋常師範學校教頭豊岡俊一郎本校長に任ぜられた。豊岡氏は佐藤校長の後を承け彼の有名なる學校騒動を鎮靜し一時紊亂したる風紀を肅正し秩序ある學習に向はしめ其の外從來生徒食事の調理は賄人に請負はしめたりしをこれを改めて校炊となし生徒をして交代を以て自ら炊事の勞を執らしめる等積年の弊を改め舊慣を一洗したるもの亦少くない。二十八年七月香川縣尋常師範學校長に轉じ茨城縣尋常師範學校長越智直本校長を命ぜられた。

職員

尋常師範學校職員は他の學校職員と異なり容儀を正し威重を保たしむること職務上特に必要に付學校長教員幹事令監は職務上一定の服を着用せしむべし但本文改正一時に行届き難きものは來二十二年六月迄猶豫することを得と二十一年九月十五日文部省訓令第二號を以て府縣に命じた。本縣では二十二年五月十一日學校長平山晋より職員服制を別記の通り定めたる旨知事に開申した。即ち

- 制服 立襟脊廣 地質羅紗 鈕地質相當 色 黒紺ノ内
- 帽 黒羅紗 獨逸型徽章付
- 外套 正 文部省訓令ニヨリ視學官ノ通知雛形ノ通り 略 羅紗引廻シ色黒紺ノ内 夏季ニ於テハ白色ノ制服ヲ着用スルモ妨ケナシ

二十三年五月更に職員の服制を改正し甲種は上衣をフロックコート(地質羅紗又は綾羅紗)色黒

とし袴は地質縞羅紗又は縞スコッチ(夏期は白リンネル小倉等を田ゆるも妨げなし)襟飾は黒色蝶形の類、帽は黒高帽子(夏期はナポレオン帽を用ゐるを得外套は適宜とし又乙種は上衣セビロ形短き方にして立襟とし地質は黒又は紺の羅紗又は綾羅紗とし袴は上衣と同じ(夏期は白リンネル小倉等を用ゐるも妨げなし)帽は黒獨逸形徽章付鉢巻は三條の條敷を中央に合す(夏は白の日覆を爲す)外套は縞又は紺羅紗にして文部省通知の雛形に依る而して甲種は體操教授の外執務の際又は禮式に着し乙種は行軍修學旅行體操教授等の際之を着し又甲種上衣に代ふるに乙種の上衣を以てするも妨げなしと規定した。

職員制服を小禮服に換用の件 明治二十一年十月十六日鳥取縣何文部省指令

本年御省訓令第二號ニヨリ定メタル尋常師範學校長以下ノ服ヲ以テ小禮服用ノ場合ニ換用差許シ可然哉同訓令ニ準據シ同中學校ノ制服ヲ縣限り定メタルトキハ前同様換用シ得ルヤ否御指揮ヲ仰ク

(文部省指令 明治二十一年十一月八日)

尋常師範學校制服ヲ以テ小禮服用ノ場合ニ換用ノ件宮中諸式ヲ除ク外苦シカラズ右制服ニ準シ尋常中學校等職員ノ服ヲ定メタルトキ亦同シ

八、六週間現役兵

陸軍六週間現役兵 明治二十六年十一月法律第二十九號を以て徵兵令が改正になり滿十七年以上滿二十六歳(後二十八歳に改む)以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官立公立小學校の教職に在る者は六週間陸軍現役に服することゝなつた然し同年の卒業生に限り特に

この法律を施行せざる旨同年二月六日法律第八號を以て發布した左の通り

官立府縣立師範學校生徒ニシテ明治二十二年中ニ卒業スヘキ者徵兵令第四十一條ニ據ラス直ニ官立公立小學校ノ教員ト爲スコトヲ得、其教員ト爲リタル者ハ同令第三十七條ニ據リ處分スヘシ

いよ、實施されたのは二十三年の卒業生より行はれた同年四月三十日佐倉聯隊に於て身體検査を受け合格したものは受験者二十三名中十二名で直に入營することになつたこれより前石田本縣知事は學校長に對し六週間現役の旨趣を誤らしめざる爲左の内訓を發せられた

學第四三號

明治二十二年十一月法律第二十九號ヲ以テ徵兵令改正追加ニ依リ滿十七年以上滿二十六年以下ニシテ官公府縣立師範學校卒業證書ヲ所持シ官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ハ六週間陸軍現役ニ服セシムルノ件ヲ規定相成候處其旨趣ハ小學校教職ハ國家教育ノ職務ヲ負擔スルモノナルヲ以テ此重要タル責任ヲ全フセシメンカ爲メニ特ニ其國防義務ヲ輕減スルノ必要アリ又武事ノ訓練ハ善ク人ノ氣質ヲ陶冶シ得ルヲ以テ教職員タルモノ一時ハ務テ兵役ニ服事セシムルヲ要スルニ出タル義ニ有之故ニ師範學校生徒タルモノハ深ク此意ヲ體認シ他日服役スルニ及ビテハ時日ノ短キヲ以テ之ヲ忽ニスルコトナク殊ニ奮勵シ軍人タルノ職分ヲ盡シ爾後教務ニ復スルニ至リテハ其兵役中ニ得タル所ノモノヲ以テ之レヲ兒童ノ教養上ニ利用センコトヲ勉メ益々其職ニ勵精シ以テ此特典ノ本旨ニ背カサル様平素調諭ヲ加フヘシ

右内訓ス

明治二十三年二月二十八日

千葉縣知事 石田英吉

六週間現役兵服役中の俸給はこれを支給せざるを本體とした左に文部大臣に伺ひたるものを

掲く

小學校訓導陸軍服役者俸給ノ儀ニ付伺

尋常師範學校卒業生ニシテ町村立小學校訓導タル者徴兵令第十一條第三項ニ依リ現ニ服役中ニ有之候處右服役中訓導ノ俸給ハ支給可然哉否判任官俸給支給規則中ニモ之ニ準スヘキモノ無之判然致シ兼候條至急何分ノ御指揮仰キ度此段相伺候也

明治二十三年六月七日

知事

文部大臣宛

本月七日學收第一九三六號伺小學校訓導陸軍現役中ノ俸給ハ支給セシメサル儀ト心得ヘシ但事情ニ依リ便宜支給スル儀ハ妨ケナシ

文部大臣 芳川 顯 正卿

其の後小學校教員給料其他諸給與支給方法中に改正を加へ六週間陸軍現役に服する者は其の間俸給の三分の一を支給すべしとなつた二十九年縣令第二十六號

九、附屬小學校

附屬小學校規程 附屬小學校に關する規程は小學校令に準據して定むべきものなれば十九年の小學校令では小學校の經費は父母又は後見人に授業料を納むる義務ありとしこれにて其の經費を支辨し能はざる場合に於てのみ其の不足額を町村費にて償ふことを得るとなつて居る。附屬小學校もこの規定に準して明治二十年七月勅令第三十號を以て師範學校令第四條に但書を追

加し附屬小學校ノ經費簡易科ニ係ルモノヲ除クハ授業料ヲ以テ支辨スヘシ授業料ノミヲ以テ支辨シ能ハサル場合ニ於テハ其不足額ハ訓導俸給ヲ除クノ外尋常師範學校經費ヨリ支辨スヘシとなし本校と全く經濟を別にし獨立して經營することになつた。

左記は十九年十月發布の本校規則中より抄録したものである。

第九章 附屬小學校規則

第一條 附屬小學校ハ本校生徒實地授業練習ノ爲ニ設クルモノトス

第二條 附屬小學校ノ學科ハ尋常高等ノ二科トス

第三條 學年ハ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル

第四條 學科課程ハ本縣制定ノ小學校學科課程表ニ據ル(第五條第六條第七條省略)

第八條 授業料ハ尋常科生徒一人ニ付一ヶ月金貳拾錢高等科同四拾錢トス

同二十一年三月二十一日附屬小學校規則を改正し第三條學年は九月一日を四月一日に翌年八月三十一日を三月三十一日と改め第八條授業料は尋常科一人一ヶ月貳拾錢を參拾錢に高等科四拾錢を五拾錢と改めた。

同二十三年十月に至り再小學校令が改正されて發布になつた。改正小學校令の實施と共に縣内に單級編制の小學校が多數設置さるゝので單級教授を行ふべき學級を附屬小學校に置きて師範生徒をしてこれが教授の練習をなさしめ兼て縣下單級學校の模範となすに足るべき經營の必要を生じた。

從來の附屬小學校は師範生徒の實地教授練習の用に供するを主目的とし兼て縣下小學校の模

範となすべく組織をなしたるも縣内多數の小學校とは其の組織設備等に於て多大の懸隔あり、これでは附屬小學校の趣旨に反するので二十四年十二月文部省令第二十六號を以て特に附屬小學校規程を定めた。左の通り

尋常師範學校附屬小學校規程

第一條 附屬小學校ハ明治二十三年十月勅令第二百五號小學校令中小學校ノ本旨種類教科目修業年限教則教授時間ノ制限教科用圖書祝日大祭日ノ儀式休業日補習科等ニ關スル規程ニ準據スヘシ但シ教科目ノ加除補習科ノ設置廢止及修業年限ハ府縣知事之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 附屬小學校ノ設備ハ管内最多數ノ小學校ノ設備ヲ例トシ本年十一月文部省令第十五號小學校設備準則ニ準據シ府縣知事之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 附屬小學校ノ學級ノ編制等ハ管内最多數ノ小學校ノ學級編制等ヲ例トシ本年十一月文部省令第十二號小學校ノ學級編制等ニ關スル規則ニ準據シ府縣知事之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ但單級ノ制ニ依リタル學級ハ必ス之ヲ設クルコトヲ要ス

第四條 附屬小學校ノ授業料規則ハ府縣知事之ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ但單級ニ編制シタル兒童ノ授業料ハ之ヲ徵收セサルモノトス

第五條 附屬小學校ノ教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ具フルコトヲ要ス

右附屬小學校規程に就き文部省の説明に依れば從來尋常師範學校には主として師範生徒實地練習の用に供するの目的を以て小學校を附設したれども之に關しては何等の規程を設けないので其の教科目修業年限設備學級等大概完全を期して組織したる故に師範生徒卒業後從事すべき多

數の不完全なる小學校の管理及教授の實地練習をなすことが出来なくて附屬小學校の目的に反せるものがあるので本規程の制定を必要とした所以の要旨である。

抑附屬小學校は元來他の小學校と其の趣を異にしてゐる。一々之を一般小學校の模形中に入ることを得ないものもあるも本規程第一條に掲ぐる一般の小學校に關する條規の如きは附屬小學校と雖もすべて準據すべきものである。

又第二條及第三條の規程は畢竟管内數百の小學校中其の多數に在る所の學校に準して之れが設備をなし又は學級を編制するときは生徒の多數は卒業後師範學校に在る時と實地教務に従事するの日と別に逕庭を見ない爲に熟達の効果を收められるであらう。又單級の教授は至難の事業で生徒在學中充分に實地の練習をなさなければ卒業後單級學校に従事するも教育の實効を奏すること蓋し難からん。是れ單級の制に依つたる學級を設けることは附屬小學校に關して殊に缺くへからざる要件であつた。

第四條授業料は之を徵收すると否とは須く師範學校令第四條但書の削除及本校の設置の主旨に隨ひ且土地の情況に依り充分斟酌を加へて規定すべきである。

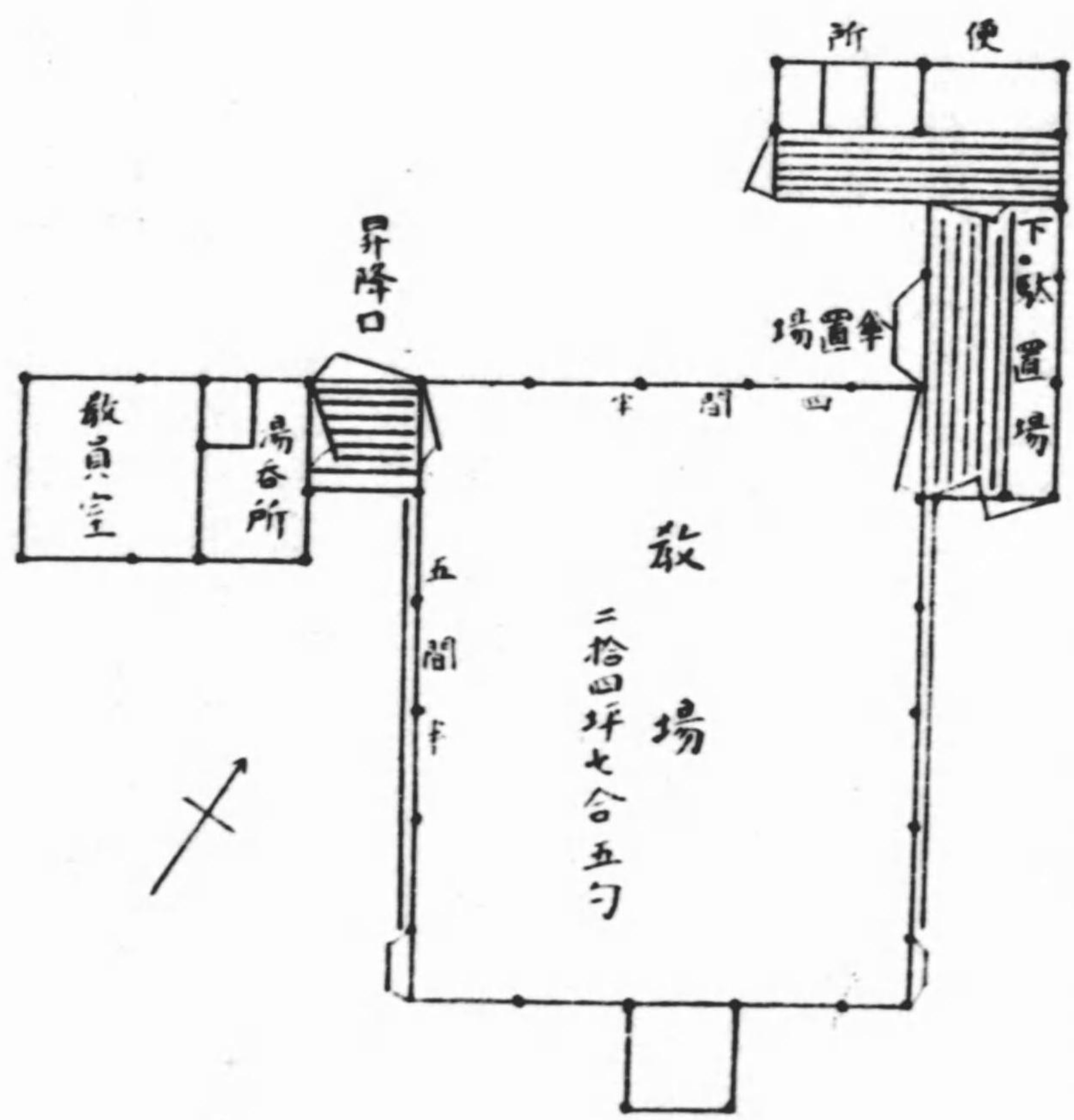
要するに附屬小學校の施設は師範學校生徒實地練習の達するに足り、且管内一般小學校教育の進展に適合せしむることを勉めねばならぬ。

これより附屬小學校は文部省令に依り規定されたる附屬小學校規程に據り其の組織を改め尋常高等共に單式複式の學級及尋常の單級學級を置くことに定め單式複式の學級に組織したる者を第一部と稱し單級に組織したる者を第二部と稱した。先づ二個學年を以て編制したる學級を造

り複式學級教授の練習用に資し、次で單級教授を實現する爲附屬小學校構内運動場の一角に別に區劃して一教室を新築し二十五年十月落成し左記見取圖の通り新に兒童を募集し翌十一月四日開校した生徒は授業料を免除せるが爲世間これを貧乏學校と稱した。募集に應じたる兒童は總計七十二人中男三十七人女三十五人であつた。

單級組織の學校狀況 當時單級學校と稱す以下これに倣ふは改正小學校令に於て始めて見えたものでこの法令により一學級の定員も定まり學校に多級と單級との區別があつた。本縣小學校は當時各郡共規模狭少であつて單級學校の組織が比較的

校舎略圖



多くこれが爲其の經營は一時多大の注目を惹いた。左の見取圖は當時の附屬小學校の單級教室で模式的に造つたものである。單級學校の經營は縣内にこの種の學校の模範とされたるもので參觀人は毎日絶えることはなかつた。左に經營の内容に就て其の概況を擧ぐ

- 一 一名 稱 附屬小學校尋常科第二部と稱す
- 一 修業年限 最初三ヶ年後四ヶ年に改む
- 一 設置 明治二十五年十一月四日
- 一 入學兒童人員 七十二人内男四十八人女三十二人

人

- 一 入學兒童年齢平均 八年四ヶ月強内男八年二ヶ月女八年七ヶ月
- 一 入學兒童最多年齡 十二年一ヶ月
- 一 入學兒童最少年齡 六年六ヶ月
- 一 入學兒童家庭の境遇 概して貧民階級の子弟
- 一 父兄職業別 車夫一人、農十人、小賣飲食店六人、桶屋三人、脚夫三人、無職三人、染物屋二人、井戸堀二人、小使二人、押丁二人、女髪結、菓子製造、烟草製造職、漁夫、疊職、庭師、灸點、木賃宿、馬方、料理人、石工、船頭、靴職等各一人
- 一 入學前の教育 町村立尋常小學校に在りたる者十一人内男八人、女三人、私宅に於て習字のみなしたる者十九人内男十二人、女七人、其の他は不就學者
- 一 組分法 全體を甲乙丙の三組に分つ
- 一 甲の組 (尋常科三學年に當る) 一人内男一人
- 一 乙の組 (尋常科第二學年に當る) 二十九人内男十九人女十人
- 一 丙の組 (尋常科第一學年に當る) 四十二人内男二十人女二十二二人

時間割

水	月	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
同	修身、體	算	術	乙	甲	乙	火	同	同	同	同
				丙	丙	習	修身、讀				
				讀	讀	讀	算				
				習	習	習	術				
				作	文	文	同				
				乙	乙	乙	同				
				丙	丙	丙	同				
				讀	讀	讀	同				
				習	習	習	同				
				唱	歌	歌	同				

金	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

單級教室に收容する兒童は從來の兒童即ち第一部兒童とは全く區別し教室の周圍は板塀を以て圍ひ一切交通せしめなかつた。これは全く其の境遇が異なるからである。左に開校當初の状況を本縣師範學校沿革史より抄録す

明治二十五年十一月校舍落成し同月四日開校翌五日より教授に着手した其の最初に於て困難なる事項を擧ぐれば

- 一 生徒身邊の境遇頗に大なる變動を來したるを以て兒童の眼には四邊皆新奇に見ゆるより左盼右顧殆ど制止し難かつたこと
- 一 規律正しき學校教育を受けたる生徒は至つて少く不規則放縱の習慣に染みて規律の何物たるを知らなかつたこと

一 生徒は教師の言語を解せず教師亦生徒の言語を解し難く彼我言語の明瞭に通じなかつたこと

一 命令に遵ふことを知らなかつたこと

一 總ての舉止動作の粗暴野卑放縱であつたこと

如此状態であるので直に正當の教授を施すことは到底不可能であるを以て先づ主として兒童を學校生徒の體裁を得しむることに努め、即ち一定の席に着きて時間の規律を守り業を受ける状態にあらしめ、又兒童の粗野、放縱なるは家庭の低級なるに因るものであつた。命令を守らざるは教師を輕蔑するにあらず事の道理を辨へざるに出づるもので事情大に拘すべきものがある。是を以

て數月の後は漸次訓練の實績擧り其の結果大に見るべきものあるに至つた。但言語の矯正は最困難であつた。

學級擔任最初主任訓導二人専らこれに當つたが後一人に減じ教生二人教授の一部を分擔し裁縫は別に女子の教生をして擔當させた。

又父兄の學校に對する感情は一般に學校を有難かり衷心より學校及教員に對して敬意を拂つた。これ當時この地にかゝる組織の學校なく附屬小學校といへば從來ブルジョア階級の兒童の學校とのみ信じて居つたの如くカード階級の兒童を收容するので一般の千葉市民は學校設立の趣旨を知らざれば常に貧民救助の爲とのみ思ひ居り間々學校を指して「御助けの學校教師を御助けの先生」と呼ぶものあるを聞くに至つた。

授業料 尋常師範學校附屬小學校の授業料は同校經費の財源に充つるを以て一般の地方税雜收入と混淆せず別議案を府縣會の議定に附すべしと内務省訓令を以て府縣に達した。即ち

尋常師範學校附屬小學校授業料ハ本年勅令第五十六號規定ニ據リ地方税一般ノ雜收入ト混淆スヘカラサルモノニ付
右授業料ノ收支豫算ハ別議案ヲ以テ府縣會ノ議定ニ付スヘシ

明治二十年十一月十八日

内務大臣伯爵 山縣有朋
大藏大臣伯爵 松方正義

其の後二十四年十一月尋常師範學校附屬小學校規程發布に依り從來授業料のみを以て財源として支辨したる附屬小學校の經濟も本校に合併することとなり従つて授業料規則を改むるに至つた左の通り

授業料規則

- 第一條 授業料ハ尋常科ハ一人一ヶ月金參拾錢高等科ハ一人一ヶ月五拾錢トス
但單級ニ編制シタル尋常科ハ授業料ヲ徴收セサルモノトス
 - 第二條 授業料ハ毎月始業ノ日ヨリ五日以内ニ納付スヘシ
 - 第三條 全月缺席ノ生徒ハ授業料ヲ免除ス
 - 第四條 學校ノ休業全月ニ亘ルトキハ授業料ヲ徴收セサルモノトス
- 次で翌二十六年三月本規則第一條を左の通り改正した。
- 第一條 授業料ハ尋常科ハ一人一ヶ月金貳拾錢高等科ハ一人一ヶ月金參拾錢トス

一〇、 雜

學校騒動 二十二年九月教頭佐藤龜世學校長に任命さるゝや生徒中平素同氏に信服せざる者あり一時に爆發して空前の一大不祥事件を起した當時の世態は政治萬能で人心險惡を極めたそれが教育方面にも影響して學生は議論風發大言壯語して動もすれば天下の大勢を論ずる風があつた學校には土曜會と稱し隔週土曜日の夜全校生徒悉く講堂に集合して毎月演說會と討論會とあつた十月一日突如夜間不穩の舉動をなし學校長及舍監の說諭訓戒も聞き容れざるのみならず却て學校長教員に對して辭職勸告を爲す等舉動益々不穩を極めた同十八日縣廳より書記官羽生二郎來校生徒一同を講堂に召集して生徒等の不心得を戒め懇々說諭する所ありしも生徒等頑として聽かざるものゝ如くあつた翌十九日再來校生徒一同を集め一人づゝ順次其の面前に呼

び出して前日の說諭事項に對し熟慮決答を求めたるも何等其の非行を反省する様子見えざれば遂に止むを得ず一同を退學處分になした十一月十五日學校長佐藤龜世其の責を負うて退官しこれと前後して多數の職員は辭職した次で千葉尋常中學校長沼田悟郎臨時本校長事務取扱を命ぜられた其の後四年生以下退學を命ぜられたる生徒一同は縣知事に嘆願の上復校を許され従前通り授業をなすことゝなり是に於て二ヶ月に亘る騒動も漸く鎮靜することゝなつた當時各府縣何れの師範學校も従前と異なり俄に規律嚴重となり寄宿舎生活は全く兵營と化した感がある上に瑣末の過失に至るまで少しも假借せず嚴罰に處する所ありしを以て生徒中には暗々裡に快からず思ひ常に不平不満を懷き居る折柄學校の事情統制を缺く所あり職員間も亦一致融合せざるものあり種々の缺陷から學校騒動の素因となり遂に突發するに至りたることは當時一時の流行性を帯びたる感がある本縣の如きも獨り學校長に對する不満ばかりでなく學校の事情が然らしめたと觀るのが適當であらうと思ふ。

文部省は此の如く學校騒動が各府縣に頻々と起り殊に師範學校に比較的多くあるを見るや嚴重なる訓令を發した左の通り

公立學校生徒ニシテ其學校職員ニ辭職ヲ勸告シ又ハ上司ニ對シ其學校職員ノ免職轉職ヲ要請スルモノハ學校ノ規律ニ背クモノトシ當該學校ニ於テ用キル所ノ懲罰ノ例規ニ照シ嚴重ノ處分ヲ爲スヘシ

明治二十六年五月六日
文部省令訓令第四號

本校の改築問題 明治二十六年十一月二十日より開會したる縣會に於て本校舎が建築後二十年を経過し其の朽廢甚しく且校地が卑濕なると寄宿舎構造の不完全なるが爲め生徒中には年々夏季に脚氣症冬季には呼吸器病に罹る者多きを以て本校改築問題は識者の間に懸案となれる

が縣會は其の改築費を二十七年年度の縣會に案を具して提出されんことを満場一致の決議を以て縣當局に建議する所となつた。是に依りて縣は二十七年一月縣會の建議を尊重し書記官三村實を尋常師範學校建築方法調査委員長に參事官河村彌三郎、學校長豊岡俊一郎、教諭富津龜三郎、同小池民次、助教諭村田嘉謨、技手小野政精、屬神明久作、同大野徳太郎、同島田衷に同委員を命じ校地其他建築につき調査せしむる所があつた。其の後本問題は偶二十七八年戰役勃發の爲延期となり一時中止の姿であつたが、二十八年八月各部の調査全く熟し其の工費は二十九年度豫算に編入せられ二十八年の縣會に満場一致を以て可決された。敷地は千葉町字西猪鼻なる眺望絶佳の地を撰みて此處に定めた。

第六章 實業教育

一、概況

一國の生産力を増加し、國運を上進し、國を富まし、兵を強くするの基礎は實業教育にあり、實業教育施設の消長は國家の隆替に關すること極めて大なるものがあるとの見地より時の文部大臣井上毅は國家の前途を憂ひて實業教育を進展せしめることの一大急務なるを痛感し閣僚を動かし實業教育國庫補助を議會に提出した。幸に其の案は議會の協賛を得て我國最初の國庫補助法を成立せしめ、爾後年々金十五萬圓を支出して實業學校の振興獎勵に充てることになつたことは文

政上一大功績であつた。

其の後間もなく日清戰役が起り連戰連捷の結果國運がいよゝゝ勃興して教育産業共に躍進し實業教育も駸々として發展したのである。

國庫補助法に依り其の補助すべき金額は毎年金十五萬圓と定め其の補助を受くべき學校は公立の工業、農業、商業學校、徒弟學校及實業補習學校で文部大臣に於て實業の教育に效益ありと認むるものに限る。又地方長官の認可を経たる農、工、商組合に於て設立したる實業學校も公立に準して交付することにした。各學校に交付する補助金は其の設立者の負擔額と同額以内とし補助年限は五箇年を以て一期とし満期の後は必要に依り繼續することが出来るものとした。

實業教育獎勵の第一着として明治二十六年十一月、實業補習學校規程を發布した。從來は實業補習學校徒弟學校は小學校の種類として小學校令に規定して居つたが、これより小學校令より切離して制定し地方長官に訓令して大にこれが督勵を促した。翌二十七年七月簡易農學校規程を定め、農民をして從來因襲の耕種の外に科學的進歩の利益を得せしむることにした。又同月徒弟學校規程を發布し職工に必要な教科を授くる所とした。蓋し實業補習學校は小學教育を補習し且實業の思想を與へ實業の準備を授けるが任務であるが、徒弟學校は主として職業教育を授くるのである。又同年六月文部省は徒弟學校及實業補習學校の教員を養成する爲に東京高等工業學校に工業教員養成所を附設し東京高等工業學校長これを管理し本科及速成科を置いた。

一、實業補習學校

明治二十三年十月發布の小學校令第二條には「徒弟學校及實業補習學校モ亦小學校ノ種類トス」とあるはこれ等の名稱が法規の上に初めて見えたもので小學校の一種として取扱はれたのである。又同令第九條に「專修科補習科徒弟學校及實業補習學校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」と規定したるが其の後明治二十四年十一月文部省令第九號を以て「專修科徒弟學校及實業補習學校ノ教科目修業年限其ノ他該學校等ニ關スル事項ハ其ノ規定ヲ定ムルマテノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調ヘ文部大臣ノ指揮ヲ請フヘシ」と命じ他日漸を追うて適切なるものを定むる意圖であつたであらう。

かくして明治二十六年十二月二十二日文部省令第十六號を以て實業補習學校規程を發布し同時にこれが發布に關し周密なる訓令を出して居る。左に其の全文を擧ぐ。

實業補習學校規程 明治二十六年十一月二十日 文部省令第十六號

第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル兒童ニ小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其職業ニ要スル智識技能ヲ授クル所トス

第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムベシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限り實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得 此場合ニ於テハ其小學校ノ教授ヲ妨ケサル限リハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術、及ヒ實業ニ關スル科目トス但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

- 一 工業地方ニ於テハ圖畫、模型、幾何、物理、化學、重學、工藝、意匠、手工ノ類
- 二 商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略、商業經濟外國語ノ類
- 三 農業地方ニ於テハ或ハ農業大意、或ハ耕耘、蟲害、肥料、土壤、排水、灌漑、農具、園藝、家畜、養蠶、森林、農業帳簿、丈量ノ類

前項ノ外水産、機械、刺繡其他或職業ノ爲ニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條 讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニ依リ一科目若クハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得

第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメンコトヲ要ス

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第九條 實業補習學校ハ日曜又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二條 實業補習學校ノ教科目修業年限教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長
(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其ノ學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商
議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

本規程實施に就て文部省が如何に重要視して獎勵誘導に努めたるかは第十三條に規定する所
を見て其の一端を窺ふことが出来る。實業補習教育を各地方に普及振興せしむる爲に、地方の名
望家實業家及學校功勞者を總動員して、商議員制を設けて學校と密接なる連絡を取らしめんとす
るが如きは其の用意の周到なる稱讚に値するであらう。

實業補習學校規程發布に付訓令 實業補習學校規程發布に際し井上文部大臣は其の實施上
に關し極めて懇切に其の旨趣を明示したる訓令を發した。左の通り。

文部省訓令第十二號 (明治二十六年十一月二十二日 北海道廳、府縣)

實業補習學校規程ヲ發布シタルニ付訓令スルコト左ノ如シ

普通人民ノ情況ヲ察スルニ兒童ノ尋常小學ヲ終ル者退學ノ後職業ニ從事スルニ當リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ當リ其ノ
管テ學ヒシ所ノ事緒ヲ拋棄シ遺忘シテ其用ヲ爲サ、ル者多シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ其父兄ハ彼
等ヲシテ縱令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其尋常教育ヲ補充温習シ彼等カ將來ニ從事スヘキ生業ヲシテ稍
々價值アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切ナリ此父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ而シテ補習教
育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニアラス寧ロ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ専ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ

發達セシメ其固有ノ地位ヲ保チ稍々利益アル生業ヲ得セシムルヲ目的トスヘシ此レ補習教育ニ於テ實業ノ知識技能
ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要スル所以ナリ

且輓近宇内各國ノ富力ハ年一年ニ倍加シ進ンテ止マサルノ勢アリ是レ蓋科學盛ニ興リ其發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ
及ホシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ハラズ此ノ科學的ノ
知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト勞働トハ割然トシテ殊別ノ異域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於
テ仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向テ科學及技術ト實業ト一
致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ受クル
コトヲ務メサルヘカラス此ノ事ハ既ニ輿論ノ認ムル所ニシテ方ニ自然發達ノ時機ニ遭遇シタリ

以上ノ理由ニ因リ小學校令ノ掲クル所ニ基キ省令ヲ以テ實業補習學校ノ規定ヲ發布シタリ

實業補習學校トハ實業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小學ノ教育ヲ補習スル學校ヲ謂フナリ故ニ實業補習學校ハ義務
教育ヲ終ヘタル兒童ノ爲ニ其既ニ受ケタル教科ヲ補習繼續シ及實業ノ知能ヲ授クルノ二箇ノ目的ヲ以テ設クル者ナ
リ

實業教育ヲ實施スルニ於テ都鄙ノ別各地事情ノ各異ナルアリ決シテ畫一ノ概則ニ循由セシムヘカラス又一時ニ勸誘
ノ力ヲ以テ推行スヘキニアラス寧ロ人民自然ノ發達ヲ助ケテ之ヲ順導スルノ方法ヲ取ルヲ要シ又地方ノ情況ヲ酌
シ施行ノ緩急ヲ量ルニ注意スルヲ要ス

教授時間及ヒ季節ハ或ハ每週四時間ノ少ナキモアルヘク又二十時間ノ多キモアルヘク或ハ雪期ヲ利用シ或ハ農隙ヲ
利用シテ以テ教授季節トナスカ如キ或ハ夜間ニ教授シ或ハ午後ニ教授シ或ハ日曜日ニ教授スルカ如キ要ハ生徒ノ作
業ノ餘暇ヲ以テ教ヲ受クルノ時ヲ與ヘ各地方ノ事情ニ從ヒ便宜ニ法ヲ設クルニアリ故ニ省令ハ是等ノ事ヲ一律ニ規

定スルノ道ヲ避ケタリ

教科目ハ其ノ普通ノ科目ニ於テハ成ルヘク實業ニ近切ナル資料ヲ各科ノ中ニ包含スルコトヲ務メサルヘカラス農業補習學校ヲ以テ之ヲ例センニ讀本ハ重ニ農業ノ事物及事例ヲ説キ算術ハ重ニ農家ノ經濟ニ關スル課題ヲ教フルノ類ノ如シ其實業課目ニ於テハ或ハ農業大意ヲ概説シ其ノ初歩ヲ授ケ或ハ耕耘肥料土壤等ノ科目ヲ分解講説スルカ如キ成ルヘク生徒ノ能力ニ應セシメ其ノ厭倦ヲ招クコトナキヲ務ムヘシ故ニ省令ハ又此等ノ點ニ向ツテモ一律ノ規定ヲ設クルコトヲ避ケ各地各校ノ便宜ニ任セタリ

學級編制ノ如キハ固ヨリ普通小學校ノ例ヲ推スヘキニ非ス蓋シ生徒ノ年齢長幼不同ニシテ其既ニ受ケタル教育ノ程度モ亦甚種々ナルハ此ノ學校ノ特性タルコトヲ免レサルヘシ故ニ或ハ單級トシ或ハ級ヲ分チ或ル學科ニ就テハ上級ノ生徒ヲシテ下級ニ於テ教授ヲ受ケシメ下級ノ生徒ヲシテ上級ニ於テ教授ヲ受ケシムルカ如キ又此學校ヲ管理スルモノ、便宜ニ活用スルヲ得ヘキ所ナリ

實業補習學校ハ學科ト作業勞働トヲ併セ教ユルヲ主トスルモノニ非ス實業ノ學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ下シ生徒カ學校ノ外ニ在リテ實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ處ノ學科ト反映照應シテ彼レ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス庶幾クハ農ノ子ハ農ヲ樂ミ工ノ子ハ工ヲ樂ムノ益アラン但シ必要ニ依リ多少ノ作業ヲ授クルコトアルハ固ヨリ妨ケサル所ナリ

工業補習學校ニ於テハ圖畫ヲ以テ主要ノ教科ト爲サ、ルコトヲ得ス而シテ成ルヘク多クノ時間ヲ此教授ニ充ツルヲ要ス但シ或ル工藝學校ヲ除ク外普通ノ工業ニ於テハ専ラ實用ニ適スルノ圖畫ヲ主トスヘク專門美術ヲ教ユルハ其目的ニ非サルナリ

實業補習學校ニ於テ尤モ困難ヲ感スルモノハ授業ニ關ル教師ノ不足ナリ文部省ハ種々ノ方法ヲ用キテ此困難ヲ將來

ニ救済スルコトヲ怠ラサルヘシト雖各學校ハ或ハ實業專門ノ人ヲ囑託シ或ハ巡迴教師ノ講演ヲ請ヒ或ハ小學教員ヲシテ講習ノ方法ニ依リ實業教授ヲ傳習セシムル等ノ方法ニ依リ以テ目下ノ困難ヲ補足スルノ道ヲ取ルヘキナリ

尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ其程度ニ當ルモノ又ハ高等小學校教育ノ半ヲ卒ヘタル者ヲ入學セシムルハ實業補習學校ノ自由タルヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモノハ其已ニ學齡ヲ越ヘ他ニ就業ノ途ナキ者ヲ除ク外入學ヲ許サ、ルハ補習教育ヲ以テ義務教育ヲ侵蝕スルコトヲ恐テナリ

實業補習學校ハ各種類ニ依リ工業補習學校商業補習學校農業補習學校水産補習學校等ノ名稱ヲ取ルコトヲ得ヘシ凡ソ新規ニ屬スル事業ハ其初ニ於テ施設ヲ誤リ一轉シテ廢止ニ歸スルカ如キコトアラハ後日再ヒ之ヲ設置スルノ機會ハ容易ニ得ヘカラサルニ至ラン故ニ實業補習學校ヲ設置スルニ當リ最モ慎重ヲ加ヘ一地方ノ中最モ必要ヲ感スル地ニ於テ先ツ之ヲ設置セシメ漸次他ノ地ニ及ホスノ方法ヲ取り多額ノ費用ヲ簡易着實ヲ主トシ以テ十全ノ效果ヲ將來ニ收ムヘキハ特ニ地方長官ノ注意ヲ望ム所ナリ

實業補習學校教科用圖書

(一)實業補習學校に於て教科用圖書を用ふる場合は普通教科目に係るものは小學校用又は特に實業補習學校用として文部大臣の檢定を経たるものなるべく其の實業教科目に係るものは檢定を経なくとも差支ない(二)前項特に實業補習學校用として檢定を経へき圖書に關しては明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規則を適用するのである(三)實業補習學校の教科用圖書は府縣に於て審査採定を要さない。

三、簡易農學校

明治二十七年七月簡易農學校規程を定め簡易なる方法に依り農業教育を施す所で、學科は算術

物理、化學、博物の主要耕種、園藝、肥料、土壤、排水、灌溉、害蟲、養畜、農産製造、氣象、農業工事、農業經濟の類とし、地方の情況に依り斟酌し又は併合して教授し又水産の森林、養蠶、獸醫の科目を加ふることを得させる。簡易農學校に入學する生徒は年齢十四年以上で農隙又は其の他便宜の時期を選んでこれを開設するを得、又地方の情況によつては必要の各地に分教場を設け巡回教授の方法によつて教授をなすことを得しむる。簡易農學校にては農業者又は農事に篤志なる者を商議員となし其の學校に關する事件を商議させることを得る。水産、養蠶、獸醫を専修する簡易學校は本規程に準ぜしむる。文部省が本規程發布に際し説明したるものは左の如し。

簡易農學校規程 明治二十七年七月二十五日 說明

文部省令第十九號

一 簡易農學校ハ地方經濟ヲ以テ一所又ハ數所一府縣内ニ置キ又ハ郡或ハ町村組合ノ經費ヲ以テ區域ヲ限リ之ヲ置クモ俱ニ其ノ便宜ニ任ス而シテ其ノ設備ノ大小ニ從ヒ學課程度ニ高低ノ差アリ學年ニ長短ノ別アルコトヲ妨ケサルヘシ

一 簡易農學校ノ目的ハ農家ヲシテ從來沿習セル耕種ノ外ニ科學的進歩ノ利益ヲ知ラシムルニ在リ故ニ務メテ農家子弟ノ爲ニ入り易キノ門ヲ開キ普通學校ニ於ケル一定ノ規則ヲ以テ檢束スルノ例ニ倣ハサルヘシ其ノ授業ハ成ルヘク平易卑近ナル言語ニ由リ學術講義ヨリモ寧ロ談話ノ體ヲ用ウヘク其ノ學科ハ併合簡括ナルヲ要シ分科ノ多キヲ要セス其ノ授業時間ハ或ハ農隙ニ於テ數月又ハ數十日間之ヲ開キ或ハ夜間ニ之ヲ開クカ如キ務メテ農家ノ生計ヲ妨ケサル事ニ注意スヘシ

一 現ニ各地方ニ於テ設置スル農事講習所及農談會ノ如キハ此レ亦農事進歩ノ上ニ於テ重要ナル機關ニシテ農學校ト相依リ相助クヘキモノタリ今此ノ規程ニヨリテ之ヲ農學校ノ組織トナスノ必要アルコトナシ何トナレハ彼此各々

地方ノ情況ニ適スル者アルヘク其ノ効用ニ於テ亦一ヲ取りテ他ヲ廢スヘキニ非サレハナリ

四、徒弟學校

徒弟學校は職工たるに必要な教科を授くる所で明治二十七年七月簡易農學校規程と同日に發布したるもので入學者の資格は年齢十二年以上尋常小學校卒業以上の者で修業年限は六箇月以上四箇年以下とし教科目は修身、算術、幾何、物理、化學、圖畫及職業に直接の關係ある諸教科目並實習とす。授業時間は日曜日又は夜間に於ても便宜教授時間を設けることを得せしめ、又土地の情況に應じ季節を限り教授することを得るものとした。徒弟學校の教員は文部大臣に於て工業教員たるに適當と認める者又は小學校教員の資格ある者又は相當の普通教育を受け職業上の知識又は經驗を有し地方長官の許可を得たる者を以て之に充てる。徒弟學校に於て教科用圖書を用ふる場合には修身、讀書、習字に係るものは尋常小學校、高等小學校補習科又は實業補習學校用として文部大臣の檢定を経たるものである。其の他の教科目に係るものは檢定を経たるものに限らない。市町村立徒弟學校では商議員を置き實業又は教育に經歷ある者及其の學校の設立維持に功勞ある者を挙げ其の學校に關する事件を商議せしめることを得る。女子に刺繡、機械及其の他の職業を授くる爲に設ける女子職業學校でこの規程に依るものは徒弟學校の種類となす。文部省が本規程につき説明する所は左の通り。

徒弟學校規程 明治二十七年七月二十號 說明

五日文部省令第二十號

一 徒弟學校ヲ卒業シタル者ハ一ノ職工タルニ關ク所ナカランコトヲ期ス故ニ徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ

授クル所トス蓋シ小學校教育ヲ補習セシメ且實業ノ思想ヲ與ヘ又ハ準備ノ實業教育ヲ授クルハ實業補習學校ノ任
務ニシテ徒弟學校ハ之ニ反シ職業教科ヲ授クルヲ以テ主トスルモノナレハナリ

一尋常小學校ヲ卒業セサル者及自己ノ志望ニ依ル者ヲ除ク外徒弟學校ノ教科ニ普通教育ヲ復習セシメ又ハ教授セサ
ルモノハ一家生計ノ負擔ニ急ナル多數ノ少年ノ爲ニ便ヲ圖ルナリ此レ亦實業補習學校ト徒弟學校トノ異ナル所ト
ス

一貧人ノ子弟小學ニ入ルコト能ハスシテ賃工トナリ労働ニ従事スルモノ、爲ニ夜學又ハ他ノ慈惠ノ方法ヲ設ケテ普
通教育ヲ授クルハ徒弟學校規程ノ干渉スル所ニ非ス

一年齡ヲ十二年以上ニ限リタルハ十二年ニ達セサルノ幼者ハ徒弟學校ノ教科ニ堪ヘサレハナリ

一實修ヲ課スルノ標準ハ今日ノ現況ニ照ラシ最適切ナル方法ヲ求メタル結果ニ外ナラス蓋シ學校ニ於テ充分ナル實
修ヲ爲サントスルトキハ設備ノ要スル所地方ノ負擔ニ堪ヘサルモノ少カラサルヘク且或ル工業ノ種類ニ依リ職工
ノ伴侶ニ入り労働スルノ習慣ハ必シモ之ヲ學校ニ移スノ必要ナカルヘク而シテ生徒ニシテ工場ニ於テ現業ヲ實習
シ又學校ニ於テ現業ノ解釋又ハ基礎タルヘキ學科ヲ學フヲ以テ便トスル者蓋シ其ノ多キニ居ラン故ニ省令ハ設備
及事情ノ許ス限リ實習ヲ課セシメ又便否ヲ斟酌シ之ヲ課セサルコトヲ認メタリ

一徒弟學校ニ普通科ヲ授ケス而シテ獨リ修身ヲ必修トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ總テ修身ヲ本トスレハナリ但
徒弟學校ニ於ケル修身科ハ其ノ多キ要セス(一週一時ヲ以テ足レリトス)又必シモ教科書ヲ用ケルヲ要セサルヘ
シ

徒弟學校ノ設置は明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三十六號に依るの外府縣郡那制
を施行せざる郡を除くに於てもこれを設置することが出来ることとなつた而して徒弟學校の設

置廢止は其の府縣立に係るものは文部大臣の許可を受くべく郡立に係るものは府縣知事の許可
を受けるのである明治二十八年十二月二十五日勅令第百六十六號を以て公布になつた。

五、教員養成

工業教員養成 實業教育の獎勵に伴つて其の教員の必要を生じたので文部省は明治二十七
年六月十四日實業教育費國庫補助法に基き徒弟學校及工業補習學校教員を養成する爲工業教員
養成所を設置し東京高等工業學校長をして管理せしめた。工業教員養成所には本科及速成科を置
き本科生徒の定員は百名速成科生徒の定員は四十名とし本科生徒には學資を補給することに
つてゐる。修業年限は本科二箇年但學校長の意見で仍一箇年間補修せしむる事が出来る速成科は
一箇年である。本科に入學する者は年齡十七年以上の男子で尋常中學校を卒業し又は之と同等の
學力を有する者で入學生の一部は地方長官をして薦擧させ他の一部は競争試験に依る。速成科に
入るべき生徒の資格は文部大臣の許可を得て東京工業學校長之を定める。卒業の後は本科生は六
箇年速成科は二箇年間文部大臣又は地方長官の指定に従ひ教員の職に就くの義務を負はしめて
居る。

工業教員認定

文部省は徒弟學校規程第十條に依り工業教員に適當なるものを認定し二十
七年九月十一日左の通り告示した。

一 工業教員養成所卒業生

二 東京工業學校又は元東京職工學校卒業生

- 三 尋常師範學校手工科教員免許狀を有する者
- 四 東京美術學校卒業生
- 五 帝國大學工科大学又は元工部大學校卒業生
- 六 其他文部大臣に於て工業教員たるの認可を與へたる者

六、實業教育費國庫補助

實業教育費國庫補助法發布 實業教育と女子教育とは當時に於て二大缺陷であつた。中學教育其の他の種類の教育が漸次進歩發展するに従ひこの二つの教育が不振の状態にあるは世人も認むる所であつた。この機運に際してこれを獎勵劃策するは國家の實力を養ひ國民の品位を高むる上に於て必要缺くべからざるは言ふを須たない所である。井上文部大臣はこの點に最も力を注ぎ明治二十七年六月十一日實業教育費國庫補助法を公布し實業教育の普及獎勵の爲毎年金十五萬圓を國庫より支出することになした。

實業教育費國庫補助法 明治二十七年六月十一日法律第二十一號

- 第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年度金十五萬圓ヲ支出シテ其費用ヲ補助スヘシ
- 第二條 公立ノ工業農業商業學校徒弟學校及實校補習學校ニシテ實業ノ教育ニ效益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スヘシ
- 地方官廳ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ依リ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得

第三條 各學校ニ交付スル補助金ハ其設立者ノ負擔額ト同額以內ニ限ル

第四條 補助ヲ受クヘキ學校ハ文部大臣ノ認可シタル學則ニ依リ及同大臣ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル

第五條 此ノ法律ニ依リ補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助年期間其ノ學校經費ヲ繼續支出スルノ義務アルモノトス

第六條 各學校ニ補助金ヲ交付スルハ五ヶ年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要ニ依リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但シ文部

大臣ニ於テ學校ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ第四條其ノ他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シタルトキ

又ハ第五條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助年期間ト雖モ補助ヲ停止スルコトヲ得

第七條 第二條ニ掲タル學校ノ教員ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ掲タル金額ヨリ十分一以內ヲ

支出シ其費用ニ充ツルコトヲ得

第八條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第九條 此ノ法律ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

施行規則 次で文部省は同月二十日實業教育費補助法施行規則を定め文部省令第十四號を以て發布した。これに依ると實業教育費國庫補助法に依り補助を受けんとするときは府縣立學校では府縣會の議決を経て地方長官に於て其の他の學校では設立者に於て左の事項を具して文部大臣に申請すること

- 一 學校ノ名稱位置
- 二 學則入學ノ程度學科程度教授日數教科書ヲ用ケルトキハ其ノ書名
- 三 設備(校舍、校地、校具)

- 四 生徒定員及現員
 - 五 職員履歷書
 - 六 經費豫算ノ細目並學校ノ諸收入
 - 七 學校設立以來ノ沿革及既往三箇年ノ收支計算
 - 八 農工商組合ニ係ルモノハ組合規約及其ノ沿革
- 新ニ學校ヲ設立セントスル場合ニ於テ未タ職員ヲ定メサル者ハ其ノ履歷書ヲ具スルヲ要セス設備ハ其ノ豫定書ヲ附スヘシ
- 補助を受くヘキ學校は左の條件を具へること
- 一 明治二十三年十月三十日 勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ精神ヲ誤ラサルコト
 - 二 修業年限ハ二箇年以上タルコト
 - 三 工業農業商業學校ノ毎週教授時間ハ二十七時以上簡易農學校簡易商業學校徒弟學校實業補習學校ノ毎週教授時間ハ十二時以上タルコト
 - 四 工業農業商業學校ノ入學者ノ資格ハ尋常中學校第二級卒業又ハ修業年限四箇年ノ高等小學校卒業以上ニ於テ簡易農學校簡易商業學校徒弟學校實業補習學校ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコト
 - 五 工業農業商業學校ハ生徒百名以上徒弟學校及實業補習學校ハ五十名以上ヲ教授シ得ヘキ設備ヲ爲スコト
 - 六 授業料ヲ徴收スル場合ニ於テ其ノ額及徴收方法ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト

七、水産學校

水産學校生徒養成規則 本縣内に本籍を有して水産業の志望篤く大日本水産會水産傳習所後に農商務省所轄水産講習所と改正に入學し得る資格を有し該所に入りて水産學を修めんとする者又は現に入學中の者の爲に本則の定める所に依り縣費生徒として在學中學費を給與することにした本則に依れば縣費生徒は卒業後縣費を受けたる年月間本縣下に在つて水産業に従事し専ら斯業の改良發達を圖るの義務を負擔するものである。縣費生徒は一郡治下一名の割を以て總員十名を限りとし若し一郡治下に數名の志願者あるときは縣に於て其の内より一名を撰拔することゝす。但其の郡治下に適當の志願者のないときは他の郡治下の者を以て充つることもある。縣費生徒として許可したる者には學費として一ヶ年金八十圓を支給する。學資金は月割を以て毎月二十五日に支給するものである。縣費生徒修學中途で退學したり又は不品行若くは卒業の見込がなく退學を命ぜられ又は退學者と見做し學籍を削られたる者若くは卒業後義務を盡さざる者は給與した學資金の全部を一時に償還させる若し本人が之を償還すること出來るときは保證人より辨償させる但疾病等止むを得ない場合には特に一部又は全部の償還を免除することもある。本規則は明治二十八年二月二十二日本縣告示第十六號を以て發布されて居る。

第七章 専門教育

一、概 説

高等中學校 森文部大臣の制定した中學校令は前に述べた通りこれを分つて高等尋常の二等とし、高等中學校は文部大臣の管理に屬するものとし、修業年限を二ケ年とした。高等中學校の設置區域は左の五區に分ち每區に一校づゝを設置することとした。

第一區 東京府 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 愛知縣 静岡縣 山梨縣 長野縣

第二區 宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣

第三區 京都府 大阪府 兵庫縣 三重縣 滋賀縣 岐阜縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 和歌山縣 德島縣 愛媛縣 高知縣

第四區 新潟縣 福井縣 石川縣 富山縣

第五區 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣

高等中學校の位置は第一區は東京、第二區は仙臺、第三區は京都、第四區は金澤、第五區は熊本と定めた。東京大學豫備門を第一高等中學校とし、大阪の大學分校を第三高等中學校とし、同十九年十一月私立防長教育會の寄附金を納れ山口中學校を高等中學校の制に改めて文部省の管理とし、更に同年四月十八日第二高等中學校を仙臺に、第四高等中學校を金澤に、同五月三十日第五高等中學校を

熊本に設け、同十二月二十日鹿兒島縣立中學造士館を文部省の管理として高等中學校の制に改めた。高等中學校の學科は國語、漢文、第一外國語、第二外國語、羅旬語、地理、歴史、數學、動物、地質、礦物、物理、化學、天文、理財學、哲學、圖畫、力學、測量及體操とす。第一外國語は通常英語とし、第二外國語は通常獨語若くは佛語とす。高等中學校には法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等の分科を設けることを得るものとした。當時は尋常中學校卒業生に相當する生徒を得ることが困難であつたから、高等中學校に入學する者に對し豫備教育を施す目的で豫科を置き尋常中學校第三年級以上の學科及程度に依つて授業した。

高等中學校の經費は國庫より支辨し、又は國庫と該學校設置區域内に在る府縣の地方税とに依つて支辨することもある。この場合には該學校設置區域内に在る府縣地方税の負擔總額は、當分の内文部大臣之を定め、各府縣分擔額は府縣知事協議の上之を査定し、府縣常置委員の互選を以て各委員三名を出して之を議定し、其の徵收方法は各府縣會に於て議定するものとした。但地方税の負擔額は該學校經費總額の二分の一を超過することを許さない。これに依つて定めたる明治二十一年度高等中學校經費地方税支辨額は左の通り、明治二十年八月文部省令第八號を以て發布した。

學 校 名	地 方 税	國 庫 金	學 校 名	地 方 税	國 庫 金
第一高等中學校	四五、〇〇〇圓	四五、〇〇〇圓	第二高等中學校	二五、〇〇〇圓	二五、〇〇〇圓
第三高等中學校	三二、五〇〇圓	三二、五〇〇圓	第四高等中學校	二二、五〇〇圓	二二、五〇〇圓
第五高等中學校	二五、〇〇〇圓	二五、〇〇〇圓	計	一五〇、〇〇〇圓	一五〇、〇〇〇圓

高等中學校生徒の定員は明治二十年十月十九日文部省告示第十號を以て定めたるものに據れば左の通り但第一高等中學校は本科豫科生徒定員に超過するを以て明治二十三年九月を期して定員に相當するやう命令した。

高等中學校生徒定員

學校名	本 科		計	學校名	本 科		計
	本	科			本	科	
第一高等中學校	九二〇人	四〇〇人	一、三二〇人	第二高等中學校	四六〇人	二〇〇人	六六〇人
第三高等中學校	一、一五〇	四〇〇	一、五五〇	第四高等中學校	四六〇	二〇〇	六六〇
第五高等中學校	六九〇	四〇〇	一、〇九〇	計	三、六八〇	一、六〇〇	五、二八〇

高等學校

明治二十七年六月二十三日井上文部大臣は高等中學校を高等學校と改稱し中學校令を分離して高等學校令を制定して發布した。これに依ると高等學校は専門學科を教授する所とし帝國大學に入學する者の爲に大學豫科を置くことを得るものとしたので高等學校は専門學科を教授するのを本體とすることになつた。本令に依り従前の第一第二第三第四第五の各高等中學校は何れも高等學校と改稱し、同九年山口高等中學校も山口高等學校と改めた。

明治二十七年七月高等學校令の實施と共に第三高等學校に法學部、醫學部、工學部を設置し第一第二第四第五高等學校に醫學部及大學豫科を置いた。これより高等學校は純粹の専門教育の機關となつたが、大學豫科の志望者は依然として多くあつた。修業年限は第三高等學校の法學部、工學部

及各高等學校の醫學部は四箇年で醫學部に於ける藥學科及大學豫科は各三箇年である。大學豫科はこれを三部に分ち、第一部は法科及文科志望者に、第二部は工科理科及農科（獸醫科を含む）志望者に、第三部は醫科志望者に課するものである。

第一節 第一高等中學校醫學部

概 說

明治十九年四月九日勅令第十五號を以て中學校令を公布せられ、其の十月文部大臣から千葉醫學學校ハ追テ詮議ノ次第アルヲ以テ從來ノ規模ヲ失ハサル様計畫スヘキ旨達シられた。これが文部省に移管さるべき前提であつた。同二十年九月三十日勅令を以て府縣立醫學校の費用は明治二十一年度以降地方税を以て支辨することを禁止した。これより先高等中學校の醫科を教授する所を醫學部とし第一より第五に至る各高等中學校に之を設置し、第二高等中學校醫學部は仙臺に、第三高等中學校醫學部は岡山に、第四高等中學校醫學部は金澤に置き、第一及第五高等中學校醫學部の位置は追て之を定むと同年八月十九日告示し、次で同月二十七日第五高等中學校醫學部は長崎に定め最後に同九月二十七日第一高等中學校醫學部は千葉に置かれることになつた。

學科及課程

同月十七日省令第九號を以て高等中學校醫學部及其の程度を定めた。高等中學校醫學部の學科は英語、動物學、植物學、物理學、化學、解剖學、組織學、生理學、藥物學、病理學、內科學、外科學、眼科學、産科及婦人科學、裁判醫學、衛生學、體操とし、其の後高等中學校醫學部に藥學科を附設することになつた。二十二年三月の省令第二號で藥學科の學課は英語、動物學、植物學、物理學、化學、分析、生藥學、製藥學、調劑學、藥局方及體操とし各學科授業の時數凡左の如し。

第七章 專門教育
醫學部

學科	學年	第一年	第二年	第三年	第四年
英語		三			
動物學植物學		三			
物理學		五			
化學		四	一		
解剖學		六	五		
組織學		三	五		
生理學		三	三		
藥物學			三		
病理學			三		
外科病理學			四		
內科學			二	一四	一二

藥學科

計	體操	裁判醫學衛生學	產科及婦人科學	眼科學	外科學
三〇	三				
三一	三				二
三〇			一	三	一二
三一		三	三	一	一二

英語	動物學	植物學	物理學	學年
三		三	五	第一年
				第二年
	三			第三年
				第四年

第七章 專門教育

計	體操	藥局方	調劑學	製藥學	生藥學	分析	化學
三〇	三		一二				四
三〇	三		六	二	六	九	一
三〇		四	六	一〇		一〇	

千葉醫學部設置當時の状況 第一高等中學校は官立學校で其の醫學部は等しく官立である其の醫學部が東京に置かれないうで千葉に設置されたことは實に異様の感がある。明治十九年十一月高等中學校の設置區域が定められ翌二十年には東京、仙臺、京都、金澤、熊本の各地に第一より第五迄の高等中學校が設立される事になつた。翌二十年八月高等中學校醫科を醫學部として各高等中學校に附設することになり、其の九月二十七日文部省告示第八號を以て東京第一高等中學校醫學

部の位置は千葉と定められた旨發表された當時の高等中學校も其の醫學部も一府十縣の共有といふかたちであつたので千葉に決定するまでには其の位置に就て相當激甚な争奪戦が行はれたことは昔も今も變りがない。當時醫學部に就ての競争地は澤山あつたが其の中で最も有力視されたのは名古屋市と千葉町とであつた。この兩縣の争奪戦では資金の問題から云つても運動の方法からいつても費用の豊富な點からいつても千葉は到底相撲にならない。悟も大關と幕下との取組のやうなもので十目の賭るところ、十指の指すところ、贏てまいとは一致する處であつた。文部省参事官會議に在つても一般の觀測は、東海道の中心たる地理的優勢と、負擔に堪ふる財力の豊富な點等に於て名古屋が有力であるのに、千葉は土地が狭く又僻陬でもあり且貧乏であるので到底完全な設備の負擔に堪へまいといふ觀測は略一致し、名古屋に軍配の揚ることだらうとされて居た。然るを俄然千葉に決定されたのであるからこの運動参劃者の喜びは推して知るべきである。然し榮冠に涙ありで其の裏には容易ならぬ苦辛奮闘が拂はれたのである。時の校長長尾精一はこれを反駁して凡そ病院は土地が主ではない、醫師が中心である。既に良醫があり、基礎となるべき病院が設立されて居るならば、土地の狹隘が何だ、町の貧乏がなんだ、そんなものは論ずるに足らない。要は名醫あつての病院であり、名病院あつての患者であるとしたならば、當今千葉病院の右に出るものが果して他にあらうか、若し文部省が英斷を以て千葉に醫學部を設立するならば、病客は四方から集り忽にして繁盛を極むるは掌を指すが如くである云々と熱論されたこと、文部省でもこの誠意と熱情とに動かされて千葉町に決定されたことである。

されど位置は漸く決定したものの、其の經費の負擔が容易でない、土地の買収に、校舎の建築に之

を要する巨額の負擔金を議決する事は當時の縣會としては大問題であつた。當時の縣會は費用を節減緊縮するのが議員の職能のやうに心得て居る議員が多かつたので醫學部の設置に對しては誰あつて反對するものはなく皆満足し慶賀して居つたが巨萬の負擔に堪へられぬといふので縣民の間にも相當有力な反對氣勢が燃え上つた。長尾校長などに見れば前門の虎を防いで後門に狼を進めた思ひで、折角こゝまで努力して千葉へ捕へながら縣會で豫算が通過しなかつたならば今日迄の惡戰苦闘も一朝にして水泡に歸するので何とかして無事に縣會を通過せしむべく更に一段の勇を鼓して要路の人々に力説諒解を求むる所があつた。幸に理解ある知事船越衛と議員中に先見の明を有する者數名あり、兩々相呼應して豫算の通過に力めた爲、縣會は遂に滿場一人の反對者なく一致を以て可決した。今日の千葉醫科大學を見るに至つたのも當時熱誠を以て事に當つた人々の努力の結晶であることを思ひ起さなくてはならない。長尾精一傳及千葉醫科大學沿革史に據る

明治二十年十二月初代醫學部長として元縣立千葉醫學校長であつた醫學士長尾精一が任命せられ陣容が整へられ翌年四月一日より新築校舎の落成に至るまで從來の縣立學校より引繼がれた器具、器械及圖書類を以て舊校舎を假用し授業を開始された。縣は縣會の議決を以て左の通り定めて發布した。

千葉醫學校及附屬病院圖書器械器具等引繼

明治二十一年度地方稅支出豫算中衛生及病院費ノ内病院費ヲ削除相成候上ハ現在ノ千葉醫學校附屬病院ニ屬スル器具器械等ハ新タニ縣廳ニテ管理スル縣立病院ヲ設置スルニ於テハ該病院へ現形ノ儘引繼クモノトス但現在ノ千葉醫學校ニ屬スル圖書器械器具等ハ先般臨時縣會ノ節其ノ旨趣書ニ明記シ置キタル通り現形ノ儘醫學部へ引繼クハ勿論

ナリトス

當時の生徒數は百九十四名であつた。同醫學部課程は四學級で一學年を以て一學級を終ることに規定されて居た。醫學部及縣立千葉病院の新築工事は明治二十二年九月に至り現在の大學の所在たる猪ノ鼻臺上に起工され同二十三年九月十一月に竣功し、こゝに移轉した。同年七月には今の藥學専門部の前身たる藥學科が附設されることになつた。

當時の敷地及建物は次の如くである。

敷地 一萬五千二坪

建物 一千八坪

建築費 一萬八千九百五十四圓餘

其の建物は本館、上中等病室、下等病室、傳染病室、手術室、調劑室、癲癩病室、病體解剖室、浴室、賄所等に分れて居り、又藥學教室は講義室、元素分析室、藥化學實習室、藥生化學、裁判化學實驗室、植物室、生藥學實習室、電氣化學室、天秤室等に區分された。

右建築費として五萬圓を縣より國庫へ納付することになつて居るので縣はこれが爲に特別費目を設け縣會の決議を経て内務、大藏兩大臣の認可を受くべく左の通り具申した。

特別費目増加之儀ニ付具申

今般本縣下ニ第一高等中學校醫學部之設置ヲ申請スルニ付テハ右醫學部建築費トシテ金五萬圓可差出管ニ有之而シテ該建築費金五萬圓ノ内金壹萬圓ハ有志者ノ寄付金ヲ以テ之ニ充テ殘額金四萬圓ハ地方稅規則第三條末文ニ依リ特別費目ヲ設ケ同規則第四條第二項ニ依リ之ヲ二十年度及二十一年度ニ割合即チ二十年度ニ於テ金壹萬五千圓二十一年度ニ於テ金貳萬五千圓ヲ地方稅ヨリ支出スル見込ヲ以テ臨時縣會ヲ開キ別紙議案ヲ發シ候處原案ノ通議決候條速

ニ御裁可相成度此段及其申候也

明治二十年九月二十六日

内務大臣伯爵 山縣有朋殿

大藏大臣伯爵 松方正義殿

書面具狀之趣開届候事

明治二十年十月四日

内務大臣伯爵 山縣有朋
大藏大臣伯爵 松方正義

次で同年十月七日縣令第百三十二號を以て左の通り發布した。
自明治二十年度至明治二十一年度高等中學校醫學部建築費地方稅支出豫算臨時縣會ノ議決ヲ經其ノ筋ノ裁可ヲ得テ
左ノ通相定ム

明治二十年十月七日

千葉縣知事 船越 衛

自明治二十年度至明治二十一年度第一高等中學校醫學部建築費地方稅支出豫算

一金四萬圓 第一高等中學校醫學部建築費

此譯

金壹萬五千圓 明治二十年度支出額

金貳萬五千圓 同二十一年度支出額

創立當初の職員 當時の醫學部及縣立千葉病院の職員は左の通りであつた。

第一高等中學校醫學部職員定員

職	員	人	員	職	員	人	員
醫學部長	一	教	員	醫學部	七	助	教
助教諭	五	書	記	計	二八	員	二

第一高等中學校醫學部職員 (明治二十三年四月)

職名	擔任學科	官等其ノ他	氏名	職名	擔任學科	官等其ノ他	氏名
部長兼 教諭	婦人科學、 小兒病、 產科	醫學官 三等	長尾 精一	教諭	內科學 診斷學	醫學官 三等	石川 公一
教諭	眼科學 裁判醫學	醫學官 四等	荻生 錄造	教諭	皮膚科 梅毒學	醫學官 四等	堤 宗輔
教諭	病 理 學	醫學官 四等	大西 克孝	教諭	解剖 學	醫學官 四等	松村 三省
教諭	精神 病 學	醫學官 四等	三輪 德寬	教諭	生理學、 衛生學	醫學官 四等	山本 治郎平
教諭	外科 學	醫學官 四等	新井 春次郎	助教諭	動物學、 植物學	醫學官 五等	山田 小太郎
助教諭	組織學、 解剖學	判任官 一等					

助教諭	化 學	判任官五等	村松 正	助教諭	英 語	判任官五等	山田政三
助教諭	兵式體操	判任官八等	中田萬吉	生徒係兼教務掛		判任官五等	石井 幹
舎監		判任官六等	本間正行	庶務掛兼生徒掛		判任官五等	同 人
書記		同 人		書記會計主任		判任官七等	鈴木常重

縣立千葉病院職員定員

職 員	院 長	司 療 醫 副 長	事 務 長	調 理 員	雇 員	職 員	司 療 醫 長	藥 室 長	醫 員	書 記	若 干 名	若 干 名	若 干 名	若 干 名	若 干 名	若 干 名	若 干 名	若 干 名
一 人	一 人	四 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人

縣立千葉病院職員 (明治二十一年六月)

診察所	院 長	司 療 副 醫 長	司 療 醫 長	婦 嬰 科 司 療 副 醫 長	事 務 長	診察所	院 長	司 療 醫 長	司 療 醫 長	婦 嬰 科 司 療 醫 長	藥 室 長	村 松 正
第一高等學校醫學部長兼教諭	第一高等中學校醫學部長兼教諭	同	同	同	同	第一高等中學校醫學部長兼教諭	第一高等中學校醫學部長兼教諭	同	同	同	同	同
長尾精一	大西克孝	荻生録造	堤 宗 卿	吉野貴道		石川公一	柱 秀 馬	長尾精一				

當時の診察所は内科、外科、眼科、婦嬰科の四科に分れてあつたに過ぎない。各科に司療醫長同副長を、藥室に藥室長を、事務室に事務長が置かれた。明治二十一年學用患者費として毎年文部省から金二千五百圓を交付されることに定められた。後二十三年には二千八百圓に増加した。

沿革略 明治十九年四月九日中學校令を公布せられ十月文部大臣より千葉醫學校は追て詮議の次第あるを以て従來の規模を失はざる様計畫すへき旨を達せられ十一月高等中學校設置區域を定めらる。

明治二十年八月高等中學校の經費を國庫金と地方税との支辨とし地方の負擔額を定めらる。

月府縣立醫學校の費用は明治二十一年度以降地方税を以て之を支辨することを得ざる旨公布せられ、同月第一高等中學校の醫學部を千葉に置かれ新築落成に至るまでは縣立醫學校の地所建物を借用することゝせられ、十月醫學部生徒の人員四百人と定めらる。同月濱尾専門學務局長の照會に由り醫學部生徒の實習に供する病院は文部省に於て新築し、之を千葉縣に引渡し縣立病院を置き以て生徒の實習に充つることに定む。十一月甲種千葉醫學校の器具器械圖書の類は醫學部に引繼かれたり。十二月醫學士長尾精一第一高等中學校教諭に任せられ醫學部長を命ぜらる。

明治二十一年三月縣立千葉醫學校及附屬病院を廢し、更に縣立千葉病院を置く、同月第一高等中學校長職務規程及高等中學校醫學部長職務規程を定めらる。四月元千葉醫學校の校舍を借用し、茲に第一高等中學校醫學部生徒の教授を始む。生徒現員百九十六名。六月醫學部規則を定む。同月醫學部に於て醫學研究の爲本人又は親族より死體解剖の義を出願するときは本校限り聞届け解剖を施行することを得る旨達せらる。八月高等中學校經費を地方税に於て分擔する義は來る二十二年以降之を止めらる。

明治二十二年九月醫學部新築の工事を起す。十二月休學規程を定む。

明治二十三年七月藥學科を附設せられ生徒の人員を百人と定められ、八月藥學科規則を定む。九月新築校舍に移轉す。十月高等中學校の官制を改正せられ、従前の教諭は教授に助教諭は助教諭に任せられ、醫學部長を改めて醫學部主事を命ぜらる。十月教育に關し下し賜りたる勅語及文部大臣の訓示に依り十一月三日職員並生徒一同を會集し主事長尾精一謹而勅語を捧讀す。十二月二

十一日天皇皇后兩陛下の御眞影拜戴、同月二十七日御宸署の勅語を拜戴す。爾來式日には御影を奉掲職員生徒を集めて勅語を捧讀し、入學式に於て新入學生に御宸署勅語の拜觀を許すこととせり。

明治二十四年一月十七日教育ニ關スル勅語謄本並文部大臣訓示一組を交付せらる。六月醫學部事務分掌規程及寄宿舎規程を定む。七月官制を改正し、職員の人員及俸給令を定めらる。九月高等中學校醫學部學科及程度中各學科教授時數を改正せらる。十月寄宿舎規則中寄宿料を定む。二十五年十二月藥學科卒業證書式に礦物學を追加す。

明治二十六年八月官制を改正し且職員の人員及俸給令を改正せらる。同月醫學部學科中英語を外國語に改め隨意科とし裁判醫學を法醫學と改稱及藥學科學科程度を改正す。十月第一高等中學校長職務規程を改正し、第一高等中學校醫學部長職務規程を廢せられ、十一月卒業證書式及規程を改正す。十二月第一高等中學校長職務中條項を定め醫學部主事に委任せらる。

明治二十七年六月高等學校令を公布せらる。七月第一高等學校に醫學部及大學豫科を設置し修業年限及入學程度を定めらる。同月醫學部學科目及講座の數を定めらる。八月生徒帽子徽章を改正す。九月醫學部規則を改正す。

明治二十八年六月規則中醫學部卒業生は得業士と稱することを得る條項を追加す。
主要職員異動表 明治二十年十二月第一高等中學校醫學部及縣立千葉病院創立以來高等中學校醫學部時代の主要職員の異動は左の通り

第一高等中學校醫學部及縣立千葉病院主要職員異動表 自明治二十年十二月至明治廿六年十二月

職名	就職年月	退職年月	氏名	職名	就職年月	退職年月	氏名
醫學部長兼教諭	明治二十年十月		長尾 精一	教諭兼院長心得	明治二十年十月	明治二十四年七月	召川 公一
教諭兼司療醫長	明治二十一年三月	明治二十二年五月	桂 秀馬	教諭兼司療醫長	明治二十一年三月		荻生 録造
教諭兼司療副長	明治二十一年三月		堤 宗卿	教諭	明治二十一年六月	明治二十四年四月	松村 三省
教諭兼司療副長	明治二十一年六月		大西 克孝	教諭兼司療醫長	明治二十二年五月		三輪 徳寛
教諭	明治二十二年一月	明治二十三年八月	山本 治郎平	教諭	明治二十三年八月		筒井 秀次郎
教諭兼司療副長	明治二十三年九月		筒井 八百珠	教諭兼藥室長	明治二十三年九月	明治二十六年十月	相川 銀次郎
教授兼司療副長	明治二十四年五月		高橋 眞吉	教授兼司療醫長	明治二十四年九月		瀬川 昌者
教授兼藥室長	明治二十六年十月		池口 慶三	助教	明治二十一年十月	明治二十二年十月	三木 恒男
助教	明治二十一年四月		新井 春次郎	助教	明治二十一年四月		山田 小太郎
助教兼藥室長	明治二十一年三月	明治二十三年三月	村松 正	助教	明治二十一年四月		中田 萬吉

職名	就職年月	退職年月	氏名	職名	就職年月	退職年月	氏名
助教	明治二十一年五月	明治二十二年八月	山田 政三	助教	明治二十三年九月		新井 榮次郎
助教	明治二十三年十月		杉山 省吾	記	明治二十一年六月		石井 幹
書	明治二十一年四月	明治二十四年三月	本間 正行	書	明治二十三年四月		鈴木 常重
書	明治二十四年九月		落合 駒吉	記	明治二十六年十月		秋庭 佐太郎
事務長	明治二十一年三月		吉野 貴道				

卒業生 第一高等中學校醫學部が始めて第一回の卒業生を出したのは明治二十二年七月であつて卒業生の總數は僅に左の十四人であつた。

第一回卒業生（明治二十二年七月）

中村彌二郎（千葉） 神代桃四郎（千葉） 木村 博（千葉） 梅澤三男藏（埼玉） 大森 甚藏（兵庫）
 船木 國司（静岡） 島 通信（廣島） 石田 拓夫（大阪） 野賀 國柄（静岡） 神谷 秀（静岡）
 井村 忠介（千葉） 中澤 親之（千葉） 岡山猶三郎（千葉） 最上 倉藏（千葉）

右は二十一人の受験者中及第して卒業證書を授與されたものである。

當時の教育方針 長尾校長の教育は所謂人物教育であつた。醫師は他の法學部文學部の卒業生と異り人の生命を預るものであるから、未熟の學生を社會に出してその害の及ぶ所恐るべきものありとして、假令試験だけに「パス」して進級して居る者があつても、その伎倆その學問その修養の

足りない場合は四年のものは三年、三年のものは二年に一級下して、今一度勉強し直せと言つて本人を呼んで懇々と其の事情を訓諭し將來を戒め飽くまでも人物の完全に重きを置いたといふ。従つて七年も八年もかゝつて卒業した者が少くなかつたことである。而も尙ほ學生にして學校當局を恨む者が一人として無かつたといふ。今日の形式主義の教育界には夢想だも及ばないことである。千葉醫科大學沿革史に據る 當時の入學生は規則には尋常中學校卒業若くは之と同等以上の學力ある者であるが實際は師範學校に入學するも中學校に入るのも醫學校に這入るのも皆地方の高等小學校を卒業したる程度の學力で區別がなかつた。それゆゑ師範學校の入學試験に失敗したものが醫學部の試験に合格するものが珍しくなかつた。中には又東京の私立學校に三四年以上も學んだものもある。その學力は甚不同で漢學は相當力があつても數學は皆無のものがあり語學の力はあつても普通學は未熟のものがあるなど千差萬別といふてもよかつたものである。教授三輪徳寛博士の當時の學生に關して左の回想談がある。これを見ても其の一斑を知るに足る。

この當時の學生は年齢に於ても亦學力に於ても大なる差あり、それは中學校を経由せずして色々の方面より入學せし爲なり、例へば四年生には名古屋醫學校より轉學せし人三四人あり、三年生には自分が始めて東京に出でし時、壬申義塾にて上級なりし人もあり、自分より年長の生徒もありたり、かく先生と生徒との年齢が殆ど相似たる爲、一所に會談し又會飲する等の機會は、今日よりも遙に多く、從て今日よりは親密なりき、生徒が先生の所へ金借りに行く事もあり、これ等は全く一利一害にて生徒と接近し親密なるはよけれども一方あまり差別なきため、先生の威嚴を示す等の事は十分なるを得ざりき云々 千葉醫科大學沿革史に據る

第八章 各種學校

一、概 説

各種學校當時の狀況 小學校の普及擴充に伴つて地方青年の向學心漸く勃興し中等教育を受けんとする者多きを加へた。當時小學校を出で、官立學校へ入らんとする者もこれが準備をなすべき地方の中學校は未だ發達しない。本縣の如きは唯一つの千葉中學校あるに過ぎなかつた。されば地方青年の官立學校に入りて立身出世の途を得んとして壯心雄々たりし者は先を争うて東京に出で、私立學校に於て準備したものである。素より此等の學校の課程は不完全なれども官立學校の入學試験に應ずるには遙に地方の中學校に優つて時勢の要求に應じたる教育を爲したものであつた。されば小學校を了へたる者は兩三年間は地方の私塾的學校で其の素養を造り準備を整へて後東京に出たものである。又上級學校に入學するのは目的ではないが小學校を了へて實業に従事するまでも小學校だけの教育では物足らぬ感じがするので二三年間は私立學校に入つて望を果さんとする青年も多々あつたのである。當時地方に英、漢、數の私立學校の各郡に其の設立を見たるは多くは此等の要求に應じたる爲であつた。

本縣各種學校は何れも私立學校で明治三十七年度の調査に據れば其の數五十六校に達して居る。其の設置の理由として高等小學校卒業及之に準ずる學力を有する者に稍高等の學科を修めしむるを旨意とするものと尋常小學校卒業生及學齡を超過し普通の學力を有せざる者を教授する

を主とするものとの二種ある。甲種は尋常中學校の學科程度に準したるもの乙種は英、漢、數の數學科を修めしむるものでこれには所謂寺子屋に類するものと小學校に類する學校とがある。教員は尋常師範學校、尋常中學校の教員免許狀を有する者、小學校教員免許狀を有する者、及慶應義塾東京專門學校其の他之に類似の私立學校を卒業し相當の資格を有する者を以て之に充て居るが、學校の設備は完備したるもの少く、生徒は各學校を合して千六百七十二名あり前年より増すこと百二十一名である。校舍及其の他の設備は一二の學校を除きては概ね不完全にして存廢常なきは畢竟資金の蓄積なく基礎の薄弱なるに因るものである。されど此等の學校はいづれも時代の要求に應じて中等教育不振を補ひ地方文化の進展上に貢献すること大なるものあるは見逃してはならぬことである。

各種學校は其の内容種々様々であつて佐倉集成學校、成田英漢義塾の如き准中學校の教科を授くるものと、單に英、漢、數の三科を教授するものとあり、又香取の並木栗水、渡邊操、山武の吉井宗元長生の太田和齋、諸岡文節の如き漢學塾として令聞高きものもあつた。

私立學校教員に付文部省へ何 本縣船越知事は私立學校教員認可に關し左の通り文部大臣へ伺を出した。

明治十九年勅令第十六號諸學校通則第四條ニ凡教員ハ文部大臣若クハ府知事縣令ノ免許狀ヲ得タルモノタルヘシト有之右教員トハ公私立ノ別ナク學校ニ於テ教授ニ從事スル者ヲ總稱スル義ニ可有之ト存候就テハ私立學校ニシテ其ノ等位ノ尋常中學校高等女學校又ハ小學校等ニ準スヘキモノハ同年貴省令第十二號及第二十一號ニ據リ相當ノ資格ヲ有スル教員アルモノニ限り其ノ設置ヲ認可スヘキ義ニ有之從テ私立學校ノ學科及其ノ程度尋常中學校ノ學科及其

ノ程度ヨリ高等ナルトキハ目下右様ノ教員ニ對シ一定ノ免許規則無之義ニ付其ノ設置ヲ伺出候モノアルモ認可スヘカラサル義ト相心得可然哉將又帝國大學卒業生其ノ他官立專門學校ノ卒業生等ヲ以テ教員ニ充テ其ノ學科及其ノ程度ニ對シ授業上差支無之ト認ムルモノハ認可致シ可然義ニ候哉差掛候義ニ付急速御指揮相成度此段相伺候也

知事

文部大臣宛

書面伺之趣追テ何分ノ儀相違候迄後段伺之通

明治二十年六月四日

文部大臣之印

二、各種學校一覽表

(明治二十七年十二月調)

學校名	所在地	學科目	創立年	年修業限	教員		生徒		歳費金額	學校長、首座教員、學校設立者
					男	女	男	女		
開成學舎	千葉郡千葉町	英法學	明治二十三年	二年						藤井三郎
修成學校	同	英學	同二十七年	三年	一	一	八			友金勝藏
漢學速成學校	同	漢學	同	四年	一	一	三	三三〇		笹間虎雄
實利義塾	同郡大和田町	普通學	同二十六年	四年	一	一	三	五五〇		君塚長一

輔車學舍	市原郡八幡町	漢學	同二十一年	四年	二	一	一	一	三〇〇〇	二木幹
善々英學校	同郡東海村	英漢學	同二十三年	三年	一	一	一	一	二五〇〇	井口檢三郎
養老義塾	同郡養老村	普通學	同二十六年	三年	一	一	一	一	三〇〇〇	山越八郎
小貫塾	同郡千種村	漢學	同二十一年	三年	一	一	一	一		小貫庸德
有終學舎	同郡高濃村	英漢學	同二十六年	三年	一	一	一	一		齋藤市重郎
梅瀬書堂	同郡白鳥村	和漢學	同	六二年	一	一	一	一	一五〇〇〇	加賀利初太郎
龍雲義塾	東葛飾郡中山村	英、漢、數	同二十五年	六年	二	一	一	一	二〇、〇〇〇	野口桂山
志津村學校	印旛郡志津村	英、漢、書漢	同二十六年	三年	一	一	一	一		齋藤平藏
佐倉集成學校	印旛郡佐倉町	和漢文、英語、數學	同二十一年	豫科二年 本科四年	六	一	一	一	一、三四九六	校長一遊
松列學校	同	漢學	同二十五年	二年	一	一	一	一	一六〇〇〇	同神戶直次
印旛學校	同郡六合村	漢文	同十四年	三年	一	一	一	一	一三〇〇〇	同林儀一郎

成田英漢義塾	下埴生郡成田町	英語、漢文	同二十年	三年	三	一	一	一	四〇〇〇〇	同三池照鳳
中和塾	同郡豐住村	和漢、數	同二十三年	三年	一	一	一	一		伊藤總輔
櫻崖塾	香取郡佐原町	皇漢學	同十五年	四年						同清宮利右衛門
無逸塾	同郡良文村	英漢、數學	同十九年	三年	三	一	一	一	一七、〇〇〇	同渡邊操
昭文塾	同郡桶村	漢學	同二十六年	三年	一	一	一	一	七、六〇〇	岩堀角治郎
一燈學校	同郡小見川町	漢文、數學 習字	同	三年	二	一	一	一	三〇〇〇〇	菅谷久左衛門
蟬蛉塾	同郡久賀村	皇漢學	同八年	三年	一	一	一	一	七、〇〇〇	並木左門
精到學校	同郡古城村	和、漢、數	同二十年	四年	一	一	一	一		林彦兵衛
北山塾	同郡笹川村	數學	同二十七年	三年	一	一	一	一	二四〇〇〇	五十嵐光貞
如舟學舎	海上郡銚子町	經史、作文	同二十一年	二年	一	一	一	一		青木不動
伊藤學學校	同郡高神村	農學	同二十三年	三年	一	一	一	一		伊藤德太郎

成蹊學舍	漢學專門學校	進躋學舍	東金普通學校	向道學校	永富學校	三省學校	金田學校	成學館	吉井學校	有信學校
同郡 橫芝村	武射郡綠海村	山邊郡大網宿	同郡 東金町	同郡 豐成村	同郡 片貝村	同郡 瑞穗村	同	同	山邊郡東金町	匝瑳郡共興村
英語、漢學	漢學	英語、漢文	普通學	普通學	普通學	漢學	漢學	漢學	普通學	漢學、習字
同二十六年	同二十二年	同二十二年	同二十三年	同	同二十六年	同二十一年	同二十六年	同二十二年	同二十五年	同十一年
四年	三年	二年	三年	二年	二年	三年	二年	三年	二年	四年
一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	三〇	四〇	七〇	九〇	三〇	四〇	五〇	三〇	五〇	三〇
一	一	一	一	一	二	一	一	一		
四三〇〇〇										
鶴岡樂庵	小倉慎次郎	鈴木貞次郎	奧村展親	今關富德	鈴木達郎	御園生辰五郎	金田若之助	小川長右衛門	吉井宗元	渡邊雄三郎

三省學校	集義學校	大法學校	行餘學館	上植生學館	東洋學校	長生學校	時修學舍	擇善學校	英漢育才學校	培達義塾
同 東海村	同	同郡 東村	夷隅郡國吉町	上植生學館 豐上植生村	同郡 二宮	同郡 茂原町	長柄本郷村	同郡 長柄村	本柄郷二宮村	武射郡二川村
漢學	同	英語、漢學	漢學	英、漢、數學	英、漢學	英、漢數學	漢學	漢學	英、漢數	普通學
同二十六年	同二十五年	同二十年	同二十一年	同二十一年	同二十四年	同二十六年	同二十六年	同二十六年	同十一年	同二十七年
三年	三年	三年	二年	八年	三年	三年	三年	二年	四年	五年
	三	一	一	六	二	三	一	二	一	一
六〇		七〇	五〇	三六	四〇	三〇	四〇		三〇	三〇
一				七					一	一
四三〇〇〇		二五〇〇〇	二四〇〇〇	八七二〇〇	八〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇			
鶴岡樂庵	鈴木重孟	岡三慶	大曾根得一郎	鶴岡銀藏	飯高彌市	武田刑部左衛門	諸岡文節	佐藤靖	大田和齋	藤田誠兵衛

有爲學館	夷隅郡西畑村	普通學	同二十二年	二年	一	一	三〇	一	七〇〇	吉野兵之助
明農學校	同郡大多喜町	普通學農學	同二十五年	六ヶ月	一	一	一〇	一	三〇〇	岡本繁
習成學舎	望陀郡平岡村	普通學	同二十一年	五年	一	一	五	五		伊藤正胤
清泉學舎	同郡小幡村	英、漢	同二十三年	三年	一	一	三	一		齋藤仁之助
耕讀學舎	同郡中川村	英、漢學	同二十五年	四年	二	一	五	一	三〇〇	若林石五郎
鹿傍學館	周准郡秋元村	漢學修身 歷史經濟	同二十七年	四年	一	一	八		四〇〇	柳井明映
明德學校	天羽郡佐貫町	普通學	同二十四年	五年	一	一	六	一五		村田仙太郎
北條英語學校	安房郡北條町	英語和漢學	明治二十年	三年	二		三〇			秋山房次郎

三、各學校狀況一斑

○佐倉集成學校

同校は明治二十一年中舊佐倉藩費成徳書院を襲用し舊藩主堀田伯爵及舊藩士より組織したる同郷義捐會より補助金一箇年六百餘圓を得て鹿山精舎を再興し中學校師範學校其の他文武の學

校へ入學せんと欲するもの又は實業に就かんとする者に須要なる倫理、國語、漢文、地理、歴史、博物、物理、化學、農業、數學、習字、圖畫、體操等の諸學科を教授する爲に設立したるもので、修業年限は五箇年とし教員は埼玉縣の中學校師範學校卒業一人東京攻玉社卒業一人外に英語専門の教師一人を雇入れ兵式體操は同地の聯隊に依頼し其の他は同地方の教員數名にて擔任し同年八月十九日より授業を開始した二十四年三月第一回卒業證書授與式を舉行し、同年四月より尋常小學校溫習科以上の卒業生の入學するもの、爲豫科を設けて益々其の事業を擴張した。

從來本校は設置の當初舊佐倉藩士及地方有志者の子弟を就學せしめ専ら中等教育を施し來つたのであつたが、今や中等教育の必要は獨り佐倉藩士の子弟に止まらず四民一般子弟に在りても最必要缺くべからざるを認識せられ山路一遊を校長に聘し大に學制を釐革し授業料を減省し且寄宿舎を設けて普く地方少年の入學の門を開かれた、殊に舊藩主堀田正倫伯は四千餘金を寄附して宏壯完美なる費舎を改築し其の竣功を待つて二十六年八月二十日を卜し盛大なる落成式を舉行した。當日朗讀したる堀田伯爵の祝辭は本校の由來を知るに便なれば左に掲ぐるごとくした。

慶佐倉集成學校再築文

明治二十六年七月、佐倉私立集成學校再築功成、八月二十日擧開校之典、正倫辱蒙招待之榮、茲陳一言、正倫先考故城主備中守正睦創立成徳書院、以教授藩士、傍及封民、聖廟講堂、舍書庫、莫不備具焉、及王室中興、正倫改爲成徳館、漢學外別置洋學、既而撤藩爲縣、倒當毀徹、邑人情焉、相謀改爲鹿山精舎、專教授漢學、旁置小學、數年生徒大集、顧慮無中學之設、蓋中學者下接小學上承大學、從卑登高、自門入堂、若無此設、猶涉深之無舟、鑿險之無梯也、乃改爲集成學校、定學則延教師以備中學資格、生徒益進、教化日廣、久之費舎朽壞、漸損舊觀、茲命工匠、

新構厦屋、陽景回徹、大氣流通、雖無輪奐之美、不違散翼之度、教則大備、規程無缺、皆邑人之勞也、校員之力也、堂舍之造構、即不同乎前日、先考之遺志將施乎後世、正倫不堪欣躍敬陳鄙言以慶賀

明治二十六年八月二十日

從四位 伯爵 堀田 正倫

其の後文部大臣の認可を得て私立佐倉中學校と改稱し更に幾變遷を得て現在の縣立佐倉中學校を成したのである。

○成田英漢義塾

明治二十一年八月新勝寺住職正七位大僧正三池照鳳師が地方中等教育機關の缺乏を痛歎し、同町の有志石川甚兵衛、諸岡勝太郎の二氏と圖つて設立することにした。中學程度の學塾で修業年限を三箇年とし高等小學校卒業以上及これと同學以上の學力ある者を收容することとした。其の經費は全く三池大僧正の篤志に出でたものである。塾長は當時千葉師範學校の助教諭兼令監で令名の聞え高き宮村三多を擧げた。二十三年始めて第一回の卒業生を出し、斯くて年々卒業生を送りて第九回に及び其の間別に選科履修生を出すこと二回あり、三十一年七月新勝寺院代少僧正服部照和師は當時在歐中であつた塾主貫主石川大僧正の命を承けて中學校認可を文部大臣に稟請した。仍て千葉縣知事阿部浩は親しく同校に臨みて之を視察し遂に其の年十月七日私立成田中學校と改稱の件認可せられた。英漢義塾として存立したること實に十年五ヶ月、此の間塾長の更迭すること宮村三多以下濱田義雄、福田龜太郎、和田玉一の四人に及んだ。卒業生を出すこと九回五十四人に達した。當時塾舎は成田東谷なる現圖書館の位置にあつた。

○無逸塾

無逸塾は香取郡良文村久保の人渡邊操の建設したる學舎である。渡邊操は家世々農を業とせしが幼より學に志し、夙に笈を負うて東京に游學し、信夫恕軒に就きて經史文章を學び、又書道を好くした。明治十七年歸郷の上無逸塾を設けて子弟を教授した。後之を中學程度に改めたが幾もなく時運の必要に應じて村立農學校に變更し實業教育の振興に寄與する所ありしが、偶日露の時局に際し村經濟の許さざる所あり農學校の已むなきに至らんとするを更に獨立經營して其の設備を完了した。來學の子弟二千に近く地方青年教育に寄與せし功績は頗る大なるものがある。著書亦甚多く勅語明義、武士道精華等最も世に行はれた。伯爵柳澤保惠、前樺太長官昌谷彰の諸氏と最も交り深くあつた。後年門下生等相謀り頌德碑建立の計畫があつた。

○一鐵學校塾長吉見經綸

吉見經綸は舊和歌山藩士であつて、五谷又は虎陵と號した。年甫て十五の時、大阪に出で、重野安釋の門に遊び、後東京に來り、同人社及慶應義塾に入り、和漢洋の學を修め、尋て東京師範學校後の東京高等師範學校に學び、卒業の後、新潟縣高田及本縣師範學校教諭となり、明治十七年六月本縣を辭して、徳島、大阪等の府縣の教育に従事し、病を以て其の職を辭した。幾くもなくして再、本縣に來り、香取郡小見川一鐵學校の塾長となつて子弟を教育した。時の本縣知事柏田盛文其の舊知なるを以て將に用ゐる所あらむとせしが、宿痾再發して起らず、明治三十年十二月二十七日溘焉として逝く。年四十二、著す所詩文集、教育概論及修身論略等あり、盛文爲に銘辭を撰した。墓は同地共同墓地に在り、路傍に沿ふて平而石を建て碑文を刻してある。

○私立新川英和學舎

明治二十一年一月石毛辰五郎の設立せるもので、海上郡旭町太田に在り、其の目的は外國語を教へて西洋文明の智識を授くるにあつた。明治二十二年關東英和學校と改稱し、二十三年七月石毛辰五郎校長の職を退き、鈴木儀左衛門之を受けて經營したるが、幾もなく政治團體の組織に變じたる爲、自然廢校となつた。在學生徒は五十人内外で、海上、香取、匝瑳の三郡より來學した。

私立新川英和學舎設置伺

今般私立新川英和學舎設置仕度に付御認可相成度別冊相添此段相伺候也

右舎主兼教員

匝瑳郡太田村五千五十二番地 平民

石 毛 辰 五 郎

明治二十一年一月十五日

二十一年十一月

千葉縣知事 船越 衛 殿

學第四三八四號

書面ノ趣認可候事

但正格ノ教員雇入レ更ニ開申致スヘシ

明治二十一年二月二十七日

千葉縣知事

明治二十一年一月二十八日開校、明治二十二年に至り關東英和學校と改稱し舎主石毛辰五郎其の後博愛と改名した。

○伊藤農學校

同校は海上郡高神村小畑に在り、明治二十三年伊藤徳太郎の設立したるもので、修業年限三年専ら農學を教授した。同氏の家は高神村に在りて世々農を業とした。父は實頼と稱し學才あり、氏は幼少の折家學を修め長じて東京に遊び、明治十一年津田仙の建てた麻布學農社に入りて學び、刻苦四年にして業成り郷里に歸つた。又實頼は夙に農事に精勵し老農として推稱せられた。氏は父を助け稼穡に務め傍々子弟を集めて泰西の農法を講習した。二十年海上匝瑳郡役所に出仕し勸業事務を掌理した。二十三年辭して學校を興し縣の認可を得て伊藤農學校と稱し郷黨の子弟を聚めて誘掖指導した。二十九年八月高神村長に擧げられ三十三年任滿ちて再選せられた。これより先病に侵され荏苒癒へず、三十六年十月三十一日遂に歿した。享年四十有七、校主の死亡と共に閉校の止むなきに至つた。

○吉井學校主吉井宗元

吉井宗元の吉井學校は今の山武郡東金町田間に在つた。宗元は號を老湖といひ父を甚之丞と稱した。宗元は其の二男として天保四年三月五日今の山武郡日向村椎崎に生れた。兄は呈庵といひ、家督を相續し、椎崎で醫業に従事し、傍ら私塾を開きて子弟を教授したが、幾干もなく本業多忙の爲、これを閉鎖した。宗元は年十六の時常陸潮來に赴き、同地の碩學宮本茶村に師事して、經書を研鑽し、尋で水戸に遊び、町醫本間棗軒に従ひ醫術を學び、又水戸學を修むる機會を得た。

年二十の時歸郷して家庭に於て醫を業とし、旁儒學を勉勵した。二十五歳出で、今の片貝町片貝服部長元の養子となり、萬延元庚申の年東金町田間に移り、専ら醫術を業とし兼て帷を垂れ、兒童を教授した。元治元年甲子正月十七日楠普次郎、三浦帶力等片貝村に據り眞忠組を組織し、一時勢力旺

盛を極めた。仍て岩代國福島板倉内膳正勝顯外數藩幕府の命を奉じて之を討伐した。時に宗元微されて軍に従ひ功を以て准醫格に進み、苗字帯刀を許され、東金御殿に出入し、外科及内科を専門とし、診療に従事した。慶應元乙丑の歳、秋十月水戸の浪士三十人罪ありて藩主板倉侯に預けられ、即ち八鶴湖畔に宿舍を經營して之を置く。宗元毎月六回出で、其の診断に従事した。

明治五壬申の年八月學制頒布せられ、翌六年田間小學校は四隣の町村に先んじて開設され、東校は宗元を校長とし、西校は中村松敬を校長とし、兩校相通じて平賀甚太郎村井喜三郎を助教とした。明治十九年職を辭し、これより専ら私立吉井學校の經營に専念し、終始一貫育英事業に盡瘁した。明治二十二年印旛郡八街村小間子原數町歩を開塾し、桑園を拓き、蠶室を建て、養蠶業を興し、次男信藏をして上州に遣はし、養蠶業を修得せしめ、歸郷の後これに従事せしめた。明治二十三年七月東京斯文學會の支會南總斯文學會を開設し、東京の本部と相提携して當時に於ける著名の碩學鴻儒を聘して經書の研究に努め、長子量平をして専ら之に當らしめた。著書には老湖絶句集二卷、小間子村居雜詠一卷、山武沿革考一卷ある。友人として親しく往來したるは吉川篁村、吉川松浦、岡本監輔、岡鹿門、内藤耻叟、三島中洲等にして交遊頗る厚くあつた。明治四十二年八月門人相圖りて頌德碑を建立した。篆額は貴族院議員從三位勳四等子爵板倉勝達撰文は清國警務學堂總教習從七位勳六等佐倉孫三、書は松石香川皞であつた。次で卒す佛堂して宣德院宗元日沾老湖居士といふ上行寺山東の瑩城に葬る。宗元に數子あり、長を量平、次は信藏、平山家を嗣ぎ、次は篤四郎多部家を嗣ぎ、末は五といふ。いづれも地方小學校長とし、中學校教員として令名高く錚々たる教育家であつた。又令孫一氏は夙に師範學校を卒業し、源小學校長として令聞があつた。

吉井君頌德碑

吉井宗元君。千葉縣山武郡東金町田間里人。弱冠遊富陸、從宮本茶村、修經史、尋就本間棗軒、習醫術、以爲業兼垂帷教授、元治元年片貝村暴徒嘯集、旁近諸藩出兵鎮之、君奉藩主板倉侯命、以醫從之、有功進藩醫格、准稱姓氏、自明治六年至十九年、督公立田間小學校、後創設私立吉井學校、所著有老湖詩集若干、山武郡考一卷、君資性敏達、不修邊幅、尙儉素、重節廉、一鄉靡然響風、常誡子弟曰、夫學者宜以尊王爲體、以濟世爲用、勿取腐儒迂學之名、薰陶不倦實五十餘年、及門者數百千人、頃門人故舊相謀、釀金建頌德碑、徵文余、余雖未識君、道貌然曾奉職其縣、稔聞令名誼不可辭、嗚呼江何有堤防別免氾濫之患、鄉閭有哲人則子弟不流淫靡、如君者蓋其人歟、余他日往訪君之閭里、觀風察俗以驗之、豈不亦樂乎哉。

明治四十二年八月五日

貴族員議員從三位勳四等子爵板倉勝達篆額
清國警務學堂總教習從七位勳六等佐倉孫三撰

香川皞書

吉井塾の教育

吉井塾は一名吉井學校、或は南總斯文學會ともいひ、今の山武郡東金町田間にあつた。先生は吉井宗元雅號を老湖といはれた。先生は漢方醫もなされて居つたが、醫者の方は早く止めてしまつた。老湖先生には吉井呈庵といふ長兄があつて共に常陸潮來の宮本先生に學び其の門人であつた。生家は今の山武郡日向村椎崎といふ處であるが、長兄の呈庵先生は家督を相續してこゝに醫を業とし、側に塾を開いて漢學の先生をして居つたが、醫業が忙はしい爲塾の方は止めてしまつた。老湖先生は茶村先生の塾を出てから度々水戸に遊ばれて西山公の學系を温ねてそれを私等に傳へられた。又老湖先生の嫡子に吉井量平といふ若先生が居つた。量平先生は東京の斯文學

會に入つて岡本監輔先生(雅號は章庵)岡鹿門先生等に就て漢學を修め歸り來つて父老湖先生の教授を助けられた。私の吉井塾に居つたのは明治二十七年頃であつた。日清戦争の芝居が近隣にあつて一回は見物を許されたが、二回目には願ひ出でも許されなかつた。芝居の方では銃の音拍手喝采の聲で大賑やかであるので先生が許さないからつて見ずに居られないので先生が御就寝になつた頃を塾生は皆こそそこそと見物に出かけてしまつた。所がそれが見つかつて仕舞つて翌朝若先生より塾生は皆退校を命ぜられたのでしよんぼりと家に歸つた。家に歸ると又父に叱りつけられてしまひやつとのことでお詫をしてもらつて塾に復歸したことを今も記憶して居る。吉井塾には塾の規則といふ規則はなかつたが本づく所は人倫であつた。人倫に悖つたことをしたら直に處罰された。今日世間には早起會などといふことにも規則を立て、早く起きることを獎勵して居るが塾にはそんなものはなかつたが、早く起きないわけには居られなかつた。なぜといふに先生自ら早く起きて庭などを掃除して居るからである。冬の寒い朝のことであつた。私等は田の水を碎いて其の田の水で顔を洗つたことが度々あつた。それは私等の朝起きて顔を洗ふ處は先生の住宅前の井戸端である。故遅く起ると先生は早く起きて庭を掃いて居るので顔を洗ひに井戸端へゆくことが出来ない。そこで遂に前の田圃へ行つて顔を洗つてきては早く起きたふりをして居つたのである。この時は流石の先生も初めはそれとは氣がつかないで塾のものは今朝は早く起きたと賞めては何んでも早起きが肝腎だ。百姓など朝早く起きて朝草を馬に一駄も刈つてくる様でなければ身上はあがらない。お前らは早く起きて勉強するでなくてはならない。どうだ直治郎等は家に居ると朝遅く起きては下女を使つて顔を洗ふだらう。湯を汲んで來いなどいふて居るだらうと何時も鎗

玉にあげられるのは自分であつた。處がほめられた時は一番朝寝をしてしまつた時であるから可笑しくてたまらないので誰か笑ひだすとこれもいつかは見つかつて仕舞ひ。この頃は氷をくだかないかと先生より申されたこともあつた。こんな風に朝起きも先生自らなさつて居るのであるから、朝遅くまで寝て居るわけにはゆかなかつた。これが何時起床といふ規則よりもよほど強いのであつた。吉井塾はすべてがこんな教育法であつて今日の學校の先生の様に先生は炬達に居つて生徒は雪掃きをして居るといふ様ではなかつた。私共の居つた時の吉井塾は一番盛んな時で狭い塾に生徒は百三四十人も居られた。當時は東京からは時々岡本監輔先生が來られて講演をして下さつた。岡鹿門先生も來られたこともあつた。老湖先生は内藤耻叟先生とも交誼が深かつた。塾の長押の處に掲げてあつた教育勅語は耻叟先生の御直筆であつた。老湖先生は温良で怒るといふことはなかつたが、冒すことは出来ない風格であつた。先生はよく詩をお作りになつて吟誦しては私等に詩を作ることを獎勵された。

吉井塾は成東町に中學校が出來てから漸次衰へて大正年間に閉鎖したがこれを今日の學校と比較して見ると塾教育の方は先生と生徒との間膝を交へて親しく教へたり、教へを受けたりするのであつて其の生徒が覺えられなければ覺えるまで教へるといふ有様であるから門弟子の關係は實に深くあつた。讀書教授の時などは先生が音吐朗々と讀み下すのであつて、私等は其の聲でも精神教育を授けられるやうな氣分であつた。が今の學校は生徒が教壇の下に机を列べて居り、先生は教壇高く立つて讀書教授の時などは生徒に教へない前に先生の方から質問或は讀ませてかゝるといふ様な教育ぶり。そして時間が來れば其の生徒か覺えたが覺えないかはあまり頓着なしで

教壇を下りて仕舞ふといふ様な離れた教育ぶりに思はれる。私等は其の規則的の離れた教育よりも塾の教育の親しい教育をして見たく思つて居る。門人藤直治郎の日本及日本人に寄せたる予の學びし私塾及恩師の風格に據る

○私立長生學校

私立長生學校は長柄郡茂原上茂原に在り中學校教育を普及するを目的とし、明治二十六年六月武田刑部左衛門の設立したるものである。學科は豫科、本科、三年、本科三年とし、主として英語、漢文、數學を教授す。入學資格は尋常小學校卒業者は無試験にて豫科に編入し、本科は豫科を了りたる者又は之と同等以上の學力ある者を入學せしめた。其の後私立上埴生學館と合併し大成館と更めた。現在の縣立長生中學校の前身である。

○私立上埴生學館

私立上埴生學館は、上埴生郡豊榮村今泉區に在り、明治二十一年同地方の有志相議して設立した。學科は英語、漢文、數學を主とし、高等小學より中學程度のもを教授したのである。教師には一時岡本監輔を聘し、遠近の子弟漸く増加したるが、後私立長生學校の設立者と合併の議成り、私立大成館を新設した。現今の縣立長生中學校の前身である。

○東洋學校

明治二十五年四月校主兼校長飯高彌市單獨經營に係るもので、初めは英語、漢學を教授し、生徒僅に五十人に充たざりしが、其の後漸次生徒の増加するに従ひ校舎を改築し、教師を増員し、中學程度の學科を教授し、現在に及んで居る。地方文化の進展に貢献したる功頗る大なるものがある。

○私立義方學館

同校は夷隅郡深谷村今國吉町深谷大曾根得一郎外數氏の設立したるもので、大曾根家は代々私塾を開き、郷黨子弟の教育に盡力し來つたが、學制頒布以後小學校は各地に設立され、如何なる山間僻地と雖も呶呶の聲を聞かざる所なきまでのに至つた。十二代得一郎は中學程度の私塾を開設せんと企畫經營し、島村關太吉、樂町村久貝源一、深谷村東信十郎今何も國吉町に屬す等と相圖り、深谷村千八百二十八番地に義方學館を設立した。而して館主兼校長は大曾根得一郎之に任じ、久貝源一は持主幹事となり、共に館の維持經營に當り、東岡主任教員として教育の實際方面を擔當し、杉村武俊、依田百川、山田善太郎、戸田啓次郎、大石秀實、副島豊等前後相繼て教師として儒學を講じた。主任教員東岡は父祖數代私塾を開き、徳望郷黨に普く氏も亦博學篤行の士にて生徒の信望厚く、杉村武敏は舊土浦藩士、依田百川は舊佐倉藩士共に學殖高く、東都に於て當代知名の士であつた。其の他の教員も當時それら令聞のあつた人々であつた。

義方學館設立の舉一とたび傳はるや遠近より笈を負うて集る者忽にして八十名の多きに達した。更に年々其の數を増して百二十餘名を數ふるに至つた。

同館の教育主義は徳育に重きを置き兼て實用を主とした。

義方學館設置取調書

設置目的 本校ハ小學校教科ヲ卒業シ他日高等ノ學科ヲ修ムル階梯トナサシメンガ爲稍高等ナル漢學科ヲ教授スルヲ以テ目的ト爲ス

名稱 義方學館

位置 深谷村千八百二十八番地ト定ム

學期 豫科本科ノ二科ヲ置キ豫科ハ卒業期限ヲ豫定セス本科ハ滿二年ヲ以テ卒業トス
 學科 漢學一科トス
 課程 教科用書目

豫科

孝經	全一冊	小學	全四冊	孟子	全四冊
輿地誌略	自一至十二	日本外史	全十二冊		

本科

孝經	全一冊	小學	全四冊	大學	全一冊
中庸	全一冊	論語	全四冊	孟子	全四冊
日本外史	全十二冊	新刻國史略	全七冊	十八史略	全七冊
日本政記	全八冊	元明清史略	全五冊	國史纂論	全十冊
正文文章軌範	全三冊	貞觀政要	全十冊	唐宋八大家文	全八冊

一週課程時間表

豫科	修身	四時間	讀方	十四時間	作文	三時間	習字	七時間
本科	修身	四時間	讀方	九時間	習字	三時間	作文	四時間
								輪講
								八時間

教授規則

一年ヲ分ツテ二期トシ一期ヲ一月七日ヨリ六月十五日迄二期ヲ七月一日ヨリ十二月十五日迄トス
 毎日曜日及大祭日ヲ休業トス 但臨時休業ハ其時々教室内ニ公告ス
 授業毎日五時間トス 但土曜日ハ三時間トス
 臨時定期ノ二試験ヲ置キ時々學力ノ進否ヲ試ム

學業ノ勤怠品行ノ良否ニヨリ賞罰ヲ行フ事アリ

缺席セントスルモノハ其ノ理由ヲ幹事ニ届出ツヘシ

試験規則 定期試験ハ每期ノ末ヲ行ヒ臨時試験ハ校長教員ノ協議ニ依テ定ム

試験問題ハ一學科二題乃至五題トス

試験評點ハ凡テ各課題ノ評點基數一百點トス

臨時試験ニハ平時得點ヲ以テ一課トシ定期試験ニハ臨時試験得點ヲ以テ一課トシ各之ニ加フ

臨時試験ハ得點ノ多寡ヲ以テ坐次ノ進退ヲ定メ定期試験ハ其ノ得點基數二分ノ一ニ滿タサル者ハ不合格トシ元級

ニ止メ二分ノ一以上ニ達スル者ヲ合格トシ卒業證書ヲ與ヘ十分ノ七以上ニシテ平素品行端正ナル者ヲ優等トシテ

左ノ賞與ヲ與フ 但一科零點アルモノハ不合格トス

一等、二等、三等

疾病其ノ他止ムヲ得サル事故アルトキハ其ノ旨校長ニ告ケ許可ヲ受クヘシ 但特別試験ヲナスコトヲ得ス

塾中入費規則

一、月俸 金貳圓 但米價ノ高低ニヨリ増減スルコトアルヘシ

一、月謝 豫科 金拾錢 本科一年生 金貳拾錢 本科二年生 金參拾錢

一、塾費 金拾錢 但寄宿生ニ限ル

經費ハ毎月五日以内ニ必ス幹事ニ納ムヘシ若シ期ヲ誤ルモノハ時宜ニ依リ直ニ證人ニ照會スルコトアルヘシ

月俸ハ十五日以前ニ入ル者ハ其ノ全額十五日以後ニ入ル者ハ其ノ半額ヲ納ムヘシ 但退學ノ節モ之ニ同シ

月謝ハ十五日以後ニ入ルモ必ス完納スヘシ

金錢其ノ他大切ノ品物ハ證人或ハ本人ノ望ニ依リ幹事ニ預リ置クコトアルヘシ
證人又ハ本人ノ委囑ニ依リ經費賄ヲナスコトアルヘシ

金貳圓 月俸 金五拾錢
經費豫算

明治二十一年度夷隅郡深谷村義方學館經費豫算

一金百八拾五圓 支出額

內金百四十四圓 俸給

但百二十圓教員月俸平均一ヶ月金拾圓 金貳拾四圓授業生月俸一ヶ月金貳圓

一金拾貳圓 備給

但平均一ヶ月金壹圓

一金貳拾圓 家賃

但一ヶ月平均金壹圓六拾六錢六厘六毛

一金五圓 需用費

一金四圓 雜費

一金百八拾五圓 收入額

內

一金百貳拾圓 授業料

但生徒五十名平均一ヶ月金拾圓

一金六拾五圓 資本金利子

但元金六百五拾圓 年一割

差引過不足ナシ

本學館は其の後生徒益増加し隆盛に赴くと共に校舍狹隘を告げられたれば明治二十六年中川村有志藤平和三郎等の意見を容れて國吉町刈谷六番地に移し同年七月十九日校名を行餘學館と改稱し縣に届出をなした。爾來二十九年七月二十日廢校まで同所に於て教授した廢校の當時生徒は長生郡茂原町上埴生學館の優良なるを聞きて之に轉校せしめることにした。

○夷水義塾主石橋奎

夷水義塾は夷隅郡中川村作田に在り塾主石橋奎が晩年老後の慰安として地方青年の爲に開塾したものである。塾則としては所謂法三章主義で、教授法は劃一打破箇性尊重主義で分團式に適宜試験を行つて進度を定めた。學科は漢學専門で四書、五經、國史略、日本外史、日本政記、孝經、十八史略、文章軌範、蒙求、春秋左氏傳、史記、文選等であつた。明治二十四年四月の創立で滿二年にて二十六年四月十八日塾長死亡したので閉鎖の止むなきに至つた。生徒は寄宿通學を合せて二十名内外であつた。これを幾分團かに別けて最下の分團は上分團の者を以て指導の任に當らしめ殆ど自治的に訓練せしめた。上分團生は下分團生に教授する書籍の下調をなすの外日本外史、十八史略、蒙求等は別讀本として自習用となし折々塾主の面前にて輪講して相互に研磨した。文章軌範、左傳、史記等は塾主の講義を聽問し、白文訓點、復文、詩文等は簡別指導實力本位で添削せられた。授業料は毎月貳拾五錢を納めしむ。開塾中は同地の吉原林平、伊藤平十郎等の人々常に斡旋盡力せられた。左に塾主石橋氏

石橋奎は幼名を捨藏といひ號を龍淵又は文星、若くは白雲山房と稱した。天保十三年七月十二日本縣市原郡高瀧村大和田に生る。幼時より學を好み成童の頃既に詩を作り文を善くした。安政六年己未笈を負うて江戸に出て時の鴻儒芳野金陵に贊を執り研鑽刻苦し尋で萬延元年庚申昌平校に入つて學んだ。是より先從兄鶴岡安宅昌平校に在學塾長であつたので諸生を督責して其の指導に遵ひ、又同朋岩崎良輔、仲剛介等の誘掖の力與つて多大であつたといふ。後萩原西疇の門に遊び學業大に成り和漢の學に精通した。慶應年間王政維新の際荻野山中藩に筆仕して籍を編し藩政を釐率し藩主大久保教義の下に岡本隆徳、松下藏人等と共に興讓館後山中學と改稱を興し多くの子弟を教授した。明治三年十一月少參事に任ぜられ、同四年廢藩置縣の令に依り足柄縣士族に編入せられ次で東京に移住した。爾來學者國士と交り又多數の生徒を養成した。吉原三郎内務次官錦鶏問祇候は當時の門下生であつた。

明治十年一月陸軍裁判所出仕同年六月新撰旅團參謀部勤務、同年七月陸軍少將東伏見宮嘉彰親王殿下に隨行申付られ征討軍團被仰付西南役戰地出張、十一年四月大阪鎮臺附被申付、十二年石川縣屬警部に任ぜられて學務、衛生兼務、十六年九月青森縣警部に歴任し警察本署第一課長被申付、月俸四十圓を下賜せられた。十八年七月内務省警保局に轉任、二十年職を辭した。これより多年抱懷したる國史提要の著述に着手し二十二年脱稿し出版した。中學校女學校用教科書として採用されたりといふ。偶々病癘に侵され門人吉原三郎等痛くこれを憂ひ醫戒に基き熱關地東京を去りて本縣夷隅郡中川村作田に居を移し閑散靜養の傍、衆望に従ひ夷水義塾を開いた。かくて郷黨の青年教育

に従事すること三年、再重病に罹り遂に起たず、二十六年四月十八日溘焉逝去せられた。著書は紀事本末國史提要六卷既刻、詩文稿、未定艸若干卷あつた。遺骸は市原郡高瀧村大和田に埋葬した。

○梅瀬書堂 日高誠實

日高氏は世々日向國兒湯郡美々津に住し高鍋藩艦長であつた。父耳水謙三に至り儒を以て重用せられ、藩學明倫堂教授となり高鍋に移轉した。同藩の文學始めて盛となつた。父耳水三男一女あり長は即ち我梅瀬誠實、次は來助出で、鈴木家を嗣き戊辰の役藩兵を率ゐて王師に屬し、越後關川の險に勇戦して死んだ。大阪住友總理事鈴木馬左也はその養嗣子である。

誠實翁は如淵又は獨倚樓と號した。天保七年二月二十九日高鍋に生る。少にして家學を受け夙に經史に通じた。稍長して安政三年江戸に遊び古賀謹堂に就て學び、文久二年郷里に歸り明倫堂助教に任ぜられた。元治元年再江戸に遊び慶應三年歸邑、明治元年明倫堂教授に任ぜらる。當時高鍋藩は文學を以て顯はれ、明倫堂は實に其の淵藪であつた。從て四方負笈の士頗る多く、曾て翁の門に及ぶの士で今日顯達の地に在る者尠くない。明治三年藩命に依り東上して公務に従ひ、五年三月陸軍省に出仕し、十五年參謀本部編纂課に遷つた。後閑地に就かんと欲し屢辭職を請うて許されず、十九年三月に至りて漸く許された。仍て自適の地を求めて詩書に三昧し、且豫め志す所の牧畜開墾を試みんと欲し、偶南總に遊び養老川を溯りて白鳥村に到り、溪流石壑の奇勝を得て嘆賞措かず。村民に説いて梅千四百餘株を植ゑさせ、命じて梅瀬といひ、後更に梅及柑橙石榴等數千株を栽え、村民も亦花木數百株を贈り、且つ土を築き道を通して宅地を營み廬を其の上に結び、詩を賦して記す。曰く

洞門無鎖隔塵途

移得梅花山更殊

太古以來荒廢地 欲成東海一名區
 十村協力結吾廬 堪感交情厚有餘
 西海人爲東海客 他鄉間似舊鄉間

尋で愈居を南總に移さんとするや、友人知己送別の筈を設けてこれを盛にした。長梅外、廣瀬青村、秋月橋門、秋月天放、阪谷朗廬等當時の名流を一堂に會して詩酒徵逐清歡を盡くしたといふ既に移りて又樹を栽え魚を放ち、梅瀬書堂といふ私塾を設けて近隣の子弟に漢籍、英語書道を教へた。三十四年書堂を閉鎖すると共に閑餘吟咏に耽りて塵外に悠遊し、自ら呼んで梅瀬仙客を號した。大正四年八月二十四日歿享年八十教育學專攻の文學士日高眞實は翁の長子である。
宮崎縣大觀より抄録する所多し

○善々英學校井口松山翁碑

冥冥 村山 自 彊

翁諱勝、字季子。通稱勝次郎。後改兼三郎。井口氏。上總國市原郡東海村海保人也。父曰小手要助。母名茂世。幼穎悟有才幹。就峰嶋來山修學。孜孜不怠。井口四郎左衛門愛其才學。養爲子。以長女妻之。翁繼其家。勤稼穡。有公事則先衆服勞。慶應元年正月領主小出氏擢爲名主。三年十二月賞其功勞。賜酒盃及黃金若干。蓋異數也。德川將軍之奉還政權。幕臣不悅。結黨爲團將起。人心恟恟。物情騷然。翁於此際。從容自若。不變素行。明治初。幕府遺臣數百人來海保。招名主。託以輜重事。當時海保名主有四人。其三人則畏縮潛避。翁獨毅然諾之。自出金五拾兩充費。遣臣戰于養老川。不利敗走。官軍詰責翁。翁不動聲色。徐對以盡我分。隊長山下某。宿服其剛膽。不問罪。四年廢藩置縣。翁以教育自任。授郷里子弟。五年十月翁以爲我學未深。恐毀人之子。乃赴東京。從龜田篤谷問經義。主修周程之學。造詣尤深。歸郷弟子益進。翁又慨郷子弟學英文者尠。十九年設善々英學校。聘英語教師。並置

漢數學以教授焉。先是長子要藏病歿。二子啓藏及三子要太郎別家。孫曰四郎尙幼。翁再視家事。三十七年二月罹病。遂不起實是月十六日也。距生天保三年五月。享年七十三。葬邑中榮城。翁爲人剛毅清廉。一以至誠當事。其辯雖訥。講學也。音吐巨大諄諄。使人感動。頃者門人故舊。欲建碑以傳不朽。徵余文。誼不可辭。嗚呼學世滔滔。趨利務私。視企圖世益者反嘲爲俗務迂遠之輩。如翁讀書好學。克勤職業。盡本分。有補益世道人心。可謂奇傑之士。

○小貫庸徳

小貫氏は常陸國土浦の藩士で天保七年七月七日同藩に生れ父を正貫といひ同藩の醫師であつた。氏諱は庸徳字は明卿號を霞浦と稱した。幼時藩費に入つて經義を研鑽し大に得る所あり長して盛んに尊攘の説を唱へ脱藩して越後に遊んだ。後上總に來り市原郡海保村今東海村海保鶴矢鹿門を訪ねた。鹿門は同地の儒者であつたが其の頃既に歿した。地方青年は氏の來遊を好機として強てこれを留めて教を請はんとした。氏其の請を容れて數年の間こゝに留りて育英に従事した。後明治三年北海道廳に出仕して學務官となり大に同地の教育に盡瘁した。二十年四月官を辭して東京に歸りそれより再び仕へず。使游自適詩文を以て唯一の娛樂とした。時に春畝伊藤博文公は特に氏の爲に秋香陰舍の四字を書して與へ匾額とした。二十一年五月再上總に來り帷を千種村に下し生徒を聚めて教授した。遠近より來りて學ぶ者百有餘人に及び一時大に振つた。二十九年十二月十一日病んでこの地に歿した。享年六十二。門人故舊相謀つて東海村鶴矢家の塋域に葬つた。人と爲り恬淡寡慾人と接するに城壁を設けない。この地に來る前後二回多數の子弟を教養して大に稱譽せられた。

【附】官公立學校に在學する本縣學生數

明治二十二年頃文部省にて調査したる官公私立學校生徒數府縣別一覽表によれば本縣人にして都下に在學し居る學生は左の通り當時の學生の一般の傾向を知るに足る。官立學校ハ全國私立學校ハ東京市内

學校名	生徒數	學校名	生徒數	學校名	生徒數
大學院	一	第一高等中學校	二六	第二高等中學校	一
東京帝國大學	三	第一高等中學校醫學部	七八	第五高等中學校醫學部	一
法科大學	五	東京職工學校	一	鹿兒島造士館	一
醫科大學	一〇	高等師範學校	四	東京農林學校	一八
工科大學	一	陸軍幼年學校	二	海軍醫學校	一
東京美術學校	二	陸軍士官學校	三	東京音樂學校	二
東京商船學校	四	東京電信學校	三	高等商業學校	一九
札幌農學校	二	高等女學校	五	計	一九四

私立學校生徒數

備考 本縣人口一萬ニ對スル生徒比列一・六四ニ當ル

學校名	生徒數	學校名	生徒數	學校名	生徒數
東京專門學校	四四	慶應義塾	五二	衛生學會(醫)	四一
東京法學院	九一	明治法律學校	四〇	共立學校	四七
文官受驗豫修學會	一五一	國民英學會	四三	成立學會(普)	五一
專修學校	二七	工手學校	一八	東京物理學校	一八
甲津學會(英漢)	三〇	獨逸協會學校	一〇	攻玉社	八
補充中學校	一三	二松學會	一三	有終學校	一四
和佛學校	一一	順天求合社	一一	東京英和學校	一一
成城學校	一二	日本英學館	一三	高等素修學校(商業)	一五
敬勝館(數學)	一四	農林學校豫備校	一六	高等普通學校	一六
東京全修學校	五	東京學館	九	明治學院	六
私立哲學館	九	東京理財學校	四	英華學會	三
成醫會講習所	六	獨逸專修學校	四	東洋英和學校	三
萬有畫學	四	私立藥學校	六	典義塾	四
東日館	三	高等商業學校附屬徒弟學校	八	進德館(英漢)	三
精理塾(數簿)	二	共愛學會	二	江東義塾(英漢)	四
抱玉社	六	齒科專門學校	一	數學專修館	四
運成筆記學會	二	方圓會(數學)	一	東京英學院	五
數學研精會	二	豐國學校(簿記)	七	曉星學校(英獨普)	二

神田英學校	二	履實學會(英漢數)	四	大東英和學校	三
同人社	二	文友義塾(英漢數)	七	壬申義塾	三
日本外國語學校	四	格致學校	二	速成學會	二
簿記精修學校	七	立志義塾(英漢數)	一	整理學校	一
成立學會女子部	二三	梅岸女學校(和漢)	一	通義女校(和漢裁習)	一
跡見女學校和漢英	六	興風女學校(英漢)	一	共立女子職業學校	一
數女紅	三	靜女塾(英和漢習)	三	明治女學校(紅普女)	一
靜修女學校(英)	三	女子佛英學校	二	松香女學校(普)	五
櫻井女學校(紅普女)	二				二

合計一千六十四人

第九章 特種教育

第一節 感化院

概説 明治十九年五月二十四日縣内佛教各宗寺院共同事業として千葉町に感化院の設立を計畫し、其の經費は縣内一寺院に就て年額壹圓を負擔することとし、規則を制定して縣に出願したるに同年十一月二十八日其の認可を得た。これが本院設置の濫觴である。尋で院長は各宗の代表六

ケ月間交代で勤務することにした。當時この創立に參與し盡力したる人々は服部元良、石井實禪、金山堯範、白井知三郎、坪井善四郎等であつた。其の後いよく實施に着手するや、事豫期に違ひ豫定の各寺院醸出金は延滞不納多くして維持困難となり、其の結果明治二十一年四月の總會に於て成田山新勝寺の經營に移さんことを請へり、新勝寺は直に之を納れ、獨力を以て繼續維持することになつた。院長には成田山貫首大僧正三池照鳳師これに任じた。明治二十七年五月二十七日三池院長辭職し、次の貫首石川照勤師就職した。教育主任には當初より坪井善四郎之に當り、教誨其の他一切の經營に任じた。

其の後經營上千葉町に置くの不便を感じ、明治四十一年三月二十五日現在の地印旛郡成田町に遷して成田山感化院と改稱し、今は成田學園と名稱を改め、新勝寺五大事業の一に數へられ、事業頗る發展した。

感化院設置當時の狀況 本縣の感化事業は其の起原は極めて古く、明治十七八年の頃であつた。はじめ千葉縣監獄の教誨師等、免囚保護事業を計畫せんと、縣下各宗の僧侶の有志相携へて、縣廳に知事を訪ねた。時の知事は船越衛といひ、千葉縣歴代の知事中、縣政には最も功績ある人で、殊に社會事業をよく理解した人であつた。その時の訪問者は、後年の千葉感化院の院長又は關係者となつた人で、石井實禪、服部元良、金山堯範、その他の人々であつた。當時千葉縣監獄の教誨師や各宗僧侶は時々會合して、免囚保護の事、殊に幼年囚の選善就職などの問題に就て協議する所があつた。其の結果免囚保護に就ての團體を造らうといふことになり、先、知事の力を借らんとして、一同打連れて訪問したのであつた。船越知事はこれ等の人々の申出を具に聽取り、さて言ふやう「貴殿方の計畫は至

極結構である。自分は貴殿方の如き平常布教善導を職とせらるゝ人々がさうした方面に盡力されることは最も適切であると思つて居る。けれどもよく考へて見ると貴殿方がそれ程慈善事業に熱心さるゝならば既に罪惡を犯した者を善導するもよりも未だ罪に陥らざるに先だつてこれを教導することが一層賢明で且大切ではなからうか。既に東京には感化院が設立されたと聞くが本縣でも貴殿方の力に依つて之を設立して犯罪者を未發に防ぐことが出来たなら如何に幸福であらうとこの船越知事の熱心な態度と其の正當なる主張に敬服した石井等の往訪者はなるほど知事の説は尤である。それに相違ないから寧ろ未發に防ぐの策を採ることにしませうといふことになつてこゝにはじめて千葉感化院の端緒が發した。

知事はこれ等の人々が自説に賛成して感化事業に盡力することを誓つたので、熱心な知事は更に追求して曰ふ、貴殿方の堅い決心には敬意を表する併し何事によらず之を設けるは易いが維持繼續といふ事は資金其の他の上にも非常な困難があることは勿論御承知でもあらうが此の點に付て貴殿方は何等の成算があるかと反問されると石井等は答へて云ふ、之に當るべき人の點に付ては必しも困難はない。唯其の資金の點に付ては種々考慮の未宗教家の協力に俟ちたいと思ふ。縣下の寺院の數は三千有餘ある一寺假に一ヶ年一圓づゝ、醸出するとしても年三千有餘圓を得られる之を以て經營の費用に充てたいと。

そこで知事の賛成を得て着々進捗しいよゝ、明治十九年十一月二十八日開院式を擧ぐることになつた。この席でも知事は訓示の中に「始めあらざるなしよく終りあるもの少し。依て各位は勉強刻苦してこの至難なる事業に當り成功せられたい」との意味を述べられたといふ。

かくして服部元良、石井實禪、金山堯範の外、白井知三郎、坪井善四郎の五人の人々は宛ら創立委員の如くになつて千葉感化院會の規則を定め各宗各派の僧侶の間を東奔西走して其の施設維持に盡力した。

この時の計畫は縣下各宗寺院三千四百七十七ヶ寺から一ヶ寺一ヶ年壹圓づゝを義捐醸出して貰ふこととし、先づ以て發起人等が出金し極力勸誘募集した結果、七百有餘圓を得たので千葉町の千葉寺を假に感化院會として開院式を擧げたのであつた。

院長は各宗六ヶ月交代といふことになり初代は曹洞宗の服部元良、次代は淨土宗の石井宗禪、三代は眞言宗の解良教俊の人々が之に當つた。

千葉感化院は會員組織であり役員としては知事を總長に戴きその下に院長、幹事、取締、教授、事務員、授業者があつて事業の執行に當つた。當初發起人等が起草した規則の内容が明かでないが翌明治二十年十二月二十四日に會員の第一回總會を開いてゐるがその時の會員に配布した「主意書」と「千葉感化院規則改良案」なるものは當初案と大差なきものと思ふ。その主意書中に次のやうに唱はれてある。曰く

當院ハ去十九年十一月ヲ以テ開業ノ緒ニ着キ爾來不良ノ徒十名許ヲ入レ感化ノ法ヲ實施シタリシカ大ニ效顯アリ歐米諸國ノ實際家ノ説ヲ聞クニ一人ノ不良生ヲ感化スル其一人ハ即チ一人ナリト雖モ此改良者一人ハ即チ將來ニ於テ社會ノ罪芽凡ソ數十ヲ交除スルニ當レリト云是レ當院ノ効カニ之レヲ景慕スル所ナリ且ツ其感化事業ノ社會ニ於ケル恁ク有益ナル以上ハ廣ク世ノ有志ニ商リ早ク之レカ盛舉ヲ希ハサルヘカラス是ニ於テ當院ハ頻リニ之レヲ計畫シ遂ニ規則改良案ヲ稿セリ這ハ已ニ船越知事閣下ニ於テモ頗ル之ヲ贊助サレタル所ナリ依テ該規則中ニ掲クル會員ノ

資格ヲ有スル諸君並ニ新ニ會員タラント欲スル慈善特志ノ諸君ハ入會アラント切望ス

次に規則は四章二十七條から成つてゐるが第一章は總則第二章は組織第三章は役員第四章は議員である。重なる條項を摘記すれば

第一條 本院ノ目的ハ不良少年ヲ感化矯正シ罪犯ノ萌芽ヲ未萌ニ芟除剪滅スルニアリ

第二條 感化ノ方法ハ工業農業等ヲ習練セシメ併セテ修身學普通學ヲ授クルモノトス

第五條 本院ハ感化議會ヲ開キ本院ノ事業上ヲ商議スヘシ

第七條 毎年金一圓以上義捐スルモノヲ會員トス但數年分一時ニ義捐スルモ妨ナシトス

第十二條 義捐者姓名ハ不朽ニ傳フル爲メ感化院ノ講堂ニ揭示シ且千葉新聞紙ニ登載スヘシ

第二十一條 總長院長ハ無任期ニシテ幹事ハ三ヶ年毎ニ改撰スルモノトシ再撰スルコトヲ得

この改良案が原案の通り可決したるや否やは知らない。殊に總長院長は無任期にして云々とあるが前にも掲げたやうに各宗六ヶ月交替に行はれてゐたとすれば、この總會のあつた頃は第三代目院長の時代であつたであらうが第四代目の院長より之を無任期のつもりにしたのであるか否か兎も角、無任期院長は實現上に幾波瀾あつたことは以下記する所に依て察することが出来る。所が船越知事の警告は不幸にして事實となつて表はれた、各寺院は入會はするが會費はなかなか納めない。回收にも相當力めたが兎角延滞勝であり、新事業のことゝて月々多分の費用を要するので當路者はほとゝ困惑した。

折角の事業がこの儘挫折するは何人も忍びない所である。依て此の際廣く有力者の援助を得て永遠に維持する基礎を立てねばならぬとの説が起つた。

この會合で問題になつたのは事業基礎の擴大強化といふ點であつた。それには從來の陣容を立て直して千葉感化慈善會なるものを設けて廣く縣下有力者の醜金を請ひ、會員を増募し、會の事業として感化院を經營し、年額金一圓以上義捐する者を會員とし、年額金二十錢以上一圓未満を義捐する者を賛助員とし、年額五圓以上又は一時金二十圓以上義捐する者を特別會員とし、會の組織としては總長の外に評議員會計監督事務員なる機關を置き、感化院には役員としては院長、副院長、取締教授、授業師を置くことにし、總長、評議員、副院長會計監督は無任期であるが院長に限り一ヶ年毎に改選するものとし、縣下各宗僧侶中より之を撰出することゝした。

この總會には縣下有力者も募集したらしく、總會當日即納を以て東葛飾郡野田村の茂木七郎右衛門外六名並に同郡上花輪村の高梨兵左衛門外二名の人々は多額の義捐を齎出してゐる。

その後院長を決定する爲先づ各宗より一名宛の左の院長候補者を選出せしめた。

浄土宗 小松慈忍 曹洞宗 服部元良 日蓮宗 梨羽日環 日蓮宗妙滿寺派 阪本日植

眞言宗 三池照鳳 天台宗 平野晃榮

越て五月二十六日(明治二十一年)に千葉町信之館に於て千葉感化慈善會の評議員會及院長互選會を開いた。

その結果を記録したるものは見當らぬが、同年七月十日付の文書に院長三池照鳳たる署名あるものがあるから、院長互選の結果は成田新勝寺眞言宗の三池師が當選したものに相違あるまい。

その日の評議員會では全縣下の各寺院は一ヶ寺年一圓宛三ヶ年間繼續義納することに定められたらしい。この決定を實現せしむべく三池院長は七月二十四日午後一時に千葉感化院に各宗務

所より代表者一名宛の出席を請ひ、打合會を開催してゐる。

さていよいよ開院して事業に着手すると昔も今も變らぬ私設社會事業の經營難だが、こゝに一つ當時の苦心を物語る一挿話がある。

それは明治二十一年の初の頃でもあらうか、千葉感化院は會費が納まらず資金に窮してゐた。それを見るに見かねたか東京の同業たる東京感化院の院長から繪畫七百枚の寄贈があつた。

この繪畫は東京の有名な畫家連中が發起して義捐的に筆を揮つたものであつて、これを高價に頒賣すれば相當の資金が得られる筈である。唯畫家の繪具料實費、材料及集會費の實費として一枚平均二十四錢餘かゝつてゐるから、それだけ現金で東京感化院の方へ送金して貰ひ度いといふのである。

千葉感化院では大に喜んで豪い勢ひで之が販賣に取掛つたけれども何うしたものか當て事と何とやら計畫は向ふからはづれて、さん／＼な目にあつた。賣上げが二百枚この代金八十圓しか入金しない。然るに實費として寄贈者へ支拂はねばならぬのが百六十餘圓と云ふのだからこいつア寄贈者へお禮を云つたのが今更取消し度くなつたらう。残り五百枚を何う處置するか、色々頭をひねつて見たがよい智慧が出ない。と云つて、寄贈者へ返戻するなどは豪腹だ。その中に東京感化院から實費だけを早く送つて呉れと矢のやうな催促、この所、實務に當つてゐた坪井さん達は頭痛鉢巻だつた。

そこでいよいよ最後の手を出した。それは昔も今も變らぬ成田山へのお詣りであつた。成田山が此の残りの五百枚を引受けたか何うか、それは記録が残つて居ないから判らないが泣き付きの手

紙の文句に

今日迄の模様にては到底販賣の見込無之、若し強て之を販賣せんとすれば却て得失相償はさる事に可相成、就ては先方へ甚だ氣の毒なれども現に賣捌きたる代價八十圓餘の内二十圓は手数料とし感化院へ貰ひ受け、殘金六十圓に殘畫五百許を添へ東京感化院へ返還候事可然との事に決議致候。併し少しく忍びざる所有之且つ最初御賛成下され候次第も有之候に付右殘畫五百枚と代價百圓(平均一枚二十錢)乃至百十圓位にて座前へ御引受被下候都合に相成間敷哉云々。

と泣き乍ら「最初御賛成下され候次第も有之なと」因縁をつけてゐる。追而書きには又「是迄賣捌き候ものも多くは抽籤にて賣拂候故宜しき分のみ賣捌き候儀に無之云々」と如何に藻掻いたか、わかるではないか、勿論三池師が未だ院長にならぬ前のことである。

總長である船越知事は明治二十一年十一月元老院へ榮轉した。同時に歐米視察旅行に上ることゝなつた。だが熱心な船越は總長の職を辭さない。それで船越不在中は書記官岩佐爲春が之を代理することゝなつた。

斯くして幾波瀾を経て益々經營難に陥り遂に成田山の一手に移して維持繼續することを得て漸く更生したのである。「社會事業」雜誌安田龜一の論文に據る

第十章 社會教育

第一節 圖書館

圖書館に關する規程

圖書館に關しては明治十四年一月文部省達第四號を以て府縣立學校幼稚園書籍館等設置廢止規則が定められてあつたが同二十四年十一月文部省は小學校令第四十三條に基き幼稚園圖書館盲啞學校其の他小學校に類する各種學校及私立小學校に關する規則を定めて發布した。本令に依り圖書館に關するものを舉ぐれば左の通り

第八條 小學校令第十四條第三項ノ規程ハ幼稚園圖書館盲啞學校及各種學校ニ關シ之ヲ適用ス

(參照) 小學校令第十四條第三項ノ規程ハ傳染病ノ流行非常變災あるときは市内に在る小學校に就きては府縣知事町村内に在る小學校に就ては郡長に於て一時之を閉鎖せしむること

第十條 小學校令第七十條ノ規程ハ市町村立幼稚園圖書館盲啞學校及各種學校ニ關シ之ヲ適用ス

(參照) 小學校令第七十條ハ市町村長ハ市町村に屬する國ノ教育事務を管掌し市町村立小學校を管理す但學校長若くは首席教員ノ管理に屬する事務は之を監督す

第十一條 小學校令第九十一條ノ規程ハ私立幼稚園圖書館盲啞學校各種學校ニ關シ之ヲ適用ス

(參照) 小學校令第九十一條ハ文部大臣ハ私立小學校にして法律命令ノ規程に戻るものあるときは府縣知事を命じて之を閉鎖せしむることを得

第十二條 幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及私立小學校等ノ設置廢止ニ關スル規則ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

右規程第十二條に基き本縣にては二十五年三月縣令第三十七號を以て幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及私立小學校等ノ設置廢止に關する規則を定めた。其の中圖書館に屬するものを舉ぐれば次の通り

第一條 圖書館設置ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ町村立ハ町村長ヨリ私立ハ設立者ヨリ知事ニ稟申スヘシ

- 一、設置ノ目的
- 二、名稱
- 三、位置
- 四、規則圖書ノ種類
- 五、閱覽及休業日
- 七、閱覽料
- 八、職員ノ人員
- 十、敷地建物ノ坪數圖面並四隣ノ略圖
- 十一、歳費ノ概算 資金利子、寄附金、閱覽料、雜入金等ノ目ヲ分チ支出ハ俸給、雜給、備品費消耗品費、營繕費、雜費等ノ目ヲ分ツヘシ
- 十二、私立圖書館ハ其ノ設立者ノ履歴

第二條 圖書館設立ノ後前條事項中變更ヲ要スルモノアルトキハ第一項及第四項乃至第八項第十項乃至第十二項ハ

許可ヲ受ケ其ノ他ハ開申スヘシ

第三條 圖書館廢止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ町村長ヨリ知事ニ稟申スヘシ

第四條 圖書館ノ廢止ヲ設立者ヨリ上申スルトキハ其ノ事由ヲ詳記スヘシ

○千葉教育會圖書館

本縣の圖書館は明治二十五年五月千葉教育會が着手する事業の第一の計畫として經營されたものがこの圖書館事業であつてこれが本縣下に圖書館の創設された嚆矢である。されば其起原は相當古いのである。當時教育會は日々の會務を取扱ふ事務所もなく僅に書肆元立眞舎の樓上本町一丁目を借受けて事務を處理するに過ぎなかつたのであつたが圖書館を設立することになつてから俄に通町現在九十八銀行附近に民家を借用し此處に移つたのである。而して教育會がこれを設立したる動機は當市が縣廳所在地に拘はらず一の圖書館がないのを遺憾とし他日完全なる縣立圖書館が出来るまで補充としてこれを設立せんとしたるが始まりであつたのである。當時の文獻によれば

本縣下に於ては從來一の書籍館當時圖書館といはずなく一縣教育の體面上より見るも缺くる所あるのみならず師範、中學及醫學部等に在學する千有餘名の學生をして實際修學上の不便を感じしむること尠からず加之地方より教員試驗受験の爲來縣する者等をして往々参考書の缺乏に苦ましむることは心ある者の夙に遺憾とせし處なりき。依て本會は事業擴張の一として奮つて書籍館の創設に従事せり(中略) 將來完全なる書籍館を得て本縣教育の裨益を圖り得ること亦遠きにあらざるべし(下略)

然るに創立日尙ほ淺きも會員及有志者より委託及寄贈の圖書一千餘種三千有餘冊に上る有様であつてこれが爲事務所は忽ち狹隘を告げ翌二十六年三月には更に事務所兼圖書館を建設する

氣運となつて舊勸業試験場の敷地を縣より借用して建築したのである。其の後一二年を出でざるに其の地が現在の師範學校の用地となり縣に返還する爲他に移轉するの必要を生じ千葉町と交渉の末明治二十九年九月猪鼻臺に移轉した。それより明治四十二年六月現在縣立圖書館の建物に移るまで此處に居つたのである。

これと前後して明治二十四五年頃香取郡豊和村に圖書館が設置されたことが本縣學事年報に見えて居る。多分同地の飯塚小學校長寺本省三郎の經營したるものらしく其の規模といひ圖書の數といひ舉げて記述する程のものでない微々たるものであつた。

第十一章 教育會

概 說

明治二十六年の本縣學事年報に記する所に據れば管内に私立教育會五十二あり其の團體の全管内に渉るものを千葉教育會と稱し常設の事業として書籍館を開き雜誌を發行し教育上必要の事項を討議演説し夏季に於て教員講習會を開くを例とせり。其の他は一郡又は一郡治内に設くるものと一部又は數町村の教育者協同設置する者とあり其の事業の如きは或は授業法を講習し或は各學科の研究をなす等大差なく唯開會日數の頻繁なるものと否らざるものとあるのみとありこの頃より教育會の事業も漸く盛んになつた。

教育會開廢規則 本縣では教育會又は學術研究會を開催せんとするときは其の發起者は戸長役場並郡役所を經由して縣の認可を受けなければならぬことに規定されてある。左に其の關係

法規を抄録する。

公立教育會學術研究會開廢規則 明治二十一年三月二十七日縣令第五十二號

第一條 教育會及學術講習研究會等ノ目的ヲ以テ諸會ヲ開設セントスルトキハ其ノ發起者ニ於テ左ノ書式ニ倣ヒ戸長役場並ニ郡役所ヲ經由シテ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

書式(用紙罫半紙)

何々教育會(何々會)開設致度候ニ付御認可相成度別冊相添此段相伺候也

年 月 日

發起者住所族籍

姓

名 國

千葉縣知事宛

(別冊)

公(私)立何々教育會(何々會)規則

- 一 開設ノ目的
- 二 名 稱
- 三 位 置
- 四 會員ノ資格年齢入退會法 但教育會ハ年齢ヲ要セス
- 五 役員ノ名稱常務任期報酬ノ有無薦舉法
- 六 開期日數時間
- 七 舉行ノ事項及其ノ區域

八 會費ノ收入支出方法

九 發起者及教授者ノ履歷

一〇 研究ノ方法及其ノ學科書目

右事項中教育會ハ第九項第十項ヲ除キ學術講習研究等ニ係ル諸會ハ第七項ヲ除ク

第二條 設置ノ後規則中變更アルトキハ第一條ノ手續ニ從ヒ第四項ヨリ第七項マテ及第九項第十項ハ認可ヲ受ケ第一項第二項第三項及第八項ハ開申スヘシ

第三條 合併又ハ分離セントスルトキハ第一條ノ手續ニ從ヒ其ノ事由ヲ具シテ認可ヲ受ケ廢止ニ係ルモノハ開申スヘシ

其の後二十二年六月縣令第四十九號を以て改正した。次の如し

第一條 教育會學術會ヲ開設スルモノハ町村役場郡役所ヲ經由シテ縣廳ニ開申スヘシ 但學術會ニ於テハ子弟ヲ集メ教授スルヲ得ス

第二條 前條ノ開申書ニ掲クヘキ事項左ノ如シ

- 一 開設ノ目的
- 二 名 稱
- 三 位 置
- 四 會員ノ資格年齢
- 五 開期日數時間
- 六 舉行ノ事項及區域

七 研究ノ方法及學科

右事項中教育會ハ第七項及第四項中年齡ヲ除キ學術會ハ第六項ヲ除ク

第三條 教育會學術會開設ノ後組織ヲ變更スルカ又ハ廢止スルトキハ第一條ニ準シ開申スヘシ

第一節 千葉教育會

會長更迭 明治十八年十二月、政治機構の革新に伴ひ内閣が組織せられ彼の有名なる森有禮が文部大臣となり各般の教育制度を根本より刷新した。教育會もこれより其の使命を果すべく活動期に入つたのである。

明治十九年四月會長小杉恒太郎師範校長、文部省書記官に轉して缺員となり、副會長堅山理一郎師範校長、重忠に繼りて會務を見ること出來ず、幹事會議の上會務を處理した。二十年七月の總會に會長副會長の改選を行ひ會長は平山晋師範學校長兼教育課長、副會長は佐藤龜世師範學校校長が當選した。こゝに新に陣容が成り一意其の目的の遂行に邁進することになつた。

規則の改正 劈頭規則の改正を行つた。從來幹事は公選であつたのを會長の特選になした。こゝと其の理由は幹事は庶務會計編輯を掌るので、庶務と會計とは誰でも出来るが編輯は特別の技能を具ふるものでなければ出來ぬから公選である。と其の人を得ざる場合があるので特選にしたのである。次に月次會を廢したことである。從來在葉の會員を集めて毎月一回開會し種々會務其の他教育上に關し意見を交換したのであつたが、追々會員も増加し出席者も不定であつたので實際上餘り必要を感じないのでこれを廢して商議委員を置きこれを選舉して定め會長の諮問機關とし

たのである。次に地方幹事を廢して地方委員を置いたのであつた。これが改正の要點であつて、これより會務は敏活に撻取つた。

専任幹事設置 本會の役員は創立當初より會長をはじめ他の役員悉く他に本職があつて兼務であつたが會務も次第に擴張し雜誌の内容改善も重要視されたので二十二年四月より専任の幹事を置き香取郡伊能小學校長今大須賀小學校長であつた木内總三郎を擧げて囑託し、専ら雜誌編輯の任に當らしむることにした。當時何れの府縣の教育會でも専務の役員を置いた所はなく全く他に類例を見ないのでこの點については本縣教育會が他に誇る一つであつた。これより先本會の雜誌は毎月二回の發行であつたが、十九年七月より紙面を増加し内容を充實して月一回の發行と定めた。更に木内氏が擔任してより忽ち其の面目を一新し會員の歓迎を得た。當時の新聞雜誌は社説や論説に重きを置いたもので其の價値は一に論文の良否によつたのであつた。この頃又何れの教育會も雜誌の發行が重なる仕事であつたので雜誌の良否は直に會の盛衰に關係するほど重大性をもつて居つたのである。

夏季講習會 教員の素質を向上し其の學力を補習する爲二十二年七月二十一日より八月二十日まで一箇月間夏季講習會を開設した。學科は教育、國語、物理、化學、數學、體操の六科で講師は師範學校教諭中より囑託した。本縣で講習會を設けたのはこれが嚆矢である。講習員はすべて百四十名豫期したより二倍以上であつた。これより毎年夏冬季の休業を利用して講習會を開くを例とし教員の修養上多大の裨益を與へた。

事務所設置 本會創立以來事務所として獨立して設けたるものなく師範學校附屬小學校内

の一隅を借用して僅に其の事務を取扱つたに過ぎなかつたが、専務幹事を置き事務の進展に従ひ漸く狹隘を告げ不便を感じたるより二十三年十二月一日より當分千葉町本町一丁目六百八十二番地書肆立眞に移轉設置した其の後間もなく市内通町千二百八十二番地今の第九十八番地の裏手に移したが會務の進捗に伴ひます、借家の不便と狹隘を感じたので斷然事務所兼圖書館建設の案を建て、臨時總會を召集し其の決議に依りて工事に着手し當時縣の勸業試驗場信之館跡今の師範學校敷地内を縣より借用し明治二十六年三月竣功を見るに至りこゝに事務所兼圖書館を開設した。然るに幾干もなく其の位置は師範學校用地となり再び他に轉ずるの止むを得ざることになり此處彼處物色の末漸くにして千葉區と交渉の結果猪の鼻臺今の亥鼻臺公園當時官有地官有地拂下を請願し許可された。依て千葉區より永代無料を以て借受くべき契約を訂結し直に移轉工事に懸り明治二十九年七月落成し同九月竣工式を舉行した。爾後この事務所は明治四十四年四月今の縣立圖書館の位置に移るまで此處に居つたのである。

圖書館の設立 明治二十五年五月其の筋の認可を得て圖書館を設置した今の縣立圖書館の前身當時本縣内には何れの地にも圖書館の設けなく殊に縣廳所在地として一の圖書館なきは縣の面目に關する一般市民に讀書趣味を喚起するの必要を感じたる爲であつた。設立認可と共に有志の寄附金を募集し有益圖書の整備を謀り明治二十九年七月猪鼻臺に建設し同九月開館式を舉行した。

教科書類の出版 義に本會事業として小學校教科書の出版を計畫して初學讀本、初學修身書を發行して本縣小學校教科用書に充てしが其の後一時中止の姿なりしを小學校令實施に伴ひ郷土地誌と教授細目の必要を認め再び着手することになつた。郷土地誌は千葉縣地誌と名稱をつけ

懸賞を以て原稿を募集したが適當の物集らず更に編纂委員を中島喜一、堀越源次郎、御園生卯七に校閱を富津龜三郎、小池民次に囑託し稿成りて出版し本縣小學校教科書に採用された。教授細目は各小學校校長が編製すべきものなれども法令實施の際はじめて取扱ふこと故他に據るべき標準なきより往々師範學校附屬小學校の教授細目に則るものが多いのでこれでは地方に適さない憾があるので本會で委員を囑託し小學校各學科の教授細目を編纂し縣内小學校の参考に供して其の便利を圖つた。又この頃小學校に用ゐる習字帖は其の内容が地方的の事實多き爲これ亦委員を囑託して編纂に従事し稿成つて尋常小學習字帖、高等小學習字帖の二種を出版した。

互助法の實施 今日各府縣で實施しつゝある教員互助會又は共濟會の如きは本會では夙に其の必要を認め明治二十八年六月一日より實施した。其の旨趣は會員の共存共榮を基調として成立したものであるが教員外の會員には金額が餘りに僅少で規模が小さいといふので歡迎されず時機稍尙早の嫌があつたので實施二年有餘で廢止することになつた。本會にとつては遺憾である。左に其の規則を抄録する。

千葉教育會互助規則

第一條 互助法ハ本會々員ノ交誼ヲ親密ニシ兼テ協同團體ノ結合ヲ鞏固ニセンカ爲設クルモノニシテ會員ノ總テ遵守スヘキモノトス

第二條 互助金ヲ贈與スヘキ場合及金額ハ左ノ三種トス

- 一 會員死亡シタルトキ金貳拾圓
- 二 會員疾病ニ罹リ三ヶ月以上其ノ職業ヲ執ルト能ハサルトキ金五圓

三 會員天災地變又ハ不慮ノ難ニ罹リテ住宅ヲ失ヒ若クハ負傷シテ半ヶ月以上職業ヲ執ルコト能ハサルトキ金參圓

第四條 入會後滿一ケ年ヲ經サル者及本會員タルノ義務ヲ盡サ、ル者ニハ五助金ヲ贈與セス

第五條 會員ハ五助金トシテ一ケ年金貳拾錢宛毎年六月三十日限り納メ七月以後ニ入會スル者ハ其ノ年十二月三十日限り納ムヘシ 但本會規則第二十一條但書ニ依リ終身會員トナリタル者ハ一時ニ金貳圓五拾錢ヲ納メテ五助金ヲ納メサルコトヲ得

第六條 本會ハ互助金補助ノ爲既定歳出トシテ毎年金貳拾五圓ヲ支出スヘシ

第七條 互助金收支決算ノ上剩餘ヲ生スルトキハ翌年度へ繰越シ不足ヲ生スルトキハ本會豫備費ヨリ一時繰替支出スルモノトス

第十條 本規則ハ明治二十八年六月一日ヨリ施行ス

恤兵金獻納從軍教員の家族慰問金募集

二十七八年戰役起るや國民は恤兵獻金に軍資金の獻納に争つて之に應じた。この時に際し本會は商議委員會の決議を経て僅の資本金を割いて五百圓を軍事公債の募集に應し又内に在りては廣く會員及會員以外の義捐金を募りて本縣下小學校教員中召集に應じて從軍せる者の家族に慰問として贈與した。此等の事たる國家非常の時に臨んで團體の力を以て聊か報國の微衷を表したるに外ならないのである。

當時本會は恤兵金募集の爲左の趣旨を草して廣く會員の同情に訴へその勧誘に盡力した。

今回日清開戦ニ際シ本會々員及本籍小學校教員ニテ〇〇及〇〇ノ軍籍ニ在ル者ハ悉ク起テ其ノ筋ノ〇〇ニ應セリ想フニ是等ノ諸氏ハ平素専ラ俸給ニテ其ノ家族ヲ衣食セシメタルモノ多カルヘキヲ以テ一朝今回ノ事變ニ遭遇セル其

ノ家族ノ困難ハ實ニ察スルニ餘リアリ今ヤ我カ國民ハ恤兵獻金ニ遺族ノ扶助ニ滿腔ノ義心ヲ注キテ殆ト日モ亦足ラサラムトス況ヤ同一縣下ニ住ミ同一ノ職務ヲ執リ同一團體ニ身ヲ置ク者ノ國家ノ爲ニ斯ル境遇ニ立ツヲ見テ豈一片ノ同情ヲ表セサルヲ得ンヤ因テ本會ハ左ノ手續ヲ設ケ廣ク會員及有志ノ義捐ヲ募リテ是ヲ我カ從軍同職者ノ家族ニ寄贈セムトス熱誠アル會員諸君乞フ本會ノ微衷ヲ諒察セラレ陸續斯舉ヲ賛成アラムコトヲ

明治二十七年九月

手續

一 義捐金額 一人金拾錢以上郵便小爲替ヲ以テ送付ヲ乞フコト 但便宜會費徵收委員若クハ地方委員ノ許へ送付セラル、モ差支ナシ

一 寄贈方法 所管郡役所ニ照會シテ從軍者家族ノ境遇ヲ取調へ本會役員審議ノ上各等差ヲ附シテ寄贈スルコトトス

一 收支報告 義捐者ノ姓名金額及義捐金ノ收支決算ハ本會雜誌上ニ報告シ義捐者ニ對シテハ別ニ領收證ヲ發セス

一 募集期限 來十月三十日迄トス

應召從軍小學校及中等學校教員は全縣下で二十九人であつた其の家族の境遇を明細に調査し慎重審議の結果各等差を附して慰問金を贈與した。

遭難慰問

明治二十四年五月十日露國皇太子ニコラス親王殿下後皇帝と成る滋賀縣大津にて護衛巡査津田三藏の爲に不慮の御危害を加へらるゝの警報に接するや國を擧げて驚愕した。本會は直に左の電報を以て御見舞を申上げた。

貴國皇太子殿下不慮ノ凶變ニ罹ラセ給ヒシ趣痛哭ノ至ニ堪ヘス謹テ御見舞申上奉ル

明治二十四年五月十二日

千葉縣千葉教育會七百二十五名總代會長 平山 晋

露國皇太子殿下

侍從長閣下

右に付藤島本縣知事より左の傳達があつた。

露國皇太子殿下先般滋賀縣下大津ニ於テ御遭難ノ際御見舞申上ラレ候處

殿下ニ於テ深ク御満足ニ被思召候趣ヲ以テ右之段傳達可致旨本日在京都内務大臣ヨリ電報有之候條此旨傳達候也

明治二十四年五月十九日

千葉縣知事 藤島正健

千葉教育會七百有餘名總代會長 平山 晋殿

又明治二十八年三月清國欽差大臣李鴻章媾和使として馬關に滞在中不慮の危難に遇つた。當時李鴻章は我が辨理大臣伊藤博文陸奥宗光と媾和談判中一日旅館への歸途或兇人の爲にピストルにて狙撃され毒丸顔面に命中し容易ならぬ騒ぎとなり戦捷の功もこれが爲に空しくならんかなど國民擧げて憂慮した。幸にも案外負傷は軽く僅に一週間を出でずして全治し國民は漸く愁眉を開いた。本會は會長平山晋會員一千八百八名を代表して慰問狀を贈りたるが李經芳より丁寧な謝狀を寄せられた。慰問狀及謝狀は左の通り

李伯閣下遭難ノ報ニ接シ驚愕ニ堪ヘス茲ニ會員一千八百八名ヲ代表シ恭シク慰問ノ意ヲ表シ併テ速ニ全癒アラントヲ祈ル

明治二十八年三月三十一日

大日本國千葉縣千葉町千葉教育會長 平山 晋

大清國頭欽差大臣李伯閣下

謝 狀

敬復者頃接

來函以我國

欽差頭等全權大臣忽遭意外之事備承

慰問本大臣已將

雅意轉稟 家君承 命代爲泐謝等因特此布謝並頌日佳

光緒二十一年三月十六日

李 經 芳

大日本帝國千葉教育會長 平山 晋 貴下

總會の狀況 總會は當時本會に於ける重要な年中行事の一つで毎年一回定期總會を六月に開會することになつて居つた。總會には地方會員はこれを機會に出縣するを唯一の樂みとした總會は創立當時は一週間乃至五日間開會したるがこの頃になつては三日間の開會を常例とした開會の舉行事項としては縣廳の諮問事項をはじめ本會又は會員提出の研究問題又は建議事項等盛り澤山に列べられて討議研究し又東京より著名の士を聘して其の講演を聞いた。交通不便なる當時に在りては地方に於て名士を招いて講演を聴くが如きは容易でなかつたので會員に非常の裨益を與へたものである。會員は其の數僅に千名内外であつたが總會の出席數はいつも其の半數に達して居つた。かくの如くして一面には教育者の輿論の反映を實現せんと努めたのであつた。其の一例を擧ぐれば二十三年小學校令が發布された當時の如き其の實施に先たちこれが附帶の法

規は府縣知事の權限に依つて定むべきものが少くないので當局に建議して成るべく縣内多數の教育實務者の意見を徴し實施上萬違算なからしむるやう期した。これが爲縣は其の議を容れて二十五年三月一日より五日間師範學校講堂に於て各郡聯合教育會を開催し縣が發令せんとする小學校教則、小學校則、祝日大祭日の儀式に關する次第、小學校試業規則等の草案を諮問さるゝことになつた。委員は各郡教育會より選出された者四十三名本會より十名を選定し學務課長議長席に着きて各委員の意見を求め決議の結果を纏めて知事に答申した。縣はこれ等の答申を尊重し、更に縣に設けたる小學校令實施取調委員の手に移して慎重審議を遂げこれを採用して發令することになつた。教育者の輿論はかくして實現されたのである。

會長以下役員

會長は明治二十年七月の總會に前會長小杉恒太郎の後を襲うて當選の上就任したる平山晋は其の後任期滿了毎に再選せられ本會の擴張發展に盡力しよく統制の功を完うした。副會長佐藤龜世は明治二十二年十月其の職を辭し翌二十三年十一月の總會に豊岡俊一郎（師範學校長）當選した。これ亦改期毎に推薦せられ二十八年七月香川縣に轉任まで就任した。幹事は會長の特選により一年毎に改選され明治二十年には小池民次、伊藤弘一、齋藤時之助、木村忠、有田連（以上師範學校職員）囑託され二十一年には鳥海鯛次郎、島田衷、原田直、木村忠、伊藤弘一、齋藤時之助、小池民次、同年十二月鳥海鯛次郎、島田衷、木村忠、辭任、栗山久吉、高浦丈雄補缺として就任、二十二年には始めて專任制度となり木内總三郎專務として就任、其の他は小池民次、伊藤弘一、齋藤時之助、原田直を挙げ同年二月堀越源次郎補缺囑託した。二十三年には木内總三郎、小池民次、伊藤弘一、堀越源次郎、上原保俊、二十四年には木内總三郎、小池民次、堀越源次郎、上原保俊、二十五年には小池民次、堀越源次郎、木内總三郎、御園

生卯七、上原保俊再任又は新任し其の以後二十八年まで毎年改選毎に再任して異動はなかつた。書記は二十六年より新に置き友金勝藏を任命し翌年にははじめ沼田眞を命じ後に飯村義男代つた。專任幹事木内總三郎は本會黎明期に於て始めて專務の役員を置かれた時、最初の專務幹事として最も活動され最も盡力され最も功績を貽された一人である。本縣教育會が今日偉大の發展を遂げたるが其の基礎を確立したるは氏の力に負ふ所頗る大なるものがある。氏は香取郡滑河町大須賀の出身で夙に本縣師範學校を卒業し同郡伊能小學校校長（今の大須賀小學校）に職を奉じ大に其の成績を挙げたるが二十二年四月修學の志を立て職を辭して東京に出でた。適本會は毎月發行する雜誌の内容を充實改善せん爲適當の編輯員を置かんとする議があつたのでこれを好機として其の編輯を託した。氏其の任に當るや椽大の筆を揮つて時事問題を論議し或は初等教育費國庫補助問題に或は教員待遇問題に或は教員補充問題に未だ世間で論議せざる問題を捉へ來つて堂々と意見を發表して紙面を賑はした。それのみならず雜誌の體裁を改めて時好に適せしめた。これより千葉教育雜誌の名聲は全國教育會雜誌中第一位に列する稱讚を得たのである。氏は又事務所の必要を感じ會の事業を經營擴張するには相當の建物を要す。殊に圖書館建設の急務なるを感じたる氏は速に適當の地を相して事務所を建築せざるべからずとなし、最初縣に請願して縣有財産である勸業試驗場跡（今の師範學校敷地）を借用してこゝに工作したが師範學校改築の爲に他に移轉することゝなり百方苦慮奔走の末猪鼻臺を借用して漸く事務所兼圖書館を建設したのである。氏は又出版事業を經營して比較的價格を廉にし土地の状況に適合せる兒童の教科書を供給し一般子女の修學に便利を圖らんとし（當時未だ國定制でなかつた）その手始めとして小學校用習字帖及千葉縣地誌を編纂出版した。而して其

れより得たる収益は本會事業擴張の財源に充てんとする計畫であつたのである其の他氏は専任幹事として二十九年七月まで七年有餘の間計畫又は實施されたる重なるものは教員の學力補習の目的で夏冬季の休業を利用して講習會を開設する例を開きたる如き教員の缺乏を補充せん爲縣費の補助を得て本會に教員講習所を設置せんと計畫したるが如き會員の互助法を設けて教員の共存共榮の途を講じたる如き縣下教育の振興の爲に盡瘁したる効績は没すべからざるものがある。

經費 明治二十八年六月より同二十九年五月までの本會經費收支豫算は左の通り

本會經費

收		入		支		出	
會費收入	一、三五六〇〇	役員報酬	三〇一〇〇	雜誌費	四八一九〇	資本金利息	三一〇九二
雜收入	二五五五〇	書記俸給	六〇〇〇〇	郵便電信料	一〇四八二〇	未納會費收入	六〇二一〇〇
合 計	六〇二一〇〇	小使手當	四八〇〇〇	雜會費	六四九七〇		
		備給	三〇〇〇	總會費	八一五五〇		
		商議委員會費	一一五九五〇	營繕費	一五七三〇		
		職員慰勞費	二四〇〇〇	會費徵收費	六〇〇〇〇		
		旅費	四二〇四〇	會員互助補助金	二五〇〇〇		
				附屬書籍館	一〇八六四〇		
				圖書購入費	一五〇〇〇		
				豫備費	一五〇〇〇		
				合 計	一、五五一六〇〇		

收		入		支		出	
會費收入	一、三五六〇〇	役員報酬	三〇一〇〇	雜誌費	四八一九〇	資本金利息	三一〇九二
雜收入	二五五五〇	書記俸給	六〇〇〇〇	郵便電信料	一〇四八二〇	未納會費收入	六〇二一〇〇
合 計	六〇二一〇〇	小使手當	四八〇〇〇	雜會費	六四九七〇		
		備給	三〇〇〇	總會費	八一五五〇		
		商議委員會費	一一五九五〇	營繕費	一五七三〇		
		職員慰勞費	二四〇〇〇	會費徵收費	六〇〇〇〇		
		旅費	四二〇四〇	會員互助補助金	二五〇〇〇		
				附屬書籍館	一〇八六四〇		
				圖書購入費	一五〇〇〇		
				豫備費	一五〇〇〇		
				合 計	一、五五一六〇〇		

收支差引金四百六拾參圓拾四錢壹厘剩餘 資本金繰越

收		入		支		出	
會員互助金	二二六〇〇〇	死亡會員贈與金	一六〇〇〇	疾病會員贈與金	七五〇〇〇		
本會補助金	二五〇〇〇						
合 計	四七六〇〇〇						

合	計	二五二〇〇〇	罹災會員贈與金	一五〇〇〇
			計	二五〇〇〇〇

收支差引金壹圓剩餘 翌年度へ繰越

第二節 郡、町村教育會

本縣では郡制施行前即ち明治三十年迄は郡役所の數は十箇所であつたが、郡の數は二十一であつた郡教育會は一郡治下に統一したるもの、外各郡毎に設立し更に郡によつては一郡内に南部北部の分會或は東部西部の支會などを設けたる所もあつた。これが爲當時郡教育會の數は本會支會を合せて四十有餘に上つて居りこれに町村教育會を合すれば五十以上を算するに至つた。左に其の狀況の概要に就て記述する。

千葉市原郡役所管内

千葉に千葉郡教師同盟會あり、市原に市原郡教育會あり又千葉郡西北部教育會ありいづれも毎年一回乃至二回總會を開き教育上の演説討論及授業の得失等を講じ同盟會にては會員の不慮の災害に罹る者に對し互助法ありて其の裨益少くない。

東葛飾郡役所管内

東葛飾郡教育會は明治二十年十月三十一日の創設である。其の目的はこれを大にしては教育の施設を翼賛し之を小にしては教育界の指導者となり直接には郡内普通教育改善を促し間接には

郡教育上の上進を期し以て國家の品位を高め國民の福祉を増進せんことを期するにある。今創立以來拮据經營した事業の梗概を指摘すれば毎年總集會を開き教育上緊要の事項を討議し斯道の名望家を聘して其の講話を聴き會報を發行して教育に資し就中明治二十三年には當時の普通學務局長伊澤修二視學官檜垣直右等諸氏の臨場を求めて學政上の講話を乞ひ、同二十五年には文部屬林正幹、清水直義等諸氏を聘して小學校令の疑義を質し次て「教則案」を草して本縣知事の參考に供した。知事より縣下各教育會に新小學校令に伴ふ教則上の諮問あるや進んで之に答申し明治二十六年修身教科書豫查の命あるや奮て之に應じたる如き當時本會が深く意を用ゐたる所であつた。

又本會の基礎を鞏固にせん爲には明治二十六年基本財産一萬圓蓄積の計畫を立て募集に着手せし以來教員の熱誠と會員の篤志とによつて現在四千四百餘圓を見るに至つた。本會は又教育改良上進の手段として小學校教員の品性學識を向上する必要を認め明治二十一年以來毎歳の夏季講習又は日曜講習に多大の經費を支出し又時に准教員養成所裁縫教員養成所を設立し其の他府縣視察員派遣等を爲した。

印旛下埴生、南相馬郡役所管内

一郡治下を統一したる印旛下埴生、南相馬郡教育會は事務所を佐倉町同郡役所内に置く。同會は明治二十二年の創立で毎年一回總會を開き實驗上の談話討議をなし名士を聘して講話を聴聞するを常とした。又佐倉、成田、木下の三箇所に毎月一回教員の講習會を開き夏季休業を利用して復教員の講習を利用する等郡教育の普及改善に資する所尠くない。又毎年縣下及近府縣に學事視察委

員を派遣し其の復命書を印刷し會員に配布した。又町村教育會は郡内に一二の設立あれども未だ普及の域に達しない。會長には郡長武藤宗彬を挙げ、副會長に青柳殿雄幹事に伊藤藏之佐、仲田徹、佐生寅松、淺野爲吉を選舉し、支會を成田、木下、安食、布佐に置き、本支會相提携して教育の普及上進を圖るに努めつゝある。

香取郡役所管内

香取郡教育會は明治十二年教育令の發布に當り小學校則より教科書に至るまで教師の選定に任せ其の權限の頗る擴張せるを以て自奮自發教育の普及上進を期すべく、櫻井理一郎、永澤仲之亮以上香取郡書記、安藤定一、飯尾悰太郎、寺本省三郎以上小學校長等主唱と爲り香取郡教育會を創立し同志の入會を促し遂に本會を開設した。これが本會の起原である。十五年縣教育會が各郡に分支會を設け系統的連絡を爲し縣下教育の發展を圖らんとするより本會は之に賛同して組織を改めて千葉教育會香取分會とし更に佐原、小見川、神崎、萬歳、多古の五支會を置きたりしも同十七年會務を刷新すると共に基本金を募集し其の基礎を鞏固にし獨立して香取郡教育會と稱し會報を發刊して大に其の面目を新にし又年々講習會を開設し會員の學力向上を圖り總會には知名の士を聘して講演を公開し地方文化の進展に盡力した。

海上匝瑛郡役所管内

舊く一郡治内を統一した海匝教育會あり明治十八年一月の創立であつた。其の下に銚子分會、匝瑛分會及中部分會の三分會あり別に三川教育談話會があつた。海匝教育會は郡内有志者より基本金を募集し會の基礎を鞏固にし講習會を開設して教員の學力を上進せしめた。銚子分會は授業

法講習規則を設け毎月第一日曜日に會合して各科の教授法を研究した。匝瑛郡分會及中部分會でけ入會者を勧誘して會員の増加を圖り各科教授の批評を實行し小學校兒童に國家思想を喚起することを講究した。三川教育談話會では子守教育を實施するに努めた。

山邊武射郡役所管内

山邊武射郡治下には山邊武射教育會の外創設したるものなし其の起原は明治十九年であつて會員二百有餘を有し事務所を郡内東金町に置き郡治内の教育の發展を圖つた。年々夏季休業を利用し教員の學術講習會を開設し千葉縣尋常師範學校教員及文部省編輯局員を聘し國語、數學、教育の教科を講習し又郡内小學校兒童の成績品及教育品展覽會を開設して其の上進を促進せしめた。

長柄上埴生郡役所管内

長柄上埴生教育會は事務所を長柄上埴生郡役所内に置いた。明治十三年十月の創立で小學校の教則改正に當り討議研究の必要を認め組織したるものである。當時郡内に小學校長であつた鶴岡清次郎、關口伴五郎、小出三平等の首唱で初め長柄郡教育會と稱せしが翌十四年範圍を擴張し長柄上埴生教育會と改めた。同十六年三月千葉教育會の分會となり同二十年更に獨立して長柄上埴生教育會となつた。

夷隅郡役所管内

夷隅郡教育會は明治十四年四月の創立に係る。當時郡内小學校教員を以て組織し會員數僅に五十に満たなかつた。春秋二季に會合して教育に關する諸般の討議研究をなした。十八年四月千葉教育會と連絡して夷隅教育會を閉鎖し夷隅教育分會を組織すると共に會員の範圍を擴大し戸長學

務委員町村有志を會員に誘導し其の數八十餘名に達した。二十三年十月右分會の外更に本郡小學校教員を以て教員組合會を興した。爾來兩會對立の状態であつたが二十五年千葉教育會の分會を離れ教員組合會のみとなつた。會員は四十三名年一回若くは二回總集會を開催し教育上の事項を討議研究し二十七年五月教員組合會を改めて夷隅教育會と稱し會報を刊行して會員に配付した。

望陀周准天羽郡役所管内

望陀周准天羽三郡私立教育會は明治二十一年一月二十三日創立されたるもので創立に盡力されたるは河村勝之助後梶沼、堤辰藏、根本健治、島村貞藏、今川周藏、谷中國、樹鱈次郎、荒川半藏、千頭井徳藏、磯部周等であつて本郡教育の普及上進に盡くしたる事蹟は少くない。創立當初の會則によると事務所の位置は周准郡鹿野山宿と定めてある。今日より見るときは奇異の感があるが當時では同郡内主要の地とされたのであつた。二十五年四月以降會則の改正により位置を望陀郡木更津町に移し會費は一ヶ月三錢と改めて開會毎に二十錢納付することに改めた。創立當時は毎年開會の總集會に於て教育に關する時事問題の討議、上級官廳に對する建白、教育上の演説、講話、諮問、答申等に依り本會の目的遂行に努めたるが、爾來世運の進展と共に會務大に揚り諸般の施設を爲して本郡教育の進歩發達に資する所少くない。又本郡管内には夙に望陀、周准、天羽各郡毎に教育會を組織し本會と連絡提携して本郡教育の普及上進に努めたのである。

久留里町教育談話會 明治二十二年二月九日の創立で當時僅に四十七名に過ぎなかつたが後屢々會員を募集し同町在住の有志を會員とし普通會員、特別會員の二種に分ち同町教育の上進を圖らんが爲事業として學齡兒童の保護救済、教職員の優遇、講演會、講習會の開催等を行つて居る。君津郡誌に據る

安房、平、朝夷、長狹郡役所管内

はじめ各郡毎に教育會を組織したる外別に平郡には北部教育會、安房郡南部には房陽教育會を興したるが明治二十一年一月三日安房郡有志教育會を創設した。是より先安房國四郡内小學校教員其の他有志者十數名は毎年一月相會して年賀を述べ併て教育上の打合をなしたるが加入者漸く増加するに従ひ會則を設定するの必要を生じ明治二十一年に於て組織を變更し會務を擴張し毎年一月總會を開き教育上に關する討議若くは協議をなし併て教育大家を聘して講話を聴き又は郡衙の委嘱に應じて講習會を開設する等或は教育實務者に便にして或は教育施設の參考に資し以て斯道の爲盡瘁したる功頗る大なるものがある。安房郡誌に據る

第五編 第五期

自明治二十九年日清戰役以後
至同 三十八年日露戰役終期

第一章 總 說

一、日清戰役後教育の振興

明治二十七八年戰役に於て我が帝國は大に國威を宣揚した。其の原因は種々あるべけれど國民教育の普及が確に其の一大原因といはれたので、日清戰役後の教育界は實に國民の自覺に伴ふ教育勃興の歴史に外ならなかつた。當時我が國民は政府の誘導督責を待たず自ら進んで學齡兒童を就學せしめ、其の勸誘獎勵を待たず各地争うて學校を經營し當局をして却て濫設の恐なきかを憂へしめ法令の改正を待たず教育界の輿論を作つて當局の反省を促すに至つた。其の英氣や勃々として當るべからざる壯觀を呈した。

戰捷の重なる原因が國民教育の發達普及に在りと叫ばるゝや貴衆兩院より清國から得たる債金十分の一を割いて普通教育の振興に充てんことを建議し、政府も之に従ひ議會の協賛を経て明治三十二年三月法律を以て「教育基金特別會計法」を制定公布し債金の中一千萬圓を教育基金とし

其の利子を以て普通教育の獎勵費に補助することゝなつた。

小學校教育費國庫補助の問題は明治二十五年以來多年の懸案で東京に於ける教育に理解ある民間有志は夙に國立教育期成同盟會を組織し、伊澤修二を會長とし、議會に向つて請願書を提出し、議會はこの請願を採擇して政府に建議した。其の後この問題は日清戰役の起つた爲一時中止の姿となり、第九議會明治二十八年にはじめて政府はこの法案を提出して可決され、明治二十九年三月法律第十四號を以て小學校教員年功加俸國庫補助法を公布した。

明治三十三年八月勅令を以て更に小學校令を發布し同時に同施行規則を定めた。先に明治二十三年の小學校令施行以來十年の星霜を経たので、其の間に於ける時勢の進歩と實施上の經驗とは自ら改正の必要を生ぜしめたのである。其の改正事項の著しい點を擧ぐれば從來の讀書、作文、習字を合して國語科に統一し漢字數を一千二百字に制限し假名字體を一定し字音假名遣を簡易にして捧引になし、國語國字問題に或程度の解決を與へた。又各科の每週教授時數を減じ試験を全廢して兒童衛生の爲を圖り尋常小學校修業年限を四箇年に限定し、従つて義務教育年限を四年とし、授業料の無徴收無月謝を本體とした。尙ほ日清戰役後の學齡兒童の就學歩合を統計によつて示せば、明治二十七年度末に於て學齡兒童百人中六十一人七分二厘の就學者は三十六年度末に至りては九十三人二分三厘に達し、就中女兒は二倍以上となり男女就學の差は百人中僅に三人餘に過ぎない好況を呈した。

中學校令は三十二年二月勅令を以て公布し尋常中學校の名稱を改めて中學校となした。其の目的を男子に須要なる高等普通教育を施す機關とし、同三十四年五月中學校令施行規則翌三十五年

二月中學校教授要目を發布した。高等女學校に就ては從來は十九年の中學校令の中に規定してあつたが二十八年一月高等女學校規程を定め、三十二年二月更に勅令を以て高等女學校令を發布され、三十四年三月高等女學校令施行規則を三十六年三月高等女學校教授要目を發布し、すべて中學校と歩調を同するに至つた。「改正中學校令」の特色は(一)明治二十七年六月井上文部大臣時代高等學校令が公布され高等中學校の名稱が廢された結果である。(二)一箇年以内の補習科を置き三月中學校を卒業して九月高等諸學校に入學する者の爲に便宜を圖つたことである。(三)日清戦役後著しく増加した入學希望者を收容する爲に各府縣をして一箇以上の中學校を設立すべしと命じたことである。(四)文部大臣は必要と認めたる場合には府縣に其の増設を命ずることを得るものとした。又高等女學校令の特色は(一)郡市町村、町村學校組合及私人にも高等女學校の設置を許したこと。(二)修業年限四箇年を本體とし從來より二箇年を減じたる代りに入學資格を高めたこと。(三)高等女學校にては二箇年以内の補習科を置き又技藝専修科及卒業生の爲に専攻科を置くことを得るものとした等である。日清戦役後中學校の入學者は著しく激増し、既設の學校では到底收容することを得なくなつたので各府縣は競うて中學校を増設したる爲明治二十七年度の八十一校は三十六年度は二百六十八校に達し生徒數は二萬二千三百二十一一人より九萬七千六百五十一人となり學校數は三倍半生徒數は約五倍となつた。高等女學校に至つては全く日清戦役の所産物と稱すべきもので其の發達は到底中學校の比でない。即ち明治二十七年に官立一校公立七校私立六校のみであつたが三十六年度に至り官立一校公立八十二校私立八校となり生徒數は二千三百十四人より二萬五千七百十九人に増加し其の比例は校數六倍生徒數十一倍となつた。戦後普通教育の

發達中特に注意に値するものは實に中等教育の勃興である。

本縣の中學校は二十年來縣立千葉中學校が唯一校であつて、それさへ時には其の存立を危まれたることもあつたが、日清戦役後、時勢の變遷と共に、明治三十二年四月先づ私立佐倉中學校が縣立に移管され、翌三十三年四月佐原、銚子、大多喜の三校と木更津、成東の二分校が設置され、三十四年四月安房中學校を増設し同時に木更津、成東の二分校を本校に引直し、新に松戸分校を設置した。是に於て從來縣立一校でありしもの俄に増加して本校八校、分校一校を有することとなつた。高等女學校はこれまで一校もなかつたが本期に入り三十四年四月より縣立千葉高等女學校が設立され女子の高等普通教育を施す途が開かれた。

師範學校は從來の師範學校令を改めて師範教育令となし明治三十年十月勅令を以て公布した。本令では尋常師範學校を單に師範學校と改めしめ、從來高等師範學校は府縣の師範學校長及教員を養成するを本體となしたるが中等教育の勃興に伴ひ教員の需要益々多きを加へらるゝに至り師範學校中學校高等女學校の教員を養成する所とした。又師範學校は一府縣一校に限られたるを同年十二月の訓令により一府縣に二校を置くことを許され、この場合に於ては男女によつて區別せしめたので漸次女子師範學校の獨立設置を見るやうになつた。

日清戦役後諸學校の増設擴張の結果教員の需要著しく増加し到る所其の缺乏を訴ふるに至つた。是に於て中等教員養成の爲には三十五年三月廣島高等師範學校、四十一年三月奈良女子高等師範學校を新設したが尙ほ其の不足を充分に補充が出来なかつたので三十五年三月勅令を以て臨時教員養成所官制を定め東京帝國大學を始め六箇所の臨時教員養成所を設置して其の充實を圖

つた。又小學校教員補充には各府縣を通じて師範學校の擴張増設を圖り明治三十一年には全國に於て學校數四七、生徒數八、一八一人のもの三十八年には學校數六六、生徒數一六、五八二人となり校數に於て十九生徒數に於て二倍の多きに増加した。本縣の如きも三十二年より生徒數男子を四倍に増加し女子を分離して三十七年四月より女子師範學校を獨立し各學級の定員を増加した。文部省は更に中初等教員の學力の補充修養の爲に年々夏期休業を利用して各府縣よりこれ等の教員を召集して講習を行つた。又地方では府縣をはじめ私立の教育會では其の例に倣ひ講師を聘して小學校教員の講習會を開くを常とした。殊に日清戰役後になつては普通教育振興の聲漸く高まるに従ひ夏期講習會は一種の流行となるに至つた。

戰後又實業教育發展の氣運を促し、三十二年二月實業學校令を定め發布した。これに據れば工業學校、農業學校、商業學校、商船學校及實業補習學抄を統一したるもので我が邦に於て始めて見る所の勅令である。實業學校の設置は府縣の任意なれども土地の情況に應じて必要な實業學校を文部大臣より其の設置を命ずることを得るとした。又同月文部省は省令を以て「工業學校規程」「農業學校規程」「商業學校規程」「商船學校規程」を定め各甲乙二種に分ち甲種は高等小學校卒業生を入れて三箇年の教育を施し、乙種は尋常小學校を卒へたる者を收容し高等小學校の程度に相當せしむ。三十四年十二月水産學校規程を三十五年一月實業補習學校規程を三十七年三月徒弟學校規程を定めた。是より實業教育の制度は大に整頓した。

次に文部省は私立學校令を定め、三十二年八月勅令を以て公布した。私立學校は特別の規定ある場合を除く外地方長官の監督に屬し其の設立は監督官廳の認可を受くるものとした。私立學校の

教育が教育上有害と認めるときは監督官廳はこれを閉鎖を命じ得べき條項を規定し設備授業等の變更も命ずることが出来ることにした。同時に文部省は私立學校令施行規則を發布し設立認可の方法、學則に規定すべき事項、校長教員認可の手續等を規定した。

井上文相時代中等學校を廢して高等學校令を發布し、高等學校は、各種の専門學科を教授するを本體とし、兼て帝國大學へ入學する者の爲に、大學豫科を置くことを得るものとした。其の後明治三十三年までに第六高等學校まで設けられ、第三高等學校には法、醫、工の三學部と豫科、第五高等學校に工、醫の二學部と豫科、他は醫學部と豫科とを置いた。然るに三十四年各高等學校の醫學部は獨立の醫學専門學校となりこれと前後して第三高等學校の法、工二學部は廢止されたので高等學校は純然たる大學豫科となり高等學校所期の目的は失敗に了つた。委となつた。これに由りて明治三十六年三月更に勅令を以て専門學校令を公布し、専門學校は高等の學術技藝を教授する學校とし、官立、公立、私立の區別を認めた。本令によれば公立又は私立の専門學校の設置廢止は、文部大臣の認可を受くべく、修業年限三箇年以上入學資格は中學校又は高等女學校の程度とし、既設の學校で三十六年四月本令施行の日より一箇年以内に認可申請の手續をなさないものは廢校と見做すと宣言した。これより専門學校の制度は大に整頓した。

社會教育上重要な機關たる圖書館は、前期まで帝國圖書館を除きては其の數に於ても、其の内容に於ても不振の状態であつたが、日清戰役後各種の教育勃興するに伴ひ、公私立の圖書館漸次發達して來たので、三十二年十一月勅令を以て圖書館令を發布し、北海道府縣郡市町村北海道及沖縄に於ては公衆の閱覽に供する爲、圖書を蒐集して圖書館を設置することを得るものとした。其の外圖

書館の設置は私人にもこれを許し、公立學校私立學校にも附設することを許した。かくて圖書館事業の發達を統一指導することゝなつた。

本期に於て新に學校衛生及學校醫に關する規程が整頓した。明治二十九年五月勅令を以て文部省に學校衛生顧問會議を置き、同三十一年二月勅令を以て公立學校に學校醫を置き、地方長官をしてこれを囑託せしめた。同月文部省令を以て學校醫職務規程を定め、且其の資格を規定した。同年十月學校衛生主事を置き、三十三年四月より文部省總務局に學校衛生課を置いた。この間に學校衛生上發布されたる主なる法令を擧ぐれば、三十年一月學校清潔方法を定め、翌三十一年九月學校傳染病豫防消毒法を發布し、三十三年三月學生生徒身體検査規程を定めた。同月訓令を以て師範學校女生徒及高等女學校生徒の衛生上の注意を與へ、又小學校及中學校程度の兒童生徒の喫煙を禁じ、これが勵行を期するやう示して居る。

教科書制度に關して特筆すべきは國定教科書の採用である。從來小學校の教科用圖書は文部大臣の檢定したるものに就き、小學校圖書審査委員會に於て審査したるものゝ中より府縣知事が採定することになつて居つたのである。當時圖書の審査採定に關し、發行書肆の其の販賣を競争する結果種々の弊害續出し、明治三十五年の末之が不正事件さへ暴露され、遂には司法權の發動を見るに至つた。これが世に所謂の教科書事件である。同年末より翌年三四月に亘り縣知事、書記官、文部省視學官、圖書審査官、府縣視學官、縣立諸學校長、縣視學、郡視學等審査に關係せる者の中には收賄の嫌疑を以て縲紲の辱を受けたる者百數十名に及んだ。文部省は從來の制度を廢して、小學校教科用書を國定となし、文部省にて著作することゝなり、三十六年四月より實施した。この教科書事件は明治

教育史一上大汚點を貽したるは遺憾なるも、教科書制度の改善を促し、積年の弊害を一掃したる所よりいへば禍を轉じて福と爲したものとはいへるであらう。

以上述べたる如く、日清戰役後、國運の進展に伴ひ、遂に公布した各種の學校令は三十二、三年前後に於て革新の必要を生じ、三十年十月新に師範教育令を制定したるを始め、三十二年二月には中學校令を、三十三年八月には小學校令を改正し、又從來發布しなかつた實業學校令は三十二年二月、高等女學校令は同月七日、専門學校令は三十六年三月、其の他私立學校令、圖書館令、學校衛生に關する諸規程の如き、何れも新に制定して、悉くこれを公布して、教育制度の改善ことゝに一段落を告げるに至つた。

二、日清戰役後の思想界

國民の自覺 日清戰役は言ふまでもなく我が國が國帑を賭して戰つた國家生存上の一大戰争であつたので、我が國民はこれによつて一大試鍊を體驗したのである。明治思想史の局面を一變し、國民的自覺を普遍にし、國家的信念を確乎たらしめたことは疑を要しない。明治二十年前後に於ける歐化思想の反動として起つたる國家思想は、今は全く其の面目を異にした國家主義の出現を見るに至つた。高山林次郎、木村鷹太郎、湯本武比古等の唱道した日本主義の如きこれである。これ等の主張する所は我が國體の精華を發揮し、自國尊重の理想を實現するにあるのである。

社會問題の勃興 國民的自覺の結果は各人をして人生問題、社會問題、信仰問題等に考を向けしむるに至つた。従つて明治三十年以後に於ては宗教哲學、社會問題に關する著書が續々出版せら

れ、其の中でも、矢野文雄の「新社會」黒岩周六の「天人論」中江兆民の「一年有半」綱島梁川の「見神論」等は最も多く愛讀せられた。

武士道の鼓吹 他の方には日清戦争大勝の内面的原因として日本固有の武士道を認め國民に大に尙武の氣風を喚起した。其の結果教育上にも影響して中等以上の學校には劍道柔道等を課するもの漸く出で高等女學校にも薙刀又は薙刀體操を授けるものもあるに至つた。

公德心の養成 國運の發展に伴ひて我が國民の歐米に往來する者益々頻繁となり我の一事一物は彼に反映し、彼の風俗習慣も亦詳細に我に紹介せられ、従つて我が國民は其の長所を發揮し短所を自覺して自重の念を生ずるに至つた。彼の公德問題の如きはそれである。當時歐米を巡視して歸朝したる穂積陳重博士は、帝國教育會の講演に於て我が國民の缺點を警告し、公德問題に論及した。而して其の反響は忽新聞雜誌に論評され、一時公德養成の聲は喧しく叫ばれた。

自然主義の唱道 日清戦捷の結果は、二億三千兩邦貨三億五千萬圓の賠償金を得たる爲、經濟界は一時好況を呈し、物價は暴騰して止まる所を知らない。國民一般に奢侈浮華の風を生じ、物質萬能主義に傾き、再、個人主義の勃興を見るに至つた。其の代表的運動と見做すべきは高山林次郎、登張信一郎等の主張せるニイチェ主義であつた。高山林次郎は露に日本主義を主唱したるもの、俄然態度を一變してニイチェ主義を唱道し、美的生活を主張した。これにより天下青年の思潮翕然として之に向つた。これ蓋し高山の思想文章が一世を動かす絶大の力があつたとはいへないが、この時に方りて人心漸く國家主義に飽き物質萬能主義に傾いた爲である。

三、教育思想の變遷

ヘルバルト教育學の全盛時期は前期に於て申述べたる如く明治二十五六年から同じく三十五年まで凡十年間である。この間は全國の教育界を風靡したものである。現に今日一般に用ゐられて居る教育學上の術語でこの時代に譯された品性(カクテル)とか、陶冶(ビルデン)とか、この二語を連続して品性陶冶といふ語が出来た。概念(ベグリッフ)も大概の「概」と觀念の「念」を繼ぎ合せて作つた俗語である。湯淺元一氏學制五十年史論文ヘルバルト派教育學說の全盛時代に據る訓練とか養護とかいふ熟語もこのヘルバルト派の所産である。

ヘルバルト學派の旺盛を極めた反動として、本期の半頃社會的教育學が勃興した。ヘルバルト派の教育學説は根本に於て個人主義であつたのに對して時勢の實情よりして國家的若くは社會的の教育學説が起つて來たのである。明治三十一年には谷本富は「將來の教育學一名國家的教育學卑見」と題する書を公にして學風變遷の魁をなした。而して同氏の國家的社會的教育の思想は三十三四年後に於て他の見地より盛んに唱道さるゝに至つた。又三十三年より育成會本縣人石川榮司の經營に係るに於て「教育學解説を發行し、其の中に熊谷五郎のヴィルマンの教育學、大瀨甚太郎のシユライルマツヘルの教育學ナトロプの社會的教育學を解説し、三十五年に熊谷五郎はベルグマンの著書を譯述して「最近大教育學」を刊行した。三十七年には吉田熊次はデーリング教育學及ベルゲマンの社會的教育學を含んだ「社會的教育學講義」を出し、同年樋口勘治郎はこの反動として「國家社會主義新教育學」を出版して居る。之に依ても如何に社會的教育學の流行を來したかを見るべきである。而して當